

～富士山のすその 水・緑・人を共に育てるまち～

第2次裾野市環境基本計画

裾野市地球温暖化対策地方公共団体実行計画 | 区域施策編

【後期計画】
令和3年度～令和7年度



はじめに

裾野市は富士山のふもとに広がり東に箱根外輪山、西に愛鷹山の豊かな緑に囲まれ、市民に親しまれている河川や豊富な地下水が私たちの生活にうるおいと恵みをもたらす自然豊かなまちです。

当市では、平成 17 年 2 月に「裾野市環境基本計画」を策定し、平成 28 年 3 月には現行の計画であります「第 2 次裾野市環境基本計画」を策定しました。

本計画では、望ましい環境像を「富士山のすその 水・緑・人を共に育てるまち」として掲げ、本市の良好な環境を将来世代に継承していくため、市民、ボランティア、事業者、行政の協働のもと、今まで推進してきた環境施策をより発展させ、いつまでも豊かな環境を共に享受できる裾野市を目指しております。今回、計画策定から 5 年が経過し、社会経済状況や環境の変化、他の計画との整合を図るために中間見直しを行うこととなりました。

本見直しでは、「安全・安心」「自然共生社会」「循環型社会」「低炭素社会」「環境教育」の 5 つの環境目標に係る数値目標について、中間評価を行い、後期に向けて目標値を改めました。

また、地球温暖化対策については、国が表明した令和 32 年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」の実現を踏まえ、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の数値目標を見直しました。地球温暖化問題の積極的な周知・啓発を行い、持続可能な脱炭素社会の実現を目指し、ストップ温暖化に取り組んでまいります。

当市は、本年 1 月 1 日に市制施行 50 周年を迎え、新たなまちづくりの指針「第 5 次裾野市総合計画」を策定しました。この新しい総合計画では、裾野市らしい「田園」と「未来都市」が令（うるわ）しく調和する「みんなが誇る豊かな田園未来都市すその」の実現を目指し、地域に誇りを持つ市民や地域経済をけん引する企業等とともに、未来志向で協働・連携してまちづくりを進めてまいります。








結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議、ご検討いただきました裾野市環境審議会委員の方々に厚くお礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

裾野市長 高村 謙二



【 目 次 】

 第 1 章 計画の基本的事項	1
第 1 節 計画策定の背景	2
第 2 節 前期計画の中間評価	5
第 3 節 第 2 次計画（後期計画）の基本的事項	10
 第 2 章 裾野市の環境の現状	13
第 1 節 裾野市の概況	14
第 2 節 安全・安心	17
第 3 節 自然共生社会	21
第 4 節 循環型社会	31
第 5 節 低炭素社会	34
第 6 節 環境教育	41
第 7 節 市民・事業者の取り組み	43
 第 3 章 計画の目標	45
第 1 節 基本理念	46
第 2 節 望ましい環境像	47
第 3 節 環境目標	48
 第 4 章 主体別の取り組み	51
第 1 節 重点プロジェクト「すその環境共育プロジェクト」	52
第 2 節 主体別の取り組み内容	58
◆環境目標 1 安全・安心で快適な環境のまちづくり	
取り組みの方向 1 生活環境の向上	60
取り組みの方向 2 安全できれいな快適環境の創造	62
◆環境目標 2 豊かな自然と人が共生するまちづくり	
取り組みの方向 3 自然環境の保全と生物多様性の維持	64
取り組みの方向 4 自然とのふれあいの場や機会の創造	66
取り組みの方向 5 景観や文化の保全と活用	68
◆環境目標 3 環境負荷の少ない循環を基調とするまちづくり	
取り組みの方向 6 6 R の推進とごみの適正処理	70
◆環境目標 4 地球温暖化防止に努めるまちづくり	
取り組みの方向 7 地球温暖化対策の推進	73
◆環境目標 5 持続可能な社会を実現するための人づくり	
取り組みの方向 8 環境教育・環境情報の普及促進	78
 第 5 章 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）	81
第 1 節 実行計画の概要	82
第 2 節 温室効果ガス排出量の現状	84
第 3 節 温室効果ガス排出量の削減目標	87
第 4 節 地球温暖化に関する対策・施策	94
 第 6 章 計画推進システム	95
第 1 節 計画の推進体制	96
第 2 節 計画の進行管理	97
 資料編	99



<第2次裾野市環境基本計画（後期計画）の構成>

計画の構成

各章のポイント

第1章 計画の基本的事項

- ◆計画策定の背景
- ◆前期計画の中間評価
- ◆第2次計画（後期計画）の基本的事項
 - 計画の目的と位置付け
 - 計画の対象とする地域と環境の範囲
 - 計画の期間
 - 計画の推進主体

- * 計画策定の背景（裾野市の動き、環境政策の方向性や社会情勢の動向）についてまとめ、第2次計画（後期計画）の方向性を示します。
- * 第2次計画（後期計画）の目的や位置付け、対象とする環境の範囲、計画の期間、推進主体などについてまとめます。

第2章 裾野市の環境の現状

- ◆安全・安心
- ◆循環型社会
- ◆環境教育
- ◆自然共生社会
- ◆低炭素社会
- ◆市民・事業者の取り組み

- * 安全・安心、自然共生社会、循環型社会、低炭素社会、環境教育などの分野ごとに、前期計画策定後の環境の変化などをまとめます。

第3章 計画の目標

- ◆基本理念
- ◆望ましい環境像
- ◆環境目標

- * 基本理念は裾野市環境基本条例の基本理念を踏襲します。
- * 裾野市が目指すべき将来の望ましい環境像を定め、それを実現するための環境目標を示します。

第4章 主体別の取り組み

- ◆重点プロジェクト
「すその環境共育プロジェクト」
- ◆主体別の取り組み内容
 - 取り組みの方向
 - 環境課題
 - 各主体の共通目標
 - 市が推進する取り組み
 - 市民・事業者・滞在者等の取り組み

- * 数ある取り組みの中で優先的・重点的に取り組むべきものについて、重点プロジェクトとしてまとめます。
- * 環境目標ごとに、取り組みの方向、環境課題、各主体の共通目標、市が推進する取り組み、市民・事業者・滞在者等の取り組み内容を示します。

第5章 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）

- ◆実行計画の概要
- ◆温室効果ガス排出量の現状
- ◆温室効果ガス排出量の削減目標
- ◆地球温暖化に関する対策・施策

- * 市域全体からの温室効果ガス排出量に対して、基準年と目標年を定め、温室効果ガス排出量の削減目標を示します。
- * 削減目標の達成を目指した地球温暖化に関する対策・施策を示します。

第6章 計画推進システム

- ◆計画の推進体制
- ◆計画の進行管理

- * 計画の実効性を高めるための推進体制と進行管理についてまとめます。

第 1 章

計画の基本的事項



第1節 計画策定の背景

裾野市では平成14年12月に「裾野市環境基本条例」を制定して以降、「裾野市環境基本計画」や「裾野市地域省エネルギービジョン」の策定を行い、環境政策の推進を図っています。ここでは、裾野市における環境行政の動きをまとめます。

1-1 裾野市の動向

■裾野市環境基本条例及び裾野市環境基本計画の策定

裾野市では、平成14年12月に制定された「裾野市環境基本条例」第9条に基づき、平成17年2月に「裾野市環境基本計画」（以下「第1次計画」という。）を策定しました。

第1次計画では望ましい環境像として「富士山のふもと 森・水・文化を育む すその」を設定し、その実現のために「富士・箱根・愛鷹の自然の恵みとふれあうまち」「水と緑を大切に身近な歴史を生かしたまち」「みんなで取り組み よりきれいな水と空気を未来につなぐまち」「市民が環境問題に対して広い視野と責任を持てるまち」の4つの環境目標を掲げ、さまざまな環境施策に取り組んできました。



裾野市環境基本計画
(体系図)

■裾野市地域省エネルギービジョンなどの策定

エネルギー消費の抑制、温室効果ガスの排出削減につながる省エネルギー対策は、環境行政の推進の上で欠かせないものであることから、平成21年2月に「裾野市地域省エネルギービジョン」を策定しました。同ビジョンでは、エネルギー消費の現状や省エネ効果を調査し、地域に適した省エネルギー対策の実施方針と具体的な対策を示しています。



裾野市地域
省エネルギービジョン

■第2次裾野市環境基本計画の策定

平成26年度で計画期間の満了した第1次計画を見直し、「第2次裾野市環境基本計画」（以下「前期計画」という。）を平成28年3月に策定しました。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を、第2次環境基本計画に含む形で策定しました。



第2次裾野市
環境基本計画

1-2 環境政策の方向性

前期計画策定後の環境政策の方向性についてまとめます。

■「目指すべき持続可能な社会の姿」の提示

国は「21世紀環境立国戦略」（平成19年6月）の中で、持続可能な社会を目指すために「自然共生社会」「循環型社会」「低炭素社会」の3つの社会の構築を提示しました。さらに、平成24年4月には、「第四次環境基本計画」が閣議決定され、前述の3つの社会に加え、これらの社会の基盤として「安全が確保される社会」が掲げられています。



■「第五次環境基本計画」の策定

国は平成30年4月、SDGs（持続可能な開発目標）、パリ協定採択後はじめての第五次環境基本計画を策定しました。SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくこととしています。



■地球温暖化対策の方向性の提示

平成20年6月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定が地方自治体にも求められるようになりました。その後、政府は平成25年11月、京都議定書に代わる新たな温室効果ガス排出量の削減目標として「2020年までに2005年度比3.8%削減」をCOP19で発表しました。平成27年7月には2030年の削減目標として「2013年度比26%減」を決定しました。

また、平成27年12月には2020年以降の地球温暖化対策の新たな枠組みとして「パリ協定」がCOP21で採択されました。更に令和2年10月には、国は令和32年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」「脱炭素社会」の実現を目指すことを表明しました。このように、世界、国、地方自治体で相次いで地球温暖化対策の方向性が提示され、取り組みが進んでいます。



1-3 第2次裾野市環境基本計画の見直し

前期計画の策定から5年が経過し、社会情勢や環境を取り巻く状況が変化していることや、令和3年1月に「第5次裾野市総合計画（前期基本計画）」が策定されることから、令和2年度に中間見直しを行うこととしました。

そのため、庁内各課で数値目標や環境施策の実績などを評価し、さらには裾野市環境審議会での審議、パブリックコメントを経て、令和3年度から令和7年度を計画期間とする新たな「裾野市環境基本計画（後期計画）」を策定しました。

第2次裾野市環境基本計画（後期計画）の策定までの経緯

年度	裾野市の動き	環境政策の方向性や社会情勢の動向
H14～ H16	<ul style="list-style-type: none"> 「裾野市環境基本条例」の制定（H14.12） 「裾野市環境基本条例」の施行（H16.4） 「裾野市環境基本計画」の策定（H17.2） 	
H17		<ul style="list-style-type: none"> 「京都議定書目標達成計画」閣議決定
H18		<ul style="list-style-type: none"> 「第3次環境基本計画」閣議決定
H19		<ul style="list-style-type: none"> 「21世紀環境立国戦略」の閣議決定 「第三次生物多様性国家戦略」閣議決定
H20	<ul style="list-style-type: none"> 「裾野市地域省エネルギービジョン」の策定（H21.2） 	<ul style="list-style-type: none"> 「生物多様性基本法」施行 「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 北海道洞爺湖サミット開催 「省エネ法」改正
H21	<ul style="list-style-type: none"> 「裾野市食育推進計画」の策定（H22.3） 	<ul style="list-style-type: none"> 「生物多様性国家戦略2010」閣議決定
H22	<ul style="list-style-type: none"> 「裾野市観光基本計画」の策定（H23.3） 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性COP10（名古屋）開催 東日本大震災の発生 「第3次静岡県環境基本計画」の策定
H23	<ul style="list-style-type: none"> 「第3次国土利用計画裾野市計画」の策定（H23.4） 「第4次裾野市総合計画」の策定（H23.4） 「裾野市一般廃棄物処理基本計画」の策定（H24.3） 「裾野市住生活基本計画」の策定（H24.3） 	<ul style="list-style-type: none"> 「生物多様性地域連携促進法」施行 「静岡県希少野生動植物保護条例」の施行
H24	<ul style="list-style-type: none"> 「裾野市景観形成基本計画」の策定（H25.3） 「裾野市景観計画」の策定（H25.3） 	<ul style="list-style-type: none"> 「第四次環境基本計画」の閣議決定 「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 「当面の地球温暖化対策に関する方針」の閣議決定
H25	<ul style="list-style-type: none"> 「富士山-信仰の対象と芸術の源泉」（本市関係では、須山浅間神社、富士山域が構成資産の1つ）が世界遺産に登録（H25.6） 	<ul style="list-style-type: none"> 「小型家電リサイクル法」施行 「省エネ法」改正 「第3次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 COP19で日本の新たな温室効果ガス削減目標を発表
H26		<ul style="list-style-type: none"> 「エネルギー基本計画」の閣議決定 「水素・燃料電池戦略ロードマップ」の公表 「ふじのくにFCV普及促進協議会」の発足 「水循環基本法」施行
H27	<ul style="list-style-type: none"> 「裾野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定（H27.10） 「裾野市都市計画マスタープラン」の策定（H28.3） 「第2次裾野市環境基本計画（地球温暖化対策地方公共団体実行計画・区域施策編）を含む」の策定（H28.3） 	<ul style="list-style-type: none"> COP21で2020年以降の新たな地球温暖化対策の枠組みとしてパリ協定を採択 「改定版第3次静岡県環境基本計画」の策定
H28	<ul style="list-style-type: none"> 「改訂版裾野市一般廃棄物処理基本計画」の策定（H29.3） 	<ul style="list-style-type: none"> 「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正
H30		<ul style="list-style-type: none"> 「第五次環境基本計画」の閣議決定 「第4次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
R2	<ul style="list-style-type: none"> 「第5次裾野市総合計画」の策定（R3.1） 「第4次国土利用計画裾野市計画」の策定（R3.1） 「裾野市都市計画マスタープラン」の策定（R3.3） 	<ul style="list-style-type: none"> 2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする「カーボンニュートラル実現」の政府表明

第2節 前期計画の中間評価

数値目標の達成状況により、前期計画の評価を行います。

2-1 数値目標の評価

前期計画で掲げた数値目標の達成状況の評価を行います。

目標を達成（A）、目標に向けて順調に推移（B）については、より高い目標を設定するとともに、目標への進捗が低い（C）、目標達成が困難（D）については、目標値の再検討や指標の見直しを行います。

令和2年度の目標値に対する令和元年度の現状値の評価

【評価】	【目標達成率】
A：目標を達成	100%以上
B：目標に向けて順調に推移	80%以上～100%未満
C：目標への進捗が低い	50%以上～80%未満
D：目標達成が困難	50%未満

環境目標1 安全・安心で快適な環境のまちづくり

■取り組みの方向1 生活環境の向上

環境指標	基準(H26)	現状(R1)	中間目標(R2)	計画目標(R7)	評価
大気汚染・悪臭・騒音・振動・水質汚濁の苦情件数	26件/年	19件/年	15件/年	10件/年	C

➡苦情件数は減少傾向にありますが、相変わらず苦情に占める割合が高いのが、屋外焼却（野焼き）となっています。農業又は林業の作業に伴って行う燃焼行為は規制の例外となっていますが、焼却の際は、天候、時間帯、風向などに配慮し、近隣住民の迷惑にならないようお願いしていきます。引き続き、大気、騒音測定などを実施していきます。

環境指標	基準(H26)	現状(R1)	中間目標(R2)	計画目標(R7)	評価
水質汚濁にかかる環境基準達成率	100%	100%	100%	100%	A

➡水質汚濁については、例年、環境基準内に収まっており目標は達成しております。引き続き、企業排水、河川、湧水の水質検査を実施し、水質の保全に努めます。

環境指標	基準(H26)	現状(R1)	中間目標(R2)	計画目標(R7)	評価
下水道普及率	37.8%	43.2%	43.0%	46.6%	A

➡下水道事業アクションプランに基づき、管路整備及び面整備を行ってきたが、概ね計画通りの普及率となっています。引き続き、計画に沿った整備を進めていきます。また下水道区域において下水道に未接続の世帯があることから、早期接続の促進を図っていきます。

■取り組みの方向2 安全できれいな快適環境の創造

環境指標	基準(H26)	現状(R1)	中間目標(R2)	計画目標(R7)	評価
市民1人1日平均有収水量	308.1 ℓ/人・日	302.8 ℓ/人・日	259.0 ℓ/人・日	252.0 ℓ/人・日	B

➡目標値には達成していませんが、節水意識の向上や節水型機器の普及により、平均有収水量は下がってきています。引続き水道週間における広報や、水道施設見学の実施等により、節水意識の啓発を行っていくと共に、ペットボトル「裾野市の水」により、水資源の大切さをPRしていきます。

環境指標	基準(H26)	現状(R1)	中間目標(R2)	計画目標(R7)	評価
河川・道路等一斉清掃の参加者数(年2回)	22,794人/年2回	25,730人/年2回	24,500人/年2回	24,700人/年2回	A

➡人口減少にある中、また、天候に左右される事業ではありますが、区民のコミュニティの一環に位置づけられていることもあり、参加者の生徒の割合が増加傾向にあります。引き続き目標達成を維持できるよう、広報及び美化活動の支援をしていきます。

環境目標2 豊かな自然と人が共生するまちづくり

■取り組みの方向3 自然環境の保全と生物多様性の維持

環境指標	基準(H26)	現状(R1)	中間目標(R2)	計画目標(R7)	評価
耕作放棄地解消面積	6.9 ha/年	2.7 ha/年	7.0 ha/年	7.0 ha/年	D

➡農業従事者の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地は年々増加しています。認定農業者の規模拡大や経営改善に対する支援を通じて、地域の中心的担い手である認定農業者へ農地の利用集積を進め、耕作放棄地の解消を図ります。

環境指標	基準(H26)	現状(R1)	中間目標(R2)	計画目標(R7)	評価
間伐事業実施面積	144.3 ha/年	135.8 ha/年	150.0 ha/年	150.0 ha/年	B

➡間伐事業を適正に実施するとともに、県による林道整備の継続や既存林道の維持管理を行い、森林の保全に努めました。目標である年150haの間伐実施面積については、毎年ほぼ達成しています。引き続き、森林所有者に森林管理についての意向確認を行い、安定的な森林整備を進めます。

■取り組みの方向4 自然とのふれあいの場や機会の創造

環境指標	基準(H26)	現状(R1)	中間目標(R2)	計画目標(R7)	評価
公園などの身近な緑地の環境整備満足度(市民意識調査)	13.4%	18.6%	15.0%	17.0%	A

➡公園などの身近な緑地の環境整備満足度(市民意識調査)については、目標である15.0%を達成しております。市民意識調査の回答結果は、年度ごとバラつきがあり、指標としての管理が難しいことから、後期計画では環境指標の見直しを行います。

環境指標	基準(H26)	現状(R1)	中間目標(R2)	計画目標(R7)	評価
親子水生生物調査参加者数	21人/年	0人/年(中止)	40人/年	40人/年	D

➡令和元年度は荒天のため、調査自体が中止となりましたが、例年の参加者数は、30名から40名弱で推移しております。参加者募集については、広報誌や市公式ウェブサイト、SNSを通じて広く周知し、調査を継続していきます。

環境指標	基準(H26)	現状(R1)	中間目標(R2)	計画目標(R7)	評価
パノラマロードの花畑の作業参加者数	627人/年	544人/年	650人/年	650人/年	B

➡参加者については700人超えの年もありましたが、ここ数年は600人弱で推移しています。市民協働による荒廃農地対策として成果を上げているので、引き続き市民に参加を呼びかけるとともに、安定的な開花を期待できる花種及び土質の研究に努めます。

■取り組みの方向5 景観や文化の保全と活用

環境指標	基準(H26)	現状(R1)	中間目標(R2)	計画目標(R7)	評価
まちなみや自然景観の美しさ満足度(市民意識調査)	23.8%	27.0%	27.0%	30.0%	A

➡本市における景観法に基づく景観重要公共施設として、パノラマロード、国道469号、富士山スカイライン、中央公園、小柄沢緑地が指定されています。まちなみや自然景観の美しさ満足度(市民意識調査)については、目標である27.0%を達成しております。

環境指標	基準(H26)	現状(R1)	中間目標(R2)	計画目標(R7)	評価
富士山一斉清掃参加人数	181人/年	189人/年	200人/年	220人/年	B

➡参加人数は平成28年度の221人をピークに、現在200名弱で推移しています。清掃活動については、安全面を考えると1度に大勢の参加も望ましくないため、目標達成に向けて、活動回数の増加などに努めていきます。

環境指標	基準(H26)	現状(R1)	中間目標(R2)	計画目標(R7)	評価
深良川清掃参加者数	40人/年	40人/年	70人/年	100人/年	C

➡参加者数は、平成26年から令和元年までほぼ40人/年で推移しており、進捗率は低い状況にあります。当初は参加者を深良地区以外にも募る予定でしたが、作業範囲が狭いため自ずと参加者に上限があり、また深良川から直接取水する地域の住民の河川清掃として定着しているため、市内全域への展開が馴染まないことにあります。

環境目標3 環境負荷の少ない循環を基調とするまちづくり

■取り組みの方向6 3Rの推進とごみの適正処理

環境指標	基準(H26)	現状(R1)	中間目標(R3)	計画目標(R7)	評価
市民1人1日当たりのごみ排出量	863g/人・日	795g/人・日	809.8g/人・日	—	A

➡ごみ排出量は、一般廃棄物処理基本計画の目標値である令和3年度までに809.8g/人・日を達成しております。人口減少や新型コロナウイルスによる生活様式の変化により、市民1人1日当たりのごみ排出量は増加すると予想されますが、引き続き、市公式ウェブサイトやごみの出し方便利帳などで、ごみ減量・資源有効利用を啓発していきます。

環境指標	基準(H26)	現状(R1)	中間目標(R2)	計画目標(R7)	評価
最終処分量(埋立量+客土)	1,861m ³ /年	2,803m ³ /年	1,840m ³ /年	1,780m ³ /年	C

➡廃棄物処理後の埋立量自体は減少しておりますが、第一期最終処分場の閉鎖に向けた最終覆土を実施しているため、客土を含めた埋立量は29年度から増加しています。引き続きごみの減量化、リサイクルを推進し、最終処分量の減量に努めます。

環境指標	基準(H26)	現状(R1)	中間目標(R2)	計画目標(R7)	評価
不法投棄苦情件数	15件/年	10件/年	10件/年	7件/年	A

➡苦情件数は年度により増減がありますが、10件~15件で推移しております。引き続き、啓発活動やパトロール、また警察との連携を図り、不法投棄の防止に努めます。

環境目標4 地球温暖化防止に努めるまちづくり

■取り組みの方向7 地球温暖化対策の推進

環境指標	基準(H26)	現状(R1)	中間目標(R2)	計画目標(R7)	評価
温室効果ガス排出量(公共施設)	17,299 t-CO ₂	13,386 t-CO ₂	16,261 t-CO ₂	15,396 t-CO ₂	A

➡令和元年度の温室効果ガス排出量の内、48.4%を一般廃棄物の焼却の廃プラスチック類が占めています。廃プラスチック類による温室効果ガス排出量は、昨年度より24%減少したため、全体の温室効果ガス排出量が減少したと考えられます。当市の温室効果ガス排出量は、廃プラスチック類の焼却量に左右されるため毎年増減があります。引き続き排出量削減に努めます。

環境指標	基準(H26)	現状(R1)	中間目標(R2)	計画目標(R7)	評価
住宅用太陽光発電設置補助件数普及率(補助設置数/一戸建住戸数)	8.4%	10.7%	14.0%	18.0%	C

➡太陽光発電システムは、補助制度を開始した平成13年度から令和元年度までで累計1,508件の補助を行い、令和元年度末の普及率は10.7%となりました。全戸数に対して市が補助をして太陽光発電を設置した戸数を指標としています。補助を受けずに太陽光発電を設置した住宅を計上していないため、太陽光発電の普及率は更に高いと考えられます。太陽光発電システムは新築住宅等において一般的仕様となり、一定の普及がなされていると判断し令和元年度をもって補助を終了しました。

環境指標	基準(H26)	現状(R1)	中間目標(R2)	計画目標(R7)	評価
燃料電池システム延べ補助件数	0台	48台	180台	330台	D

➡燃料電池システムに対する補助金は、平成27年度から令和元年度の5年間で累計48台、年平均9.6台の補助となっております。目標達成には今後毎年50件のペースで補助をしなければならず、達成は難しい状況にあります。制度の更なるPRを行い、普及に努めます。

環境指標	基準(H26)	現状(R1)	中間目標(R2)	計画目標(R7)	評価
アースキッズ事業延べ参加者数	152人	919人	400人	650人	A

➡地球温暖化対策の意識を高めるための事業として実施しており、小学生の参加人数は毎年150人前後で順調に伸びています。家庭での環境配慮意識の向上に向け、今後も継続して実施していきます。

環境指標	基準(H26)	現状(R1)	中間目標(R2)	計画目標(R7)	評価
市役所における低公害車割合	47.8%	62.3%	53.6%	70.5%	A

➡公用車の更新に際しては低公害車を主眼に選定を行っており、割合は年々上昇しております。なお、公用車の集中管理を推進することで、公用車自体の総数削減に努めます。

環境指標	基準(H26)	現状(R1)	中間目標(R2)	計画目標(R7)	評価
次世代自動車普及率(市全体)	6.2% (H27.4.1)	10.9%	19.0%	28.0%	C

➡基準年と比べ少しずつ普及されていると考えられますが、現状年1%ずつの上昇率であり、計画目標との乖離がみられることから、後期目標については検討する必要があります。静岡県内の市町別の普及率では上位に位置しており、今後も普及啓発に努めます。

環境目標5 持続可能な社会を実現するための人づくり

■取り組みの方向8 環境教育・環境情報の普及促進

環境指標	基準(H26)	現状(R1)	中間目標(R2)	計画目標(R7)	評価
環境イベント・環境教育講座開催数	21回/年	42回/年	30回/年	40回/年	A

➡環境について考えるきっかけづくりとして目標に沿って実施されています。開催回数については今後大きな増加は見込んでいませんが、より効果的に周知できるよう、今後もバランスよく開催していきます。

環境指標	基準(H26)	現状(R1)	中間目標(R2)	計画目標(R7)	評価
環境活動登録制度の認定団体数	—	7件	10件	20件	C

➡初期に登録した参加団体から増加していないのが現状です。参加団体の活動を市公式ウェブサイトにてPRしていますが、参加団体が一向に増加しないので、仕組みを再考する必要があります。

第3節 第2次計画(後期計画)の基本的事項

3-1 第2次計画(後期計画)策定の方向性

裾野市の動向、環境政策の方向性や社会情勢の動向、前期計画の中間評価を踏まえて、「第2次裾野市環境基本計画(後期計画)」(以下「本計画」という。)の策定の方向性を以下に示します。

【第2次計画(後期計画)策定の方向性】

■持続可能な社会を実現するための4つの社会を目指した計画づくり

国の「第四次環境基本計画」で示された「安全が確保される社会」「自然共生社会」「循環型社会」「低炭素社会」を基本に、「第五次環境基本計画」を踏まえた計画の体系とします。

■目標や進捗・成果を明示した計画づくり

市・市民・事業者が一体となって取り組みを進めていくため、本市が目指す将来の環境像や環境ごとの目標、施策や取り組みの達成目標を分かりやすく明示する計画とします。それと同時に計画の進捗状況や成果を誰の目からも分かりやすく示しておくことが重要であるため、進捗状況及び成果を分かりやすく示すための環境指標を設定します。

■環境教育・環境学習や環境情報を重視した計画づくり

環境問題の解決には、市・市民・事業者などの各主体が環境問題を自らの問題として認識し、環境保全に向けた取り組みを積極的に行う必要があります。平成26年度に実施した市民アンケートによると、環境教育・環境学習や環境情報は、他の項目と比べて満足度及び重要度ともに低く、施策の重要性に対する認識の向上と、従来の取り組みの改善を図る必要があります。

そこで、環境教育・環境学習や環境情報を本計画の重点プロジェクトとして掲げ、取り組みを推進していきます。



■地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)と一体化した計画づくり

地球温暖化対策推進法第19条第2項の規定に基づき、都道府県及び指定都市、中核市、特例市を除く市町村では、地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定の努力義務が定められています。そこで本計画では、環境基本計画の中に地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)を含有し、両計画を一体として効率的な運用を図っていくこととします。



■次世代環境技術を活かした計画づくり

東日本大震災の発生後、「安全・安心」が国民的な関心事になるとともに、以前にも増してエネルギーに関する取り組みの重要度が高まっています。このため、再生可能エネルギーや水素エネルギーなど、次世代環境技術を活かしたまちづくりを、第2次計画(後期計画)の取り組みとして検討します。

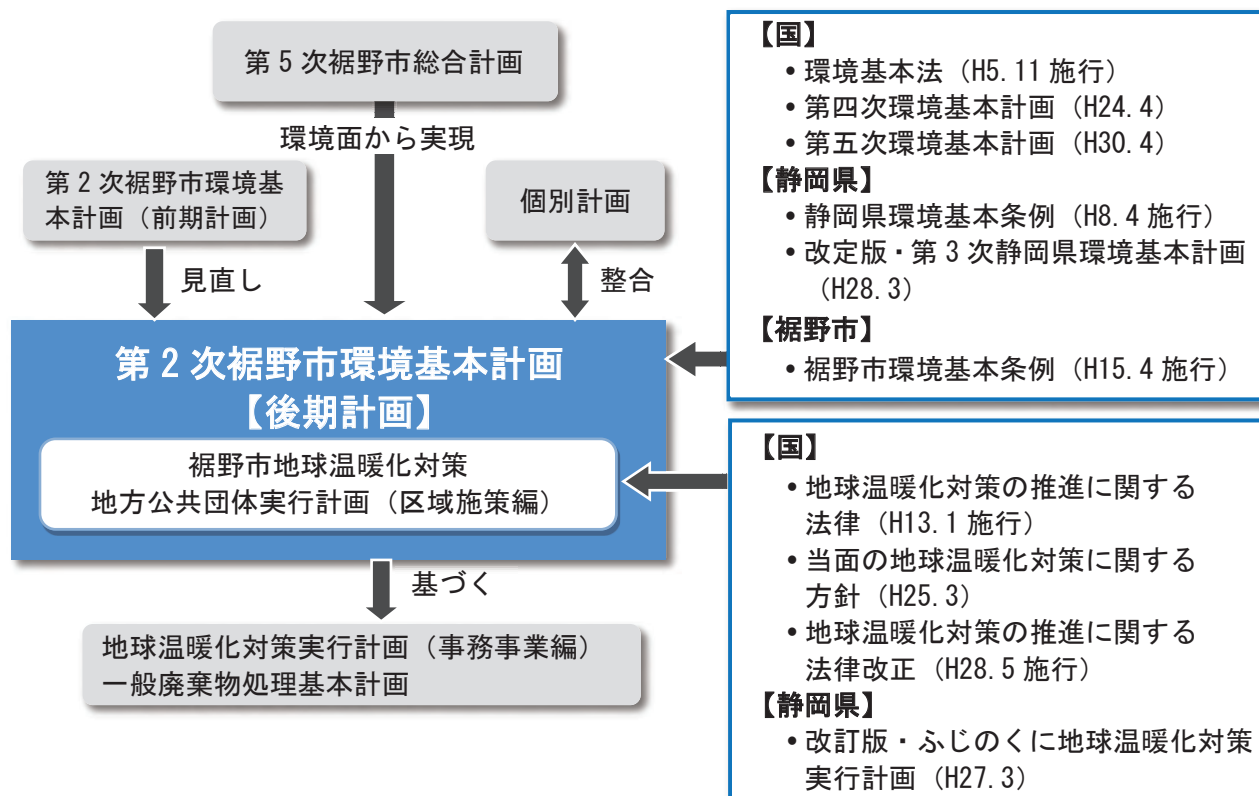


3-2 計画の目的と位置付け

本計画は、平成14年12月に制定された裾野市環境基本条例第9条に基づいて策定するものです。環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、望ましい環境のあり方や環境施策の基本的方向などを示し、市・市民・事業者・滞在者等の取り組みを明らかにすることを目的とします。

また、「第5次裾野市総合計画」（計画期間：令和3年度～令和12年度）の基本構想に掲げられている目指すべきまちの将来像「みんなが誇る豊かな田園未来都市すその」を実現するために、環境面から施策を推進する役割を担っています。

さらに、地球温暖化対策、省エネルギー・再生可能エネルギー施策を積極的かつ効率的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を含有するものとします。



3-3 計画の対象とする地域と環境の範囲

計画の対象地域は裾野市全域、対象とする環境は以下のとおりとします。

●安全・安心

大気汚染、悪臭、騒音、振動、水質汚濁、生活環境、水資源、環境美化、空き家対策、動物愛護

●自然共生社会

河川、農地、森林、動植物、自然とのふれあい、景観、歴史・文化

●循環型社会

ごみ、適正処理、不法投棄

●低炭素社会

総合的な地球温暖化対策、再生可能エネルギー、省エネルギー、交通、緑化

●環境教育

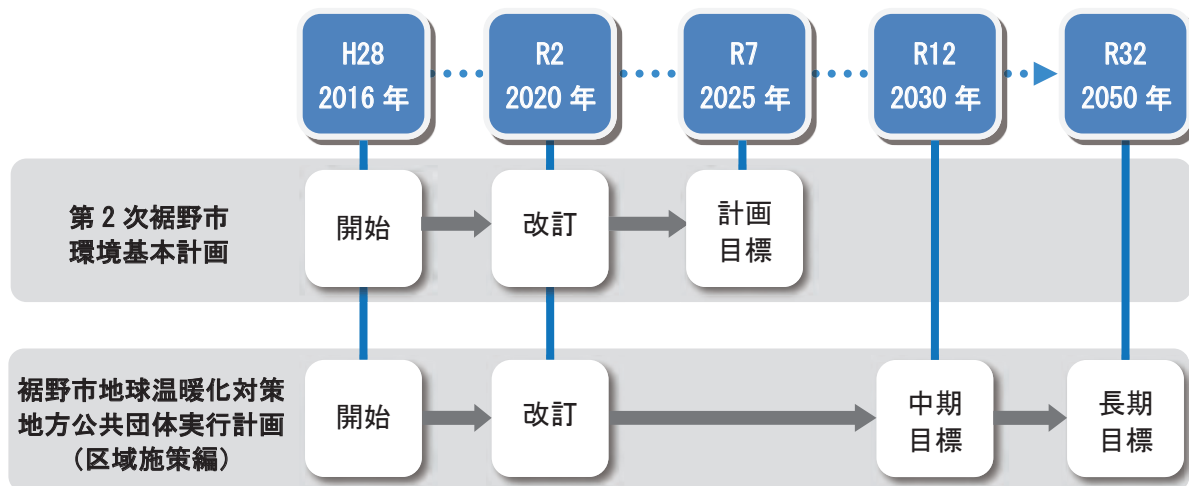
環境教育、環境学習、環境活動、環境情報

※環境教育は、安全・安心、自然共生社会、循環型社会、低炭素社会のそれぞれについて、横断的な分野として位置づけられます。

3-4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、計画の目標年次は令和7年度とします。

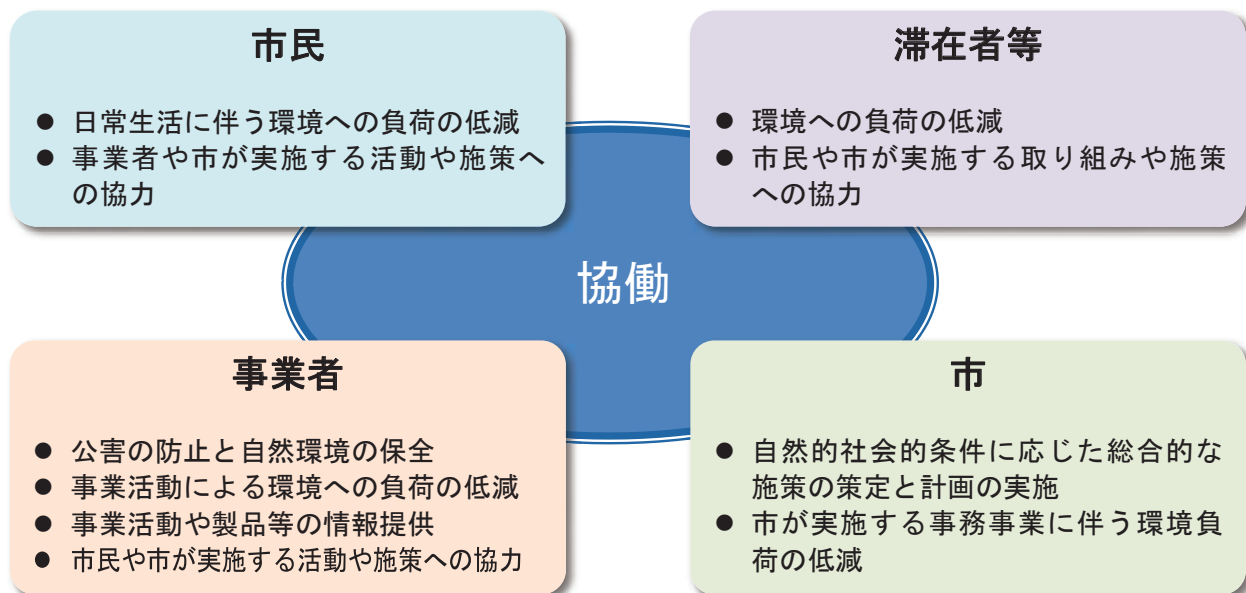
なお、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）については、中期目標を令和12年度（2030年度）、長期目標を令和32年度（2050年度）に設定します。



3-5 計画の推進主体

本計画を推進する主体は、市民、事業者、滞在者等及び市とします。

各主体は、裾野市環境基本条例に規定された責務の遂行に努めるとともに、互いに連携し、一体となって本計画の目標の達成に向け、「協働」していくことが必要です。



第 2 章

裾野市の環境の現状



第1節 裾野市の概況

1-1 位置

■富士山の裾野に位置するまち

裾野市は静岡県東部の地区に位置し、御殿場市、富士市、三島市、長泉町及び神奈川県箱根町に接する富士山のふもとにあります。総面積は138.12km²、標高は78.5mから2,169mとその標高差は2,000m以上あります。

東京都心から100km圏域に位置し、東名高速道路、新東名高速道路、JR御殿場線などにより、首都圏からのアクセスもよい環境にあります。

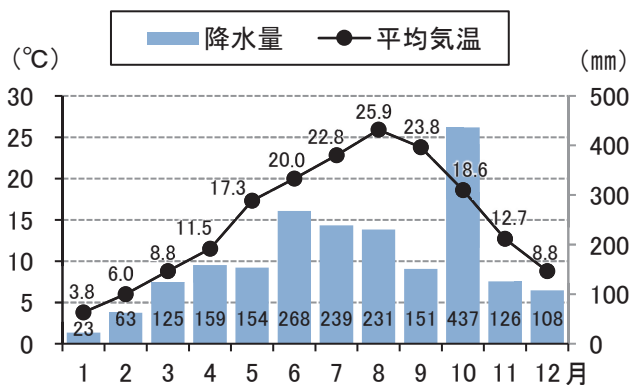


1-2 気象

■標高差2,000m・温度差20℃以上の気候

令和元年の年平均気温は15.0℃で、平均気温の年較差は22.1℃となっています。同じ市内でも標高差が2,000m以上もあることから、温度差は20℃以上となっています。

令和元年の年間降水量は2,080.5mmで10月が多くなっています。



月別の平均気温と降水量（令和元年）

【資料：富士山南東消防本部】

1-3 地形

■富士山・愛鷹山・箱根山の山麓

本市の地形の大きな特徴は、富士山・愛鷹山・箱根山の3つの山麓斜面に広がっていることです。

日本最高峰3,776mの富士山麓のうち、標高2,169mが本市の最高地点であり、そのほかには富士山の側火山である浅黄塚(1,577m)、愛鷹山の越前岳(1,504m)、箱根山の三国山(1,101m)などの山岳があります。

■溶岩が特徴的な黄瀬川

市内には黄瀬川のほか、大場川などの河川があります。黄瀬川の谷あいには、富士山の溶岩（富士溶岩流）が流れた跡であり、その後の隆起によって河岸段丘が形成されました。



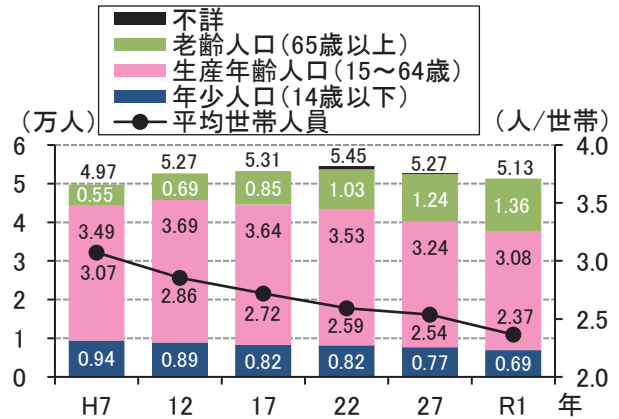
裾野市の地形

1-4 人口・世帯数

■減少する人口

住民基本台帳によると、令和元年度末の本市の人口は51,347人、世帯数は21,711世帯です。人口は、平成22年をピークに減少に転じています。平均世帯人員は平成7年に3.07人であったのが、令和元年には2.37人まで減少しており、核家族化や小家族化が進んでいます。

高齢者のいる世帯割合は県内自治体と比較して低いものの、高齢化は着実に進んでいます。

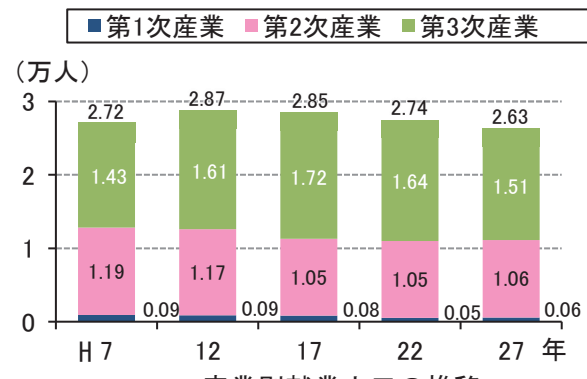


人口・世帯数の推移
【資料:国勢調査、住民基本台帳】

1-5 産業

■全体の約6割を占める第3次産業

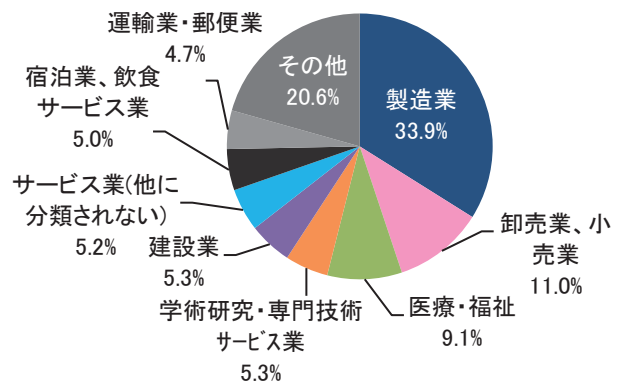
本市の産業は、もともとは農業中心でしたが、交通網の発達や宅地の増加により、大手企業や郊外型の大規模店舗が進出しました。平成27年の就業人口は第3次産業（57.6%）が約6割を占め、第1次産業はわずか2.2%となっています。平成22年と比較すると、第3次産業が減少しています。



【資料:国勢調査】

■全体の約3割を占める製造業

産業別就業人口の内訳では、「製造業」（33.9%）が最も多く、次いで「卸売業、小売業」（11.0%）、「医療・福祉」（9.1%）などが多くなっています。



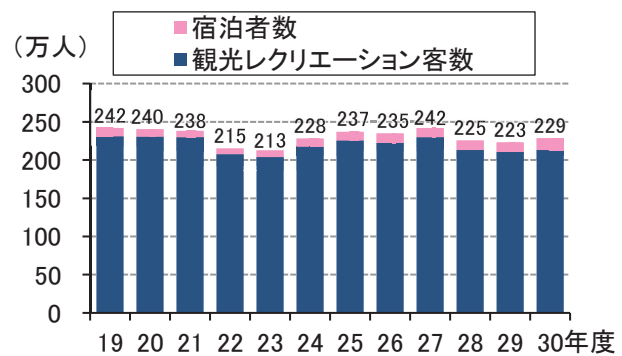
産業別就業人口の内訳(平成27年)

【資料:国勢調査】

■観光交流客数は229万人

平成30年度の観光交流客数は229万人であり、そのうち観光レクリエーション客数が213万人、宿泊者数が16万人でした。

観光交流客数は平成27年度の242万人をピークに減少していますが、宿泊者数は増加しています。



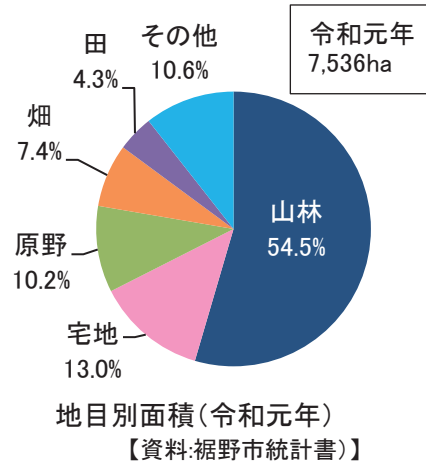
観光交流客数の推移

【資料:静岡県の観光交流の動向】

1-6 土地利用

■市域の約半分を占める山林面積

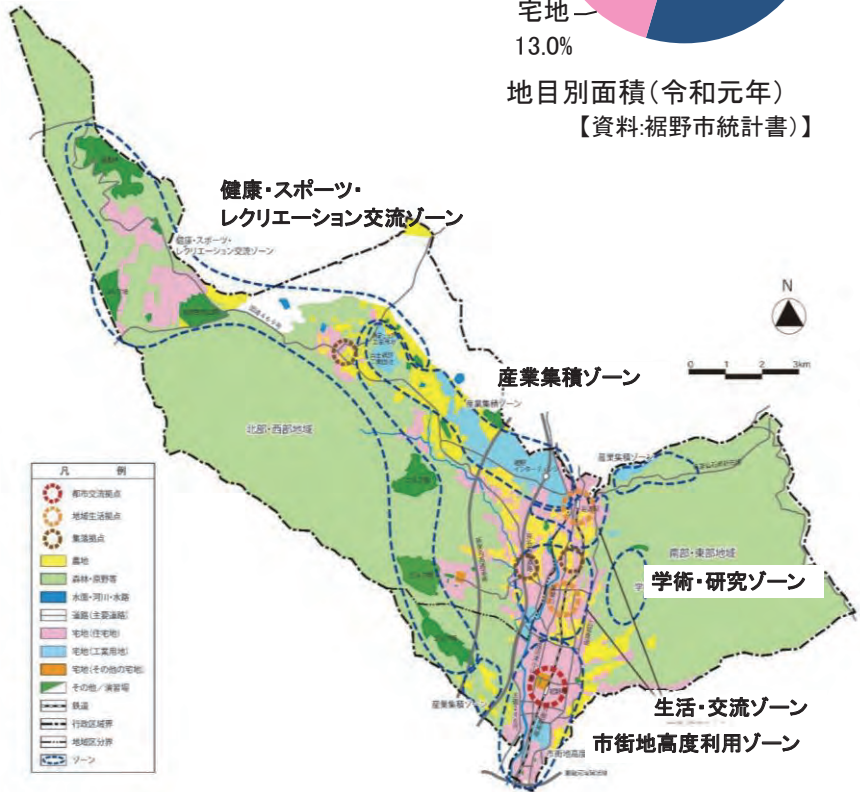
令和元年の土地利用の状況は、山林(54.5%)が約半分を占め、次いで宅地(13.0%)、原野(10.2%)、畑(7.4%)、田(4.3%)となっています。



■5つに区分される土地利用構想のゾーン

令和3年1月に策定した「第4次国土利用計画裾野市計画」では、市域を5つのゾーン(市街地高度利用、産業集積、健康・スポーツ・レクリエーション交流、生活・交流、学術・研究)に区分して、今後の方針を示しています。

特に富士山・愛鷹山の山麓は、健康・スポーツ・レクリエーション交流ゾーンとなっており、周囲の自然環境との調和を図りながら、観光レクリエーション機能やリゾート関連機能の立地を図るとしています。



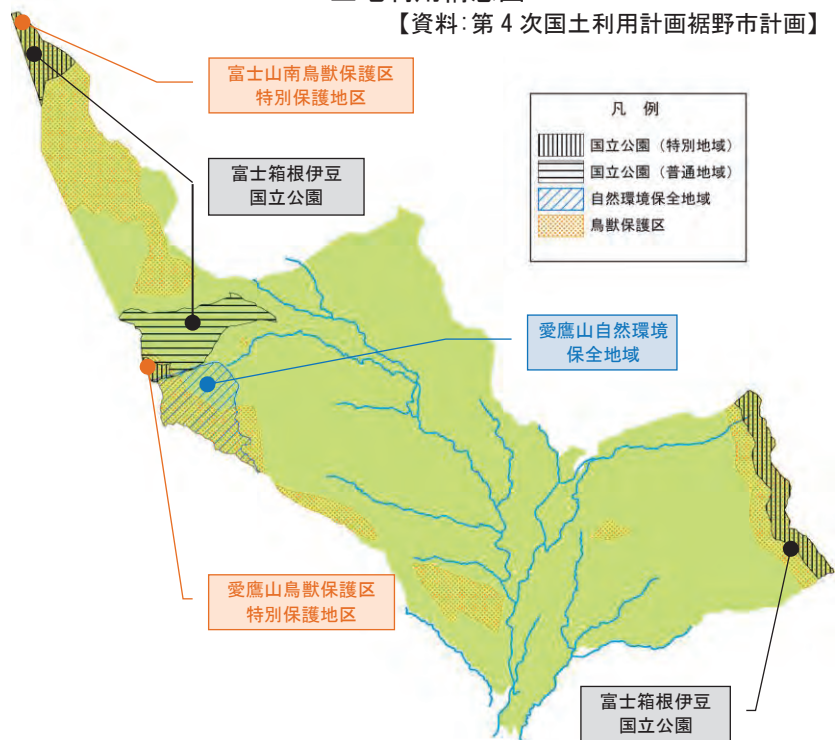
土地利用構想図

【資料:第4次国土利用計画裾野市計画】

■国立公園や自然環境保全地域の分布

富士山と愛鷹山の山麓、芦ノ湖スカイライン周辺が「富士箱根伊豆国立公園」、愛鷹山の呼子岳、位牌岳周辺が「愛鷹山自然環境保全地域」に指定されています。

このほか、鳥獣保護区は9箇所が指定されており、そのうち「富士山南」及び「愛鷹山」の2箇所は特別保護地区となっています。



法規制状況図

第2節 安全・安心

2-1 大気環境

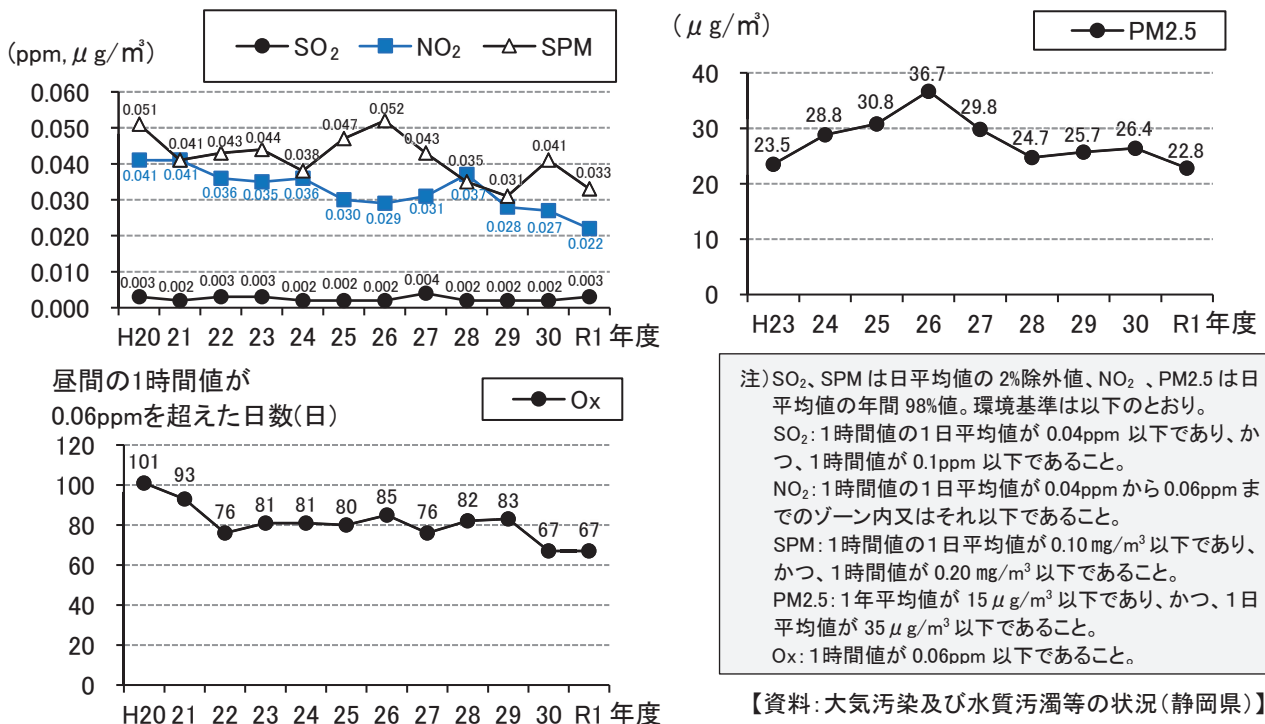
■光化学オキシダントが問題となっている大気汚染物質

大気汚染については、静岡県が裾野市民文化センターで常時観測を実施しています。

本市の大気汚染の現状は、二酸化硫黄 (SO₂)、二酸化窒素 (NO₂)、浮遊粒子状物質 (SPM)、微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の濃度が全体的に減少傾向にあり、いずれも環境基準を達成しています。

一方、夏期に発生しやすい光化学オキシダント (Ox) は毎年度、環境基準を達成していませんが、県や国全体でも達成率は非常に低い傾向にあり、全国的な問題となっています。

大気汚染物質濃度等の経年変化(測定局:裾野市民文化センター)



■概ね9割以上の道路で環境基準を達成している道路騒音

騒音や振動は「感覚公害」と呼ばれ、生活環境や個人差などが大きく作用するのが特徴です。

令和元年度における公害苦情は騒音が2件、振動の苦情はありませんでした。工場や資材置き場などでの作業音、ダンプなどの自動車騒音、カラオケ、近隣的生活騒音など、その発生源はさまざまなものがあります。

また、令和元年度における自動車騒音の面的評価の結果、昼夜とも基準値以下を達成しているのは高速自動車国道が94.5%、一般国道が94.5%、都道府県道が98.6%でした。

■特定物質の濃度規制を実施している悪臭

悪臭は、人に不快感を与えるに際し原因となる悪臭原因物が大気中に放出されるために発生するものであり、騒音・振動と同様、「感覚公害」と呼ばれます。本市では、「悪臭防止法」第4条第1項に基づく特定悪臭物質の濃度による規制を行っています。

本市の悪臭に対する苦情は毎年数件寄せられており、平成22年度以降の合計では大気汚染・騒音に次いで3番目の多さとなっています。なお、令和元年度は7件でした。発生源としては、浄化槽からの排水、塗装作業、堆肥、近隣などからの悪臭に対する苦情が寄せられています。

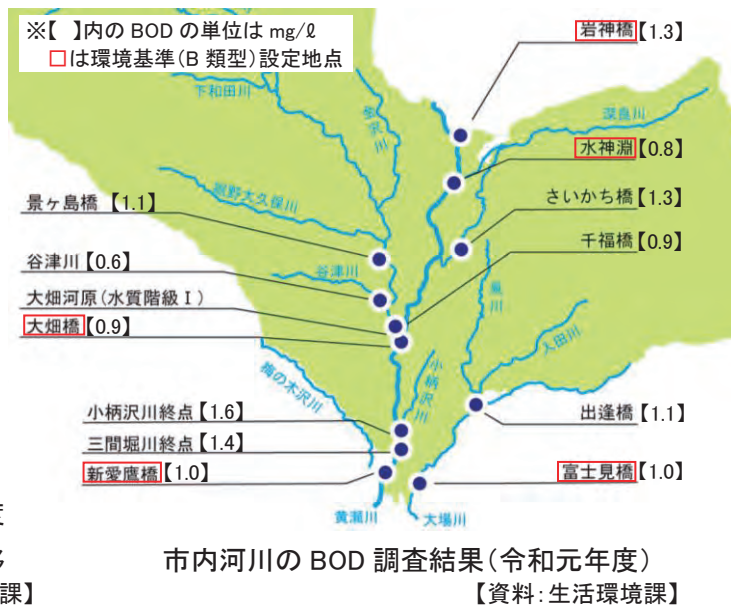
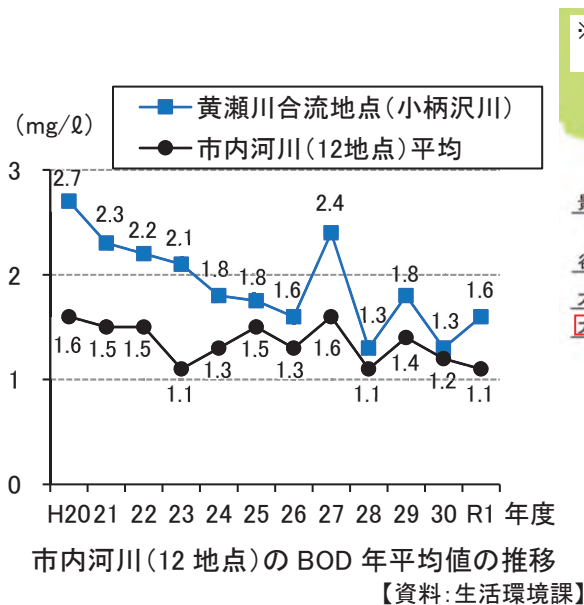
2-2 水環境

■改善傾向にある河川の水質

BODは河川の汚濁度を示す代表的な指標であり、値が大きいほど汚濁が進んでいることを示します。

市内河川(12地点)のBOD年平均値の推移を見ると、10年前は1.5mg/l程度だった平均がここ数年は1.2mg/l程度に改善しています。また、市街地を流れる黄瀬川支流の小柄沢川はかつて、BODが5mg/l前後を推移し、水質汚濁がやや進んだ状態でしたが、年々改善傾向にあります。これは、下水道や合併処理浄化槽の普及とともに、環境保全に対する市民の意識向上によるものと考えられます。

なお、令和元年度のBOD年平均値(市内12地点)は0.6~1.6mg/lであり、環境基準が設定されている5地点ではいずれも環境基準を達成しています。



■きれいな水と判定されている黄瀬川

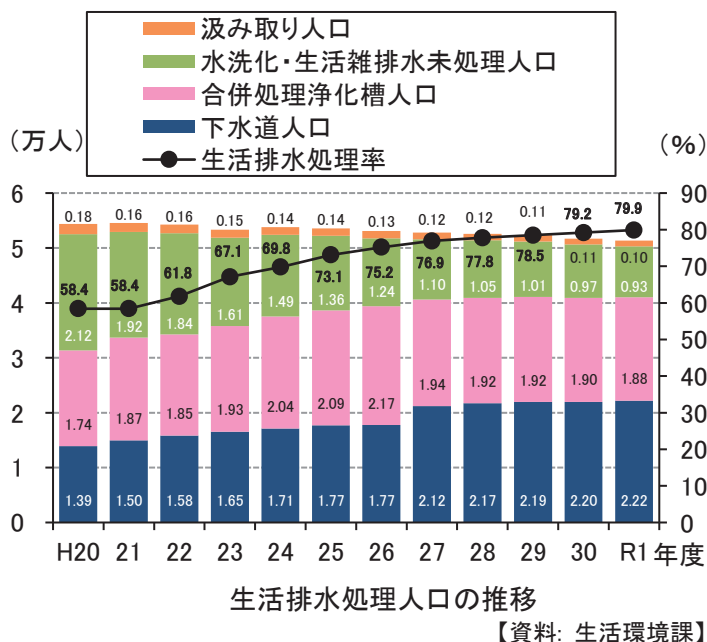
川の中にすむ水生生物の種類を調べることによって、川の汚染度を判定することができます。

本市では毎年、黄瀬川・大畑河原にて水生生物観察会を実施し、水質判定を行っています。その結果、平成4年度以降は毎年、水質階級I(きれいな水)を保持しており、良好な水質であるといえます。

■増加している生活排水処理率

生活排水による水質汚濁を改善するため、流域下水道の整備や合併処理浄化槽の設置が進められています。

その結果、令和元年度の生活排水処理率は79.9%で、平成20年度の58.4%から大きく増加しています。



■基準を達成している有機塩素系化合物

有機塩素系溶剤は、主に機械部品の洗浄やドライクリーニングなどに使用されてきた物質です。昭和50年代から60年代にかけて、この有機塩素系溶剤による全国的な地下水汚染が明らかになり、大きな社会問題となりました。

地下水はいったん汚染されると浄化することは容易ではなく、多額の費用と時間を必要とします。そのため本市では毎年、ジクロロメタン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの有機塩素系化合物について水質調査を実施しています。

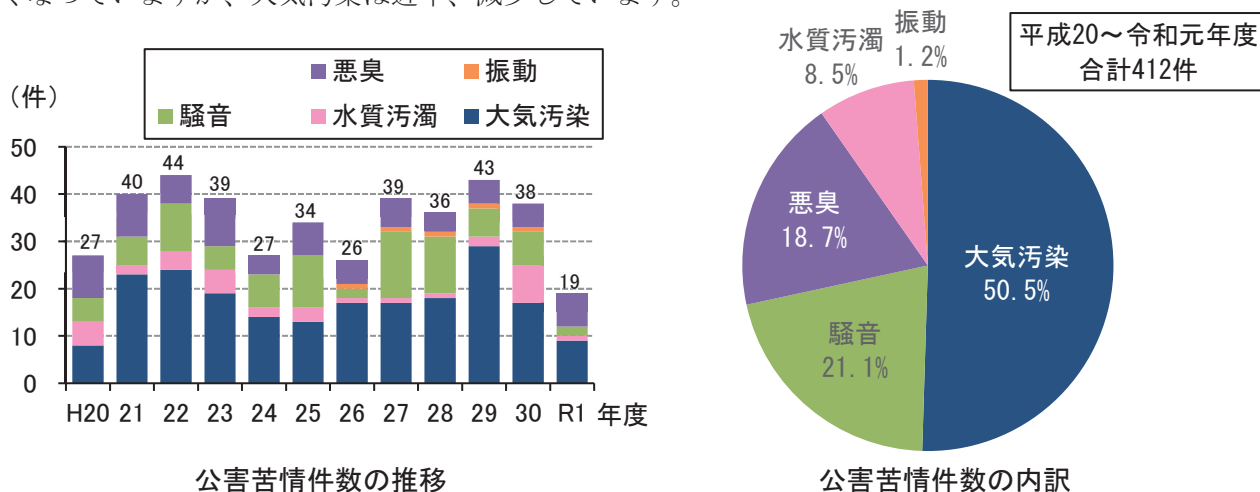
令和元年度は河川4地点、湧水3地点、企業排水4地点、井戸12地点について調査を行いました。

企業排水の水質判定は水濁法の排出基準を、その他の水質判定は水道法の水質基準を基に調査しており、いずれも基準を達成しています。

2-3 生活環境

■減少傾向にある公害苦情件数

市民から寄せられる公害に対する苦情は近年、減少傾向にあり、令和元年度は19件となっています。また、公害苦情を項目別にみると、大気汚染が全体の約5割を占め、次いで騒音、悪臭、水質汚濁が多くなっていますが、大気汚染は近年、減少しています。



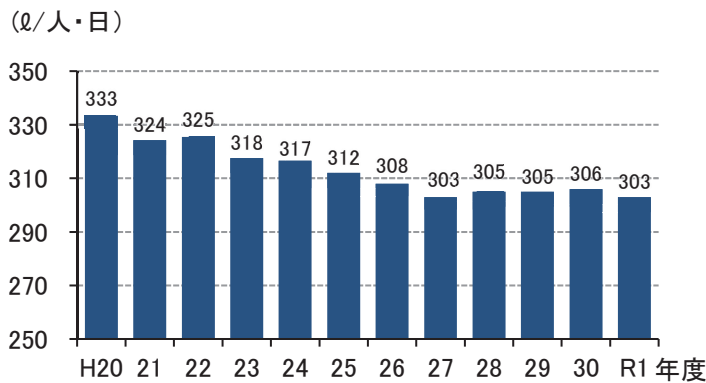
【資料:生活環境課】

2-4 水資源

■生活や産業を支える豊富で良質な地下水

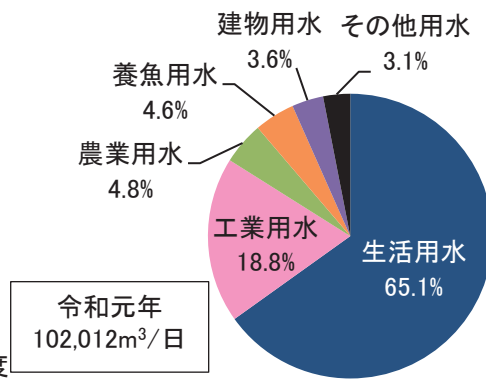
本市では、富士山・箱根山系の雪や雨水が長い年月をかけて地中深くに浸透した、きれいで良質な地下水を水道水源にしています。市内には9箇所の取水場があり、配水池から市内全域へ送られて、生活用水や産業用水などに利用されています。

1人1日当たりの上水道使用量(有収水量)は平成17年度以降、概ね減少傾向にあり、令和元年度は3030/人・日となっています。また、令和元年の地下水揚水量は1日当たり102,012m³であり、その内訳は生活用水(65.1%)が最も多く、次に工業用水(18.8%)となっています。



1人1日平均有収水量の推移

【資料：水道事業年報】



地下水揚水量

【資料：裾野市地下水採取者協議会】

■市内の代表的な湧水

市内の代表的な湧水としては、御宿の「平山水源地清水湧水」、富沢の「不動の湧水」などがあります。平山湧水の水源地は小さな池となっていて、奥の岩壁には俱利伽羅不動が彫られています。



平山湧水

2-5 環境美化

■各地域で行われている環境美化活動と活動への支援

市内での環境美化活動としては、河川一斉清掃（年2回）、富士山一斉清掃（年1回）、環境美化の日・クリーンアップ作戦（第5水曜日）などを実施しています。特に河川一斉清掃については、年間約2万人程度の参加があります。

また、市民との協働による河川や道路、公園などの美化活動を推進するため、必要な機材の貸与・支給、補助金の交付などを行う「きれいなまちづくり推進事業」や、県事業の「リバーフレンドシップ制度」などを行っています。

2-6 動物愛護

■動物愛護の取り組み

市では、犬の登録や狂犬病予防注射、猫の去勢・不妊手術への補助、子犬・子猫の里親探し、飼い主のいない猫対策のためのボランティア募集など、動物愛護の取り組みを実施しています。



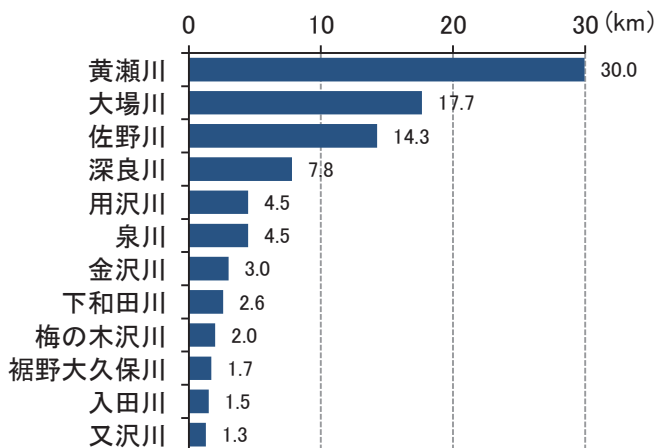
動物愛護教室

第3節 自然共生社会

3-1 河川

■黄瀬川をはじめとする数多くの河川

市内には一級河川狩野川水系の黄瀬川（30.0 km）や大場川（17.7 km）などの河川があるほか、多くの普通河川や準用河川などがあります。



市内の一級河川延長

【資料：裾野市統計書】

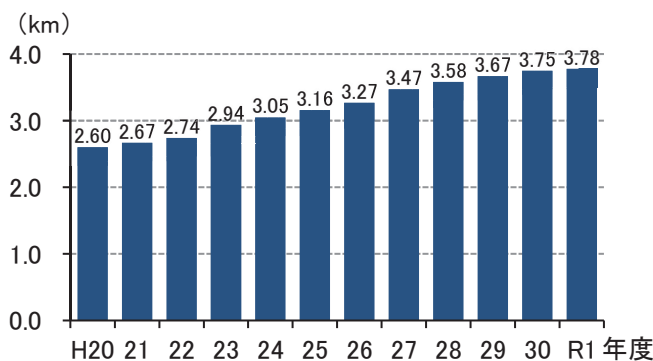
主な河川の概要

名称	概要
黄瀬川	御殿場市の市街地付近に水源をもち、岩波付近の湧水、深良川、佐野川や桃沢川（長泉町）の支流を合わせて、沼津市で狩野川に合流する河川。
大場川	山伏峠付近を源とし、三国山の水を集めながら西流します。三島市との境界になっており、境川と呼ばれることもある。
佐野川	愛鷹大沢爆裂口に源を発し、五竜の滝の南で黄瀬川に合流する河川。中流部には奇勝に富んだ浸食谷の「景ヶ島溪谷」がある。
深良川	古くは湖尻峠に源を発して流下し、五竜の滝で黄瀬川に合流していた。しかし、深良用水の完成により新しい川がつくられて、それが深良川となった。旧水路は古川と呼ばれている。

■生物に配慮した護岸整備

市内を流れる普通河川や準用河川を対象として、巨石積みや雑割石、生態系ブロックなどの自然素材を利用した護岸整備を進めることにより、生物多様性や景観に配慮した河川整備を行っています。

生物に配慮した護岸整備延長は、令和元年度で累計 3.78km となっています。

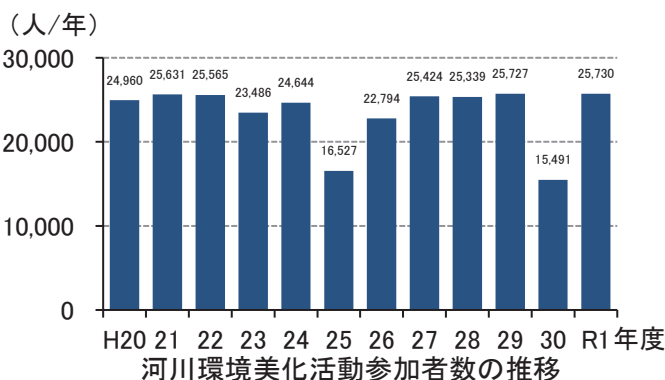


生物に配慮した護岸整備延長（累計）

【資料：建設課】

■約2万人が参加する河川環境美化

毎年4月と8月に区長連合会の取り組みとして、河川や道路などの一斉清掃を実施しています。同じ地域に住む住民が一斉に行うことにより、大きな成果をあげているとともに、児童や生徒が参加することにより、家族や地域の方々と交流を深める場となっています。毎年、2万人以上の参加者があります。



河川環境美化活動参加者数の推移

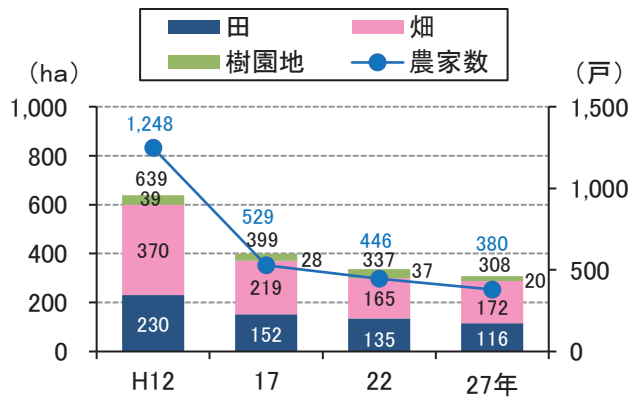
【資料：市民課】

3-2 農地

■減少する農地面積と農家数

本市の農業は都市近郊型農業の傾向が強く、三島市や沼津市をはじめ、伊豆、箱根、富士、御殿場などを市場範囲として農業が営まれています。農地は平坦部の市街地周辺に田畑が混在するほか、深良地区は水田、須山・富岡地区は芝などが特徴的です。

かつての米作中心から芝、野菜、山林種苗などの複合経営に移行してきましたが、近年では農業就業者の高齢化や減少などによる農業構造の弱体化が進み、耕作放棄地も増加傾向にあります。



経営耕地面積と農家数の推移

注) 平成12年は総農家、平成17年からは販売農家

【資料：農林業センサス】

■耕作放棄地の解消に向けた取り組み

農業の衰退に伴い、耕作放棄地の増加が全国的な課題となっています。本市でも長年、特産の「富士芝」の栽培が盛んでしたが、景気低迷などにより需要が減少し、耕作放棄地が目立つようになりました。そのため、富士山や愛鷹山山麓の美しい景観形成を目指すとともに、新たな特産物として「そば」の栽培を推進するため、農協・県農林事務所・市（担い手育成総合支援協議会）が連携した取り組みを開始しています。令和元年度は2.7haの耕作放棄地の解消に成功しました。

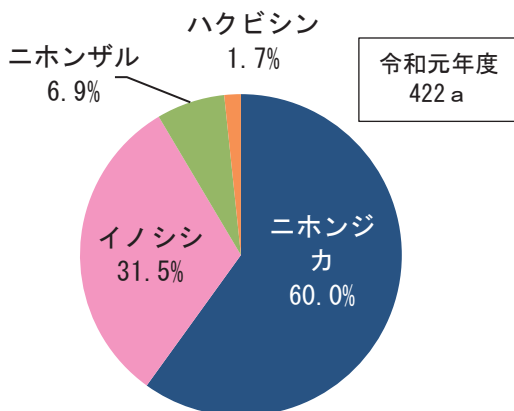


そば畑

■ニホンジカやイノシシなどによる農林産物被害の発生

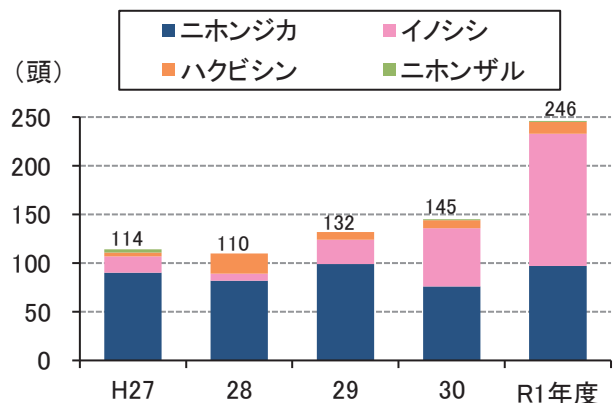
市内における鳥獣被害で主なものは、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ハクビシンによるものであり、農作物の食害、田畑や山林の掘り起こし、踏み荒らしなどの被害が見られます。令和元年度における農林産物の被害面積は422a、被害金額は123万円でした。

農作物以外でも、別荘地や集落への出没、花壇の花の食害、踏み荒らし被害が頻発しており、農家だけの問題ではなくなっています。そこで、市では平成29年度に「裾野市鳥獣被害防止計画」を策定、令和元年度に更新し、鳥獣の捕獲や防護柵の整備など、総合的な有害鳥獣対策を推進しています。



農林産物被害面積

【資料：裾野市鳥獣被害防止計画】



有害捕獲数の推移

【資料：裾野市鳥獣被害防止計画】

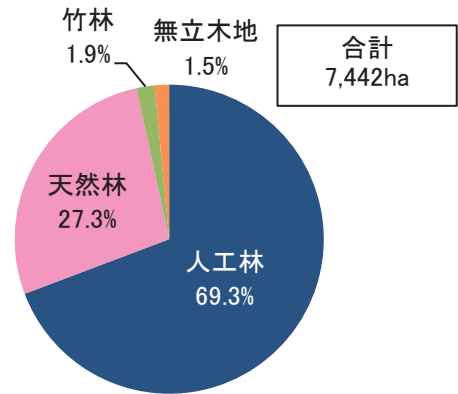
3-3 森林

■市域の63%を占める森林と大部分を占める人工林

昭和27年に箱根山で実施された「全国植樹祭」を契機に一大造林事業が行われました。その結果、箱根外輪山はヒノキ、愛鷹山系はスギの産地として、全国でも有数の森林地帯を形成しています。

本市の総面積13,812haのうち、森林面積は8,723ha（民有林7,442ha、国有林1,281ha）で、総面積の約63%を占めています。民有林のうち、スギやヒノキを主体とした人工林が約69%、天然林が約27%の割合となっています。

人工林の約94%は、今後伐採期を迎える成熟した材（41年生以上）であることから積極的な利用が望まれますが、小規模単位の個人所有者が多く、施業の共同化が行いにくい状況にあります。

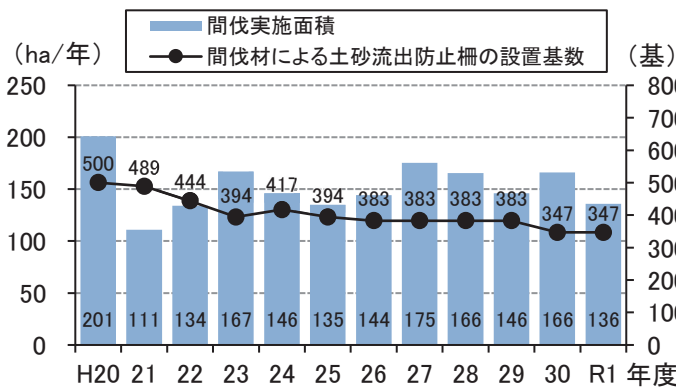


民有林の森林面積
【資料：富士地域森林計画書】

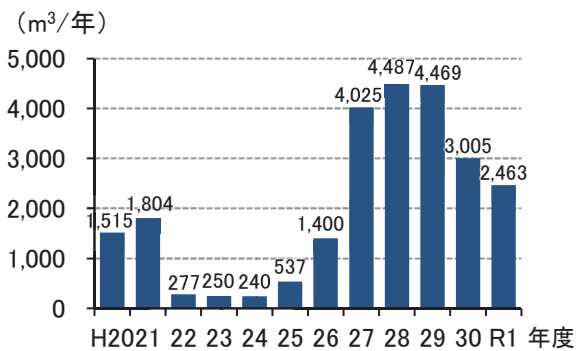
■間伐材の有効利用

間伐実施面積は、平成20年度の201ha/年に対し、平成21年度以降は111～175ha/年で推移しています。また、毎年、間伐材による土砂流出防止柵を400基程度設置しています。

木材の搬出が可能な森林では、伐採した間伐材を出荷することで、間伐材の積極的な利用に努めています。国の「森林・林業再生プラン」（平成21年12月）では、路網整備や人材育成など国内林業の基盤づくりと需要拡大により、木材自給率50%とともに低炭素社会の実現を目指しています。



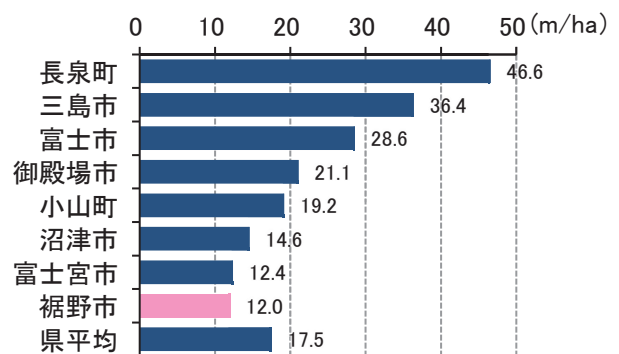
間伐実施面積・間伐材による柵設置基数の推移
【資料：農林振興課】



間伐材利用量の推移
【資料：農林振興課】

■密度の低い林内道路

森林の利用間伐を進めていく上で重要となるのが森林内の路網密度です。平成31年3月31日現在の本市の林内道路密度は12.0 m/haであり、県平均（17.5 m/ha）及び近隣市町と比較しても低くなっています。



林内道路密度の比較
【資料：静岡県森林・林業統計要覧】

3-4 動植物

■標高の高い場所に残る自然林

富士山の標高 1,700m~2,100m 付近には、カラマツ林のほか、シラビソやコメツガなどの自然林が分布しています。富士山や愛鷹山の海拔 1,000m~1,700m 付近には、ブナやミズナラ、カエデ類、シデ類などの自然林があり、その周辺には一度伐採を受けた後に成立したミズナラやコナラなどの二次林が広がっています。箱根外輪山の稜線部では風の影響のため、低木林やハコネザサの草地などがみられます。

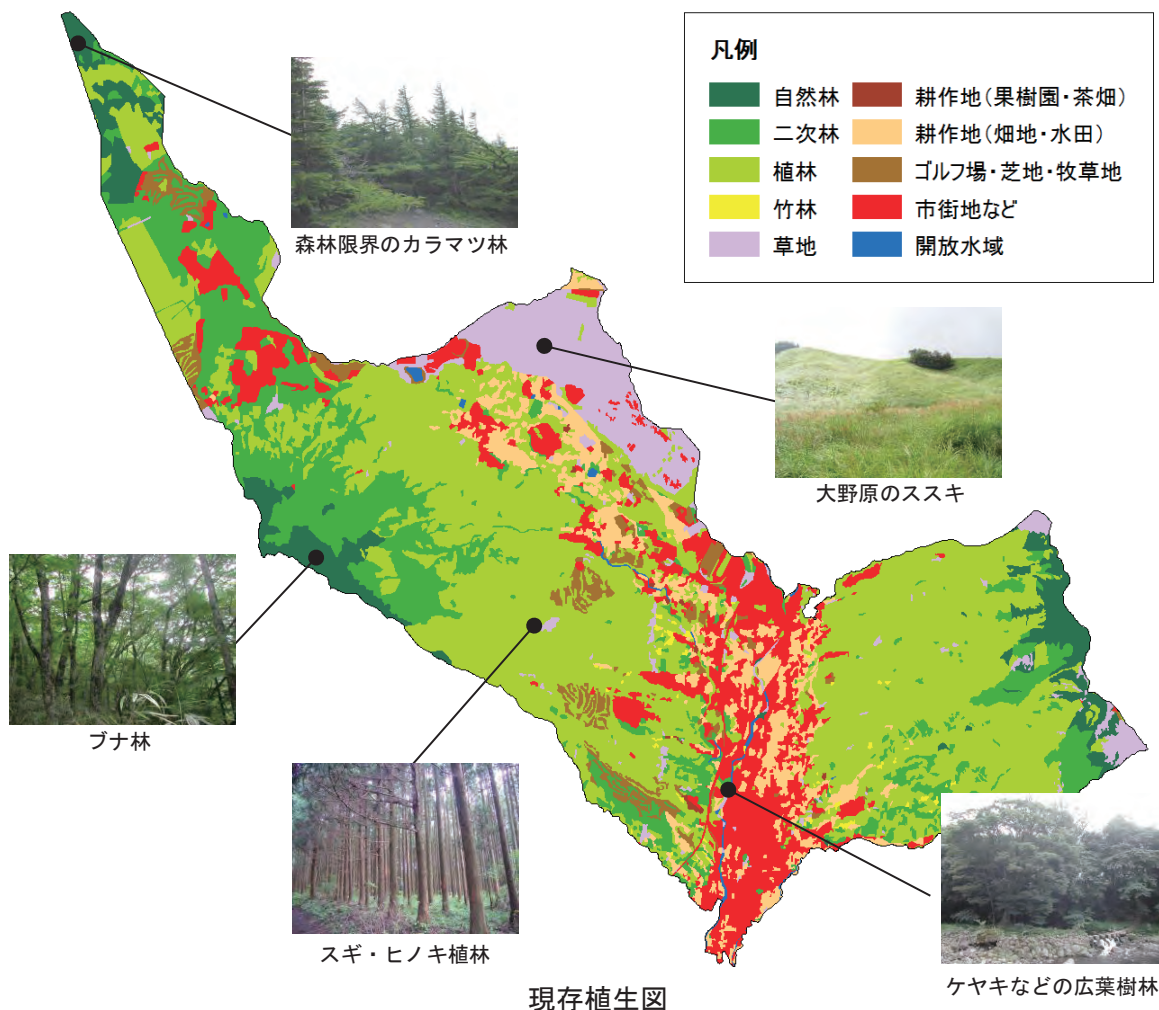
■山麓に広く分布する植林・二次林・草地

山地中部は古くからスギ・ヒノキなどの植林が広がっており、本市の山林の中で最も広い面積を占めています。また、須山の東富士演習場には広大なススキ草地在が広がっており、現在も火入れや刈り取りなどにより草地在が維持されています。

山地下部はコナラ、クヌギなどの二次林、耕作地、ゴルフ場や牧草地などがモザイク状に分布し、里山的な環境が見られる地域です。

■耕作地や住宅地などの利用が多い平野部

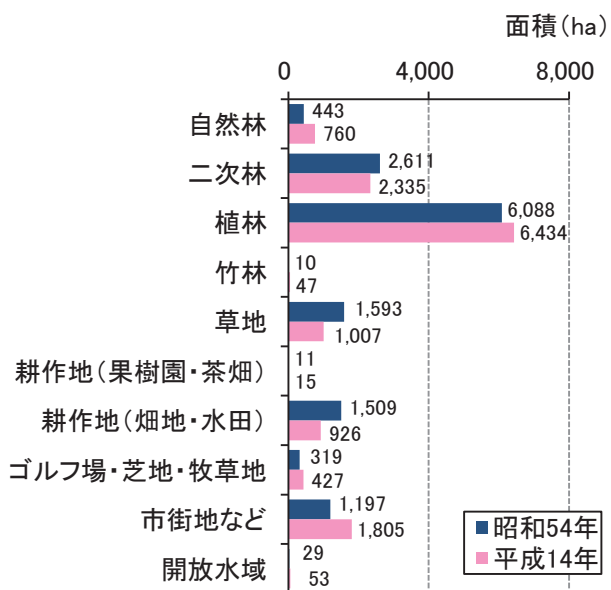
平野部に樹林はほとんどみられず、畑地や水田などの耕作地と、住宅地、工業地、商業地などの市街地として利用されています。なお、面積は小さいですが、黄瀬川、佐野川などの河川沿いや社寺林には、ケヤキやエノキ、ムクノキなどの落葉広葉樹やシイ・カシ類などの常緑広葉樹を中心とした自然林や二次林が残されています。



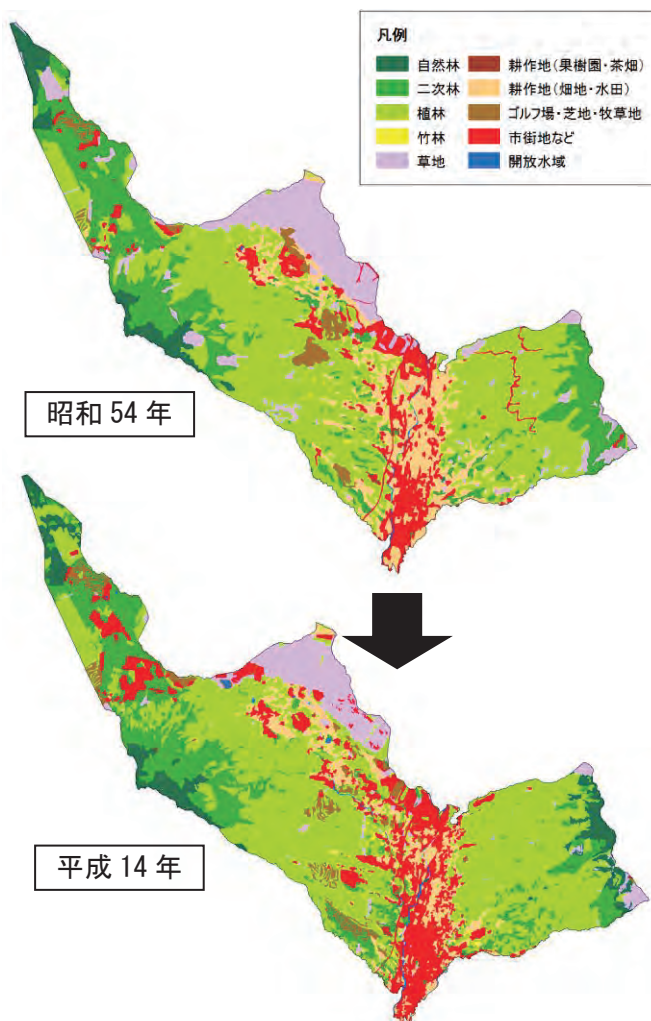
【資料：環境省・自然環境保全基礎調査】

■植生の変化

昭和54年と平成14年の植生図を比較すると、草地や耕作地（畑地・水田）が減少し、市街地などが増加しています。



植生図の面積の変化
【資料：環境省・自然環境保全基礎調査】



■10箇所の特定植物群落

特定植物群落とは、「日本の植物相を具体的に形づくっている植物群落のうち、規模や構造、分布等において代表的・典型的なもの、代替性のないもの、あるいはきわめて脆弱であり、放置すれば存続が危ぶまれるもの」などについて環境省が選定しているものです。

本市では、愛鷹山のブナ原生林や須山浅間神社スギ林など10箇所の特定植物群落が選定されています。



特定植物群落
【資料：環境省・自然環境保全基礎調査】

■低地から亜高山まで 1,488 種が確認されている植物

本市は標高 79m から標高 2,169m にかけて広がっているため、低地から亜高山までたくさんの植物が生育しており、市全体では 1,488 種の植物が確認されています。特にアシタカツツジ、ハコネコメツツジ、マメザクラ、サンショウバラ、ハコネグミ、フジアザミなどは富士山や箱根周辺に分布の中心のある植物です。



マメザクラ



フジアザミ

■富士山をはじめとする多様な環境に 438 種が確認されている動物

本市は標高差が大きく、自然林から草地まで変化に富んでいることから、さまざまな動物が生息しており、市全体では 438 種の動物が確認されています。特に、富士山・愛鷹山のブナやミズナラなど落葉広葉樹を中心とした自然林や二次林は、県内有数の鳥類生息地であるなど、多くの動物が見られます。

十里木周辺の草地や、東富士演習場の広大な草原は、草原性の鳥類や昆虫類の重要な生息地や繁殖地となっています。

平野部は主に市街地や耕作地となっていますが、このような環境でも生息することのできる動物が見られます。また、平野部を流れる黄瀬川や佐野川などの河川では、水辺の鳥や魚などを見ることができます。

■7 種が確認されている特定外来生物

静岡県が平成 21 年度に実施した調査によると、市内では「外来生物法」に基づく特定外来生物として、植物 4 種（オオキンケイギク、アレチウリ、オオカナダモ、コカナダモ）、動物 3 種（ソウシチョウ、オオクチバス、ブルーギル）が確認されています。



Column

オオキンケイギク

オオキンケイギクは北米原産の多年草であり、5 月～7 月にかけて黄色のコスモスに似た花を咲かせます。かつては工事の際の法面緑化に使用されたり、苗が販売されたりしていましたが、とても強靱で、いったん定着してしまうと在来野草の生育場所を奪い、周囲の環境を一変させてしまうため、平成 18 年に外来生物法に基づく特定外来生物に指定されました。栽培、運搬、販売、野外に放つことなどが禁止されています。市内でも道路沿いや河川敷など、広い範囲で分布が確認されています。



■140種が確認されている絶滅の危機にある動植物

平成16年に静岡県から「まもりたい静岡県の野生生物（県版レッドデータブック）」が出版されました。これは、静岡県において絶滅の危機にある動植物についてとりまとめたものです。本市で確認されている動植物のなかで、県版レッドデータブックに掲載されている絶滅の危機にある動植物は、合計140種（植物93種、哺乳類6種、鳥類20種、は虫類1種、両生類5種、魚類2種、昆虫類13種）となっています。

裾野市で生育・生息の記録がある「絶滅の危機にある動植物」

■絶滅危惧ⅠA類（CR）（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い動植物）

植物 スルガイノデ、ムラサキツリガネツツジ、ヤマタバコ、キソエビネ、アツモリソウ*

■絶滅危惧ⅠB類（EN）（近い将来における野生での絶滅の危険性が高い動植物）

植物 コウライイヌワラビ、ミドリワラビ、コガネシダ、オキナグサ、ベニバナヤマシャクヤク、アゼオトギリ、イヌハギ、フジタイゲキ、ヒトツバハギ、アズマギク、スズラン、ハコネラン、ヒロハツリシュスラン、フジチドリ、ヒメノヤガラ、フガクスズムシソウ、ヒナチドリ

鳥類 コノハズク、アカショウビン、サンショウクイ、アカモズ

■絶滅危惧Ⅱ類（VU）（絶滅の危険が増大している動植物）

植物 スギラン、ミズニラ、コマイワヤナギ、ミヤマツチトリモチ、マツノハマンネングサ、ヒトツバショウマ、シラヒゲソウ、フッキソウ、ハコネグミ、サクラスミレ、ミシマサイコ、コイワザクラ、カイジンドウ、キセワタ、キキョウ、タカサゴソウ、ヒメヒゴタイ、コウリンカ、ミミガタテンナンショウ、サナギスゲ、ナツエビネ、コアツモリソウ、クマガイソウ、スズムシソウ、ヒメムヨウラン、オノエラン、ウチヨウラン、ツレサギソウ、オオヤマサギソウ、オオバナオオヤマサギソウ、ヤマトキソウ、キバナノシュウキラン

鳥類 オオタカ*、ハイタカ、サシバ、クマタカ*、ウズラ、タカブシギ、ヨタカ、ヤマセミ*、コサメビタキ

両生類 ハコネサンショウウオ、ニホンアカガエル

魚類 ホトケドジョウ（東部地域ではⅠA類）

昆虫類 モートンイトトンボ、ホシチャバネセセリ、オオチャバネセセリ、ヒメシロチョウ、ウラナミアカシジミ、ゴマシジミ、ヒメシジミ、ウラナミジャノメ、キマダラモドキ

■準絶滅危惧（NT）（存続基盤が脆弱な動植物）

植物 オオアカウキクサ、オトメアオイ、ヤマシャクヤク、コオトギリ、キバナハナネコノメ、サンショウバラ、アシタカツツジ、ハコネコメツツジ、スズサイコ、アオホオズキ、タテヤマギク、イズハハコ、エビネ、キンラン、セッコク

哺乳類 ムササビ

鳥類 ヤマドリ、フクロウ、コシアカツバメ、サンコウチョウ

両生類 モリアオガエル

■情報不足（DD）（評価するだけの情報が不足している動植物）

哺乳類 ホンドモモンガ、ヤマネ#、オコジョ

鳥類 ヤマシギ

■絶滅のおそれのある地域個体群（LP）（地域的に孤立している地域個体群で、絶滅のおそれが高い動植物）

哺乳類 ツキノワグマ

■要注目種・現状不明（N-I）（現状が不明な動植物）

植物 ニッコウシダ、ヒロハノカワラサイコ、ゲンジスミレ、イワウチワ、キバナカワラマツバ、ハルノタムラソウ、ヤマアマドコロ、イトイチゴツナギ

■要注目種・分布上注目種等（N-II）（絶滅の危険性は小さいが、分布上注目される動植物）

植物 ムラサキモメンヅル

鳥類 オオジシギ、ノビタキ

は虫類 ニホントカゲ

魚類 シマドジョウ（東部地域でもN-II）

昆虫類 ギンイチモンジセセリ、コキマダラセセリ、ホシミスジ

■要注目種・部会注目種（N-III）（その他各部会で注目すべきと判断した動植物）

植物 イワイヌワラビ、キクザキイチゲ、カワラサイコ、イナモリソウ、キヨスミウツボ、カノコソウ、イワシャジン、シデシャジン、ノッポロガンクビソウ、ヤマトボシガラ、ムカゴツツリ、アオフタバラン、ホザキイチヨウラン、アリドオシラン、ヒトツボクロ

哺乳類 ニホンリス

両生類 アズマヒキガエル、トノサマガエル

昆虫類 フジミドリシジミ

注1) 掲載種は裾野市内で確認されているものとし、メッシュデータは含んでいません。

注2) カテゴリーは静岡県版レッドデータブックをベースとしました。

注3) 名前の後ろに※があるものは「種の保存法」、#があるものは「国指定天然記念物」に指定されている種類です。

注4) 名前の後ろに*があるものは、市内の記録・文献がないもの実際に現地で確認されているものを示します。

3-5 自然とのふれあい

■富士山や愛鷹山を巡る数多くの登山歩道・ハイキングコース

富士山や愛鷹山周辺には、「富士山須山口登山歩道」「富士山自然休養林ハイキングコース」「愛鷹連山登山コース」など、数多くの登山歩道やハイキングコースがあります。

特に富士山須山口登山歩道は、世界遺産・富士山の構成資産のひとつとなっている須山浅間神社を起点として水ヶ塚公園を經由し、富士宮口六合目に至るルートであり、室町時代からあったとされる登山歩道です。

■滝や渓谷など変化に富んだ水辺環境

市内には、五竜の滝や不動の滝、旭滝などのほか、景ヶ島渓谷や溶岩流の川岸を持つ黄瀬川など、変化に富んだ水辺環境に恵まれています。このうち、五竜の滝、景ヶ島渓谷・屏風岩は「静岡県のみずべ100選」に選定されています。



屏風岩

■アシタカツツジなどの植物観賞

十里木高原のアシタカツツジ、梅の里のウメ、大野原のススキなど、植物観賞を楽しめる場所があります。

主な人と自然とのふれあいの場

登山歩道・ハイキングコース	富士山須山口登山歩道、富士山自然休養林ハイキングコース、愛鷹連山登山コース、東臼塚遊歩道 など
水辺	中央公園・五竜の滝（静岡県のみずべ100選）、偕楽園・不動の滝、旭滝、景ヶ島渓谷・屏風岩（静岡県のみずべ100選）、黄瀬川 など
キャンプ場	大野路ファミリーキャンプ場、キャンピカぐりんぱ、ながおねオートキャンプ場、カントリベアーファミリーキャンプ場、富士すそ野ファミリーキャンプ場
植物観賞	アシタカツツジ原生群落、梅の里（ウメ）、大野原（ススキ） など

【資料：裾野市観光パンフレット など】

3-6 景観

■景観行政団体としての景観まちづくり

平成16年に「景観法」が制定され、良好な景観形成を目指す市町は景観行政団体となることにより、地域に合った独自の景観形成に関する施策を行うことができるようになりました。

本市は平成22年5月1日付けで景観行政団体となり、平成25年3月には「裾野市景観形成基本計画」や「裾野市景観計画」の策定、平成25年4月1日には「裾野市景観条例」を施行しました。なお、景観法に基づく景観重要公共施設として、パノラマロード、国道469号、富士山スカイライン、中央公園、小柄沢緑地が指定されています。

■富士山や溶岩地形などが特徴的な自然景観

富士山は本市にとどまらず、国を代表する景観資源となっています。市内各所に眺望ポイントが存在し、富士山パノラマロードや水ヶ塚公園などでは雄大な富士山を眺めることができます。愛鷹・箱根山麓は、まちを取り囲む森林地帯として、重要な景観構成要素となっています。

火山性地形が数多く見られ、富士山周辺の溶岩風穴・溶岩樹形のほか、景ヶ島渓谷、五竜の滝などは景勝地として知られています。

主な景観資源・眺望地点

眺望地点	水ヶ塚公園、十里木高原展望台、三国峠、忠ちゃん牧場、パノラマロード など
景観資源	富士山、愛鷹山、箱根山、景ヶ島溪谷、屏風岩、五竜の滝、旭滝、不動の滝、アシタカツツジ原生群落、十里木氷穴、岩波風穴 など

【資料：静岡県の富士見二百景、日本の自然景観、裾野市観光パンフレット など】

■良好な景観形成が必要となる都市景観

本市の市街地は南北に細長い形をしており、国道 246 号や JR 御殿場線などが主要軸となっています。裾野駅周辺は、土地区画整理事業が行われており、今後は景観的にも大きく変化すると期待されています。

裾野 I.C 周辺から北西部一帯に見られる工場や研究所は大規模なものが多く、須山地区には観光交流施設が集積しています。市内の住宅地としては青葉台地区、千福が丘地区、呼子地区等があり、愛鷹山麓の傾斜地に開発された千福が丘地区は閑静な住宅地景観を形成しています。

近年では、市北部の御宿地先に、環境に優しく、防災力の高い職住近接をコンセプトとする新たな住宅団地の整備が進められています。

3-7 歴史文化

■旧石器時代からの長い歴史のまち

本市には旧石器時代から人が住みはじめ、縄文時代の遺跡も市内各所で発見されています。なお、縄文時代の代表的な土器として、「顔面把手付土器」が出土しています。

中世には、鎌倉幕府を開いた源頼朝が家臣とともに本市で巻狩を行い、十里木にある「頼朝の井戸」は、その時に利用されたものです。

近世の江戸時代には、完成した深良用水によってたくさんのお水が潤い、農民の生活も豊かになりました。

第2次世界大戦後には沼津市や三島市の商工業が発達し、その通勤圏として人口が増加しました。また、昭和 35 年に制定した工場設置奨励条例や、昭和 63 年に供用が開始された東名裾野 IC など、首都圏から近くて交通網も発達したことなどから、大規模な工場・研究所が立地し、工業都市として発展してきました。

■郷土の宝・深良用水

水に乏しかった裾野市域は、干害に悩まされることが多かったため、江戸時代に深良村名主のおおげんのじょうが江戸の商人・友野与右衛門らに依頼し、深良用水を完成させました。深良用水は箱根外輪山に 1,280m の箱根隧道を掘り、芦ノ湖から湖水を引いたもので、1666 年に着工し、1670 年に完成しました。

深良用水はその歴史文化的な価値が認められ、平成 17 年度に「全国疎水百選」（農林水産省）、平成 26 年 9 月に「世界かんがい施設遺産」（国際かんがい排水委員会、ICID）に登録されました。



深良用水 300 年記念碑

■世界遺産・富士山をはじめとした 21 件の文化財

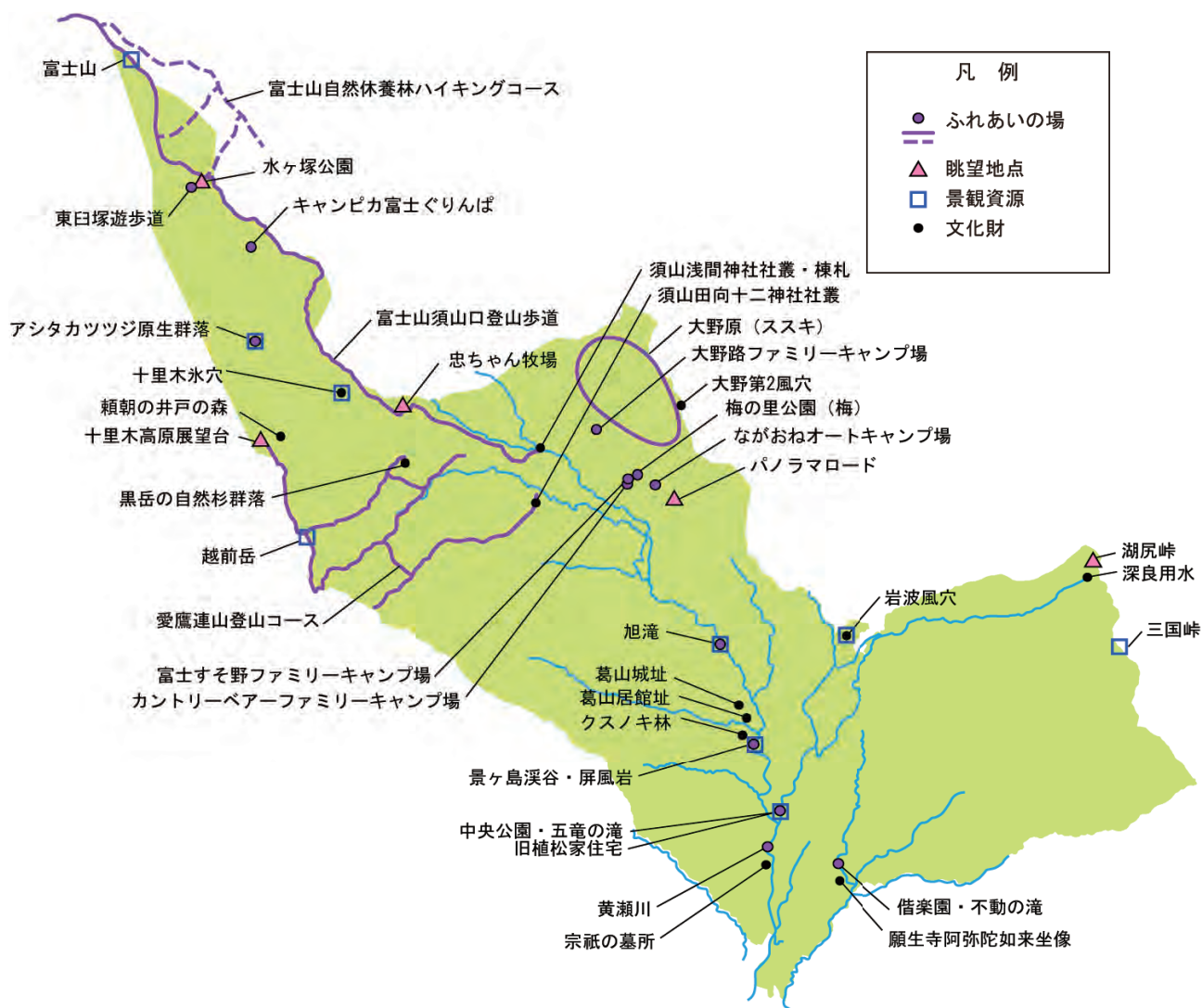
世界遺産、国指定の特別名勝及び史跡である「富士山」や国指定重要文化財の「旧植松家住宅」をはじめ、国・県・市指定あわせて 21 件が文化財に指定されています。

このうち、信仰の対象と芸術の源泉である富士山は、世界でも高く評価され、平成 25 年 6 月に開催された第 37 回世界遺産委員会において世界遺産に登録されました。本市では、須山浅間神社と富士山城が構成資産になっています。

裾野市内の指定文化財(令和2年5月27日現在)

区分	種別	名称
世界遺産	文化遺産	富士山～信仰の対象と芸術の源泉
国指定	特別名勝	富士山
	重要文化財	旧植松家住宅
	史跡	富士山
県指定	天然記念物	景ヶ島溪谷屏風岩の柱状節理、五竜の滝
	有形文化財	木造阿弥陀如来坐像
市指定	天然記念物	十里木氷穴、富士裾野大野第2風穴、岩波風穴、アシタカツツジ原生群落、頼朝井戸の森、クスノキ林、須山浅間神社社叢、須山田向十二神社社叢、黒岳の自然杉群落
	名勝	景ヶ島溪谷
	史跡	葛山城址(葛山氏墓地を含む)、葛山氏居館址、宗祇の墓所
	有形文化財	須山浅間神社棟札

【資料：生涯学習課】



自然や歴史文化とのふれあいの場

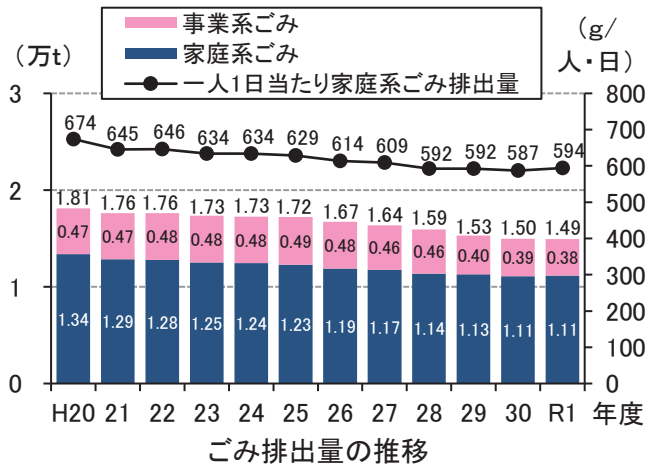
第4節 循環型社会

4-1 ごみ

■減少している家庭系ごみ・事業系ごみ

令和元年度のごみ総排出量は 14,928t であり、そのうち家庭系ごみが 75%、事業系ごみが 25%となっています。ごみ総排出量は減少傾向にあり、平成 20 年度 (18,107 t) から約 18%減少しています。その内訳は、家庭系ごみが約 17%、事業系ごみ排出量が約 20%減少しています。

令和元年度における本市の「市民一人 1 日当たり家庭系ごみ排出量」は 594g/人・日で、静岡県 averages 587g/人・日 (平成 29 年度) を若干上回っています。

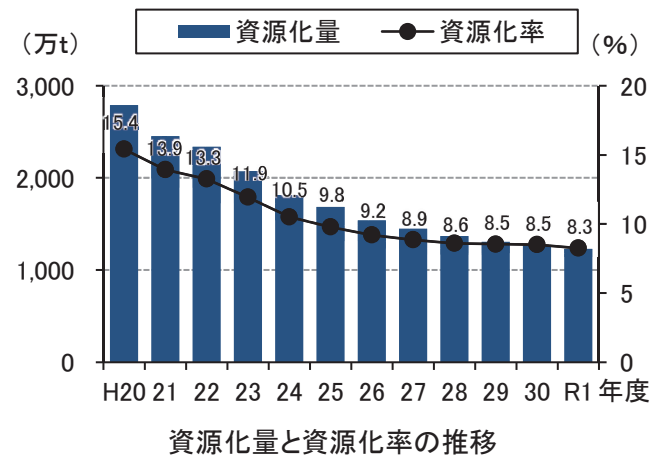


【資料：生活環境課】

■低下している資源化率

令和元年度の資源化率は 8.3% であり、近年は減少傾向にあります。これは、民間事業者などによる資源回収が進むことにより、行政が回収する資源ごみの量が減少していることが原因のひとつとして考えられます。

また、本市の資源化率は県平均 (14.8% 平成 29 年度) と比較して低くなっていますが、その原因として集団回収や民間事業者による資源回収量の把握ができていないことが大きな要因と考えられます。



【資料：生活環境課】



Column

～食品ロス削減を始めよう～

「食品ロス」とは、「まだ食べられるのに廃棄される食べ物」のことです。

国内の食品ロスは年間 612 万トン (平成 29 年度推計値) で、飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料援助量 (平成 30 年で年間約 390 万トン) を大きく上回る量であり、1 人あたりに換算すると、“お茶碗約 1 杯分 (約 132 グラム) の食べ物” が毎日捨てられていることとなります。

◆買い物のとき

買い物の前に冷蔵庫の在庫を確認し、買いすぎないようにしましょう。賞味期限や消費期限の長い商品を選択するのではなく、陳列順に購入しましょう。

◆外食するとき

食べきれぬ量の注文を心がけましょう。特に食べ残しが多い宴会では、乾杯後 30 分間、お開き 10 分前に、自席で料理を楽しむ「3010 運動」に取り組んでみませんか。

◆調理のとき

食べられる分だけ作るようにしましょう。また、食材が余ったときには、使い切りレシピを検索してみましょう。

◆保存のとき

冷凍などの傷みにくい保存方法を検討しましょう。また、保存していた食べ残しを忘れてしまわないように、冷蔵庫内の配置方法を工夫しましょう。

4-2 ごみの適正処理

■ごみや資源物の収集

市では、ごみの減量やリユース、リサイクル推進のために分別収集を実施しています。大別すると、燃えるごみ、資源物、燃えないごみ（埋立ごみ）、粗大ごみのほか、平成26年4月からは衣類、平成27年2月からは小型家電の回収を始め、平成27年4月からは使用済み天ぷら油、充電電池、ボタン電池の回収、平成28年4月からは蛍光灯、電球、水銀式体温計、温度計の回収を行っています。

ごみや資源物の収集

分別区分		収集方法	収集回数	備考
燃えるごみ		ステーション方式	週2回	
紙類	新聞、雑がみ、雑誌、段ボール、牛乳パック	ステーション方式	月2回	
ペットボトル		拠点方式	随時	
資源物	缶類、びん類、その他の金属、電池、スプレー缶	ステーション方式	月2回	充電電池、ボタン電池は平成27年4月から開始
	プラスチック製容器包装	ステーション方式	週1回	
	衣類	拠点方式	随時	平成26年4月から開始
	使用済み天ぷら油	ステーション方式	月2回	平成27年4月から開始
	小型家電	拠点方式	随時	平成27年2月から開始
	蛍光灯、電球、水銀式体温計、温度計	ステーション方式	月2回	平成28年4月から開始
	燃えないごみ（埋立）	ステーション方式	2か月に1回	
粗大ごみ	ステーション方式	年2回		
自己搬入	持ち込み	随時		

【資料：裾野市一般廃棄物処理基本計画、生活環境課】

■美化センター・最終処分場での適正処理

ごみの中間処理は美化センターで行っており、ごみの焼却処理及び粗大ごみの処理をしています。

ごみの最終処分は一般廃棄物最終処分場で行っていますが、現在は平成28年に整備した第二期処分場で処理を行っています。

第一期の処分場は平成28年度に稼働を終え、現在廃止に向けた準備を進めています。



最終処分場

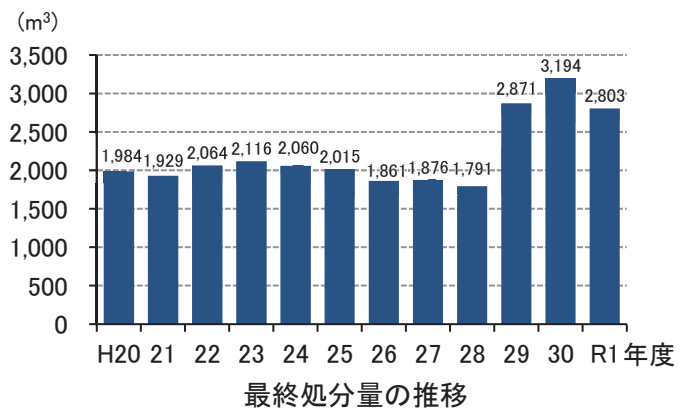
中間処理施設及び最終処分場の概要

名称	中間処理施設	最終処分場	
	裾野市美化センター	裾野市一般廃棄物最終処分場	裾野市一般廃棄物最終処分場（第二期）
所在地	裾野市大畑 215-2	裾野市須山 2800	裾野市須山 2800
竣工	昭和63年3月	昭和62年3月	平成28年1月
概要	<ul style="list-style-type: none"> ごみ焼却施設（46.5t/日×2基、准連続運転式（ストーカ式）） 粗大ごみ処理施設（剪断式粉砕 5t/5h、回転式破砕 15t/5h） 	<ul style="list-style-type: none"> 埋立容量 85,970m³ 埋立可能期間は平成28年度まで 	<ul style="list-style-type: none"> 埋立容量 44,364m³

【資料：裾野市一般廃棄物処理基本計画】

■近年は増加している最終処分量

埋立量と覆土を合わせた最終処分量は、平成29年度以降増加しています。これは、第一期最終処分場を閉鎖するための最終覆土によるものです。令和元年度は2,803m³でした。

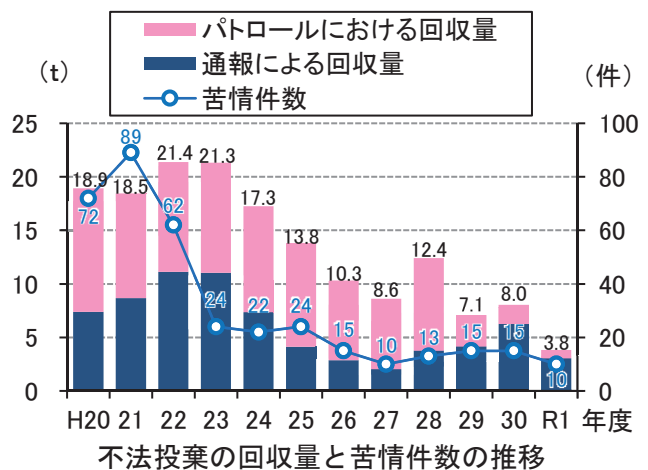


【資料：生活環境課】

■減少傾向にある不法投棄

廃棄物などを法律が定める方法によって適切に処理せず、山林や原野などに投棄することを不法投棄といいます。本市では平成20年度以前、不法投棄に対する苦情が年間200件程度寄せられ、通報やパトロールによる不法投棄物の回収量も年約30tを超え、大きな問題となっていました。その後、パトロールの実施などの取り組みの成果もあり、苦情件数及び回収量は減少傾向にあります。

しかし、富士山麓や箱根山麓への不法投棄は引き続きみられます。



【資料：生活環境課】



Column

～海洋プラスチックごみ防止「6R（ろくアール）県民運動」～

近年、生態系や人の健康への影響が懸念されるため、海洋プラスチックごみ問題の解決が地球規模で喫緊の課題となっています。市では、静岡県と連携し、プラスチックごみの発生抑制と海洋への流出防止を図る6Rの取り組みを推進しています。

①Refuse（リフューズ）過剰なサービスを断る勇氣

- ◆不要なレジ袋や、使い捨てスプーンの提供は断りましょう。

②Return（リターン）ごみを持ち帰る

- ◆外出時のごみは持ち帰るか店頭回収を利用し、ポイ捨ては止めましょう。

③Recover（リカバー）清掃活動やごみ拾いへの参加

- ◆地域の河川、道路等の清掃活動に参加しましょう。

④Reduce（リデュース）ごみを出さない工夫

- ◆マイバック、マイボトルを携行しましょう。
- ◆詰め替えのできる製品を選んで買しましょう。

⑤Reuse（リユース）繰り返し使う工夫

- ◆故障したものを修理して使いましょう。
- ◆捨てる前に、必要な人に譲りましょう。
- ⇒市では使わなくなった衣類、靴を回収しています。

⑥Recycle（リサイクル）再び資源として活用する

- ◆ごみは正しく分別して出しましょう。
- ⇒市ではパソコン、携帯電話等の小型家電を回収しています。



第5節 低炭素社会

5-1 地球温暖化

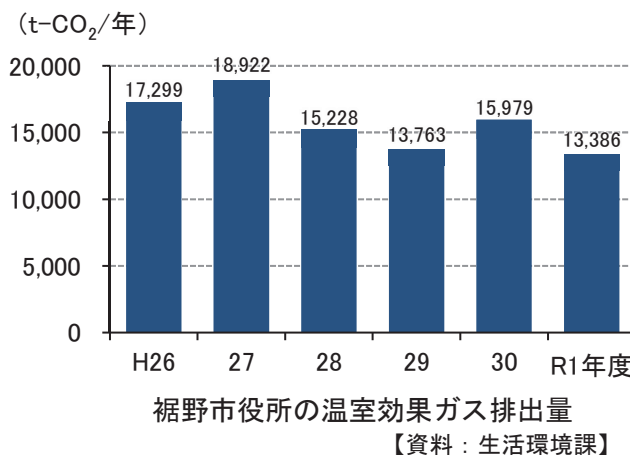
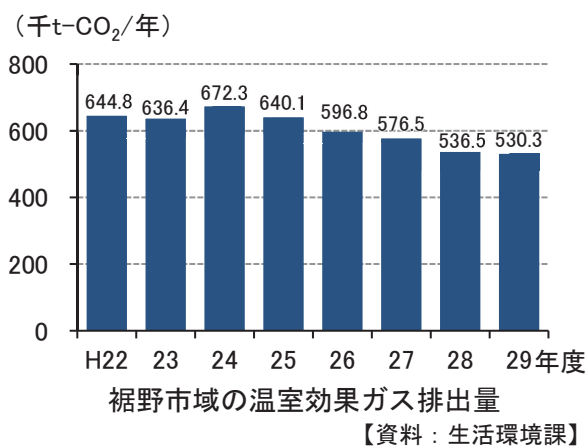
■市域全体の温室効果ガス排出量

本市における平成29年度の温室効果ガス排出量は530.3千t-CO₂で、基準年度とした平成25年度の排出量と比べると17.1%減少（全国は8.4%の減少）しています。

平成29年度の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の排出量を平成25年度（基準年度）と比較すると、二酸化炭素は18.2%、メタンは19.3%、一酸化二窒素は20.8%減少していますが、代替フロン類（ハイドロフルオロカーボン）の排出量は21.6%増加しています。

■市の事務事業による温室効果ガス排出量

市の事務事業による温室効果ガス排出量は減少傾向にあり、令和元年度は13,386t-CO₂でした。



5-2 再生可能エネルギー

■公共施設への再生可能エネルギーの導入

市では、電気使用量の削減や再生可能エネルギーの普及・啓発を進めていくため、公共施設への太陽光発電の整備を進めています。令和元年度までに小中学校5か所、生涯学習センター、市役所本庁舎、市民体育館に整備されており、最大出力の合計は215.3kWとなっています。



西小学校体育館の太陽光発電

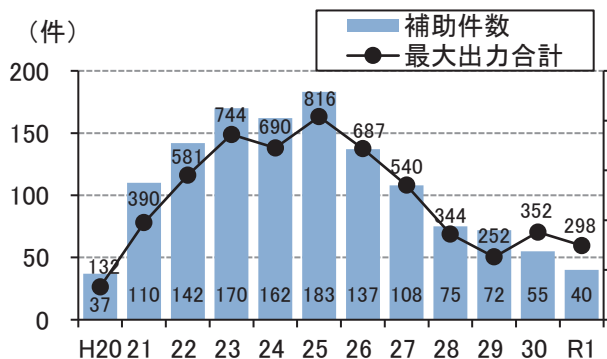
公共施設への太陽光発電設置状況

名称	設置年月	最大出力	名称	設置年月	最大出力
南小学校	H18.2	20kW	西小学校体育館	H26.4	35kW
生涯学習センター	H20.2	20kW	裾野市役所本庁舎	H26.5	40kW
須山小学校	H22.9	20kW	西中学校体育館	H28.4	12.8kW
富岡中学校体育館	H23.3	20kW	市民体育館	H28.6	47.5kW

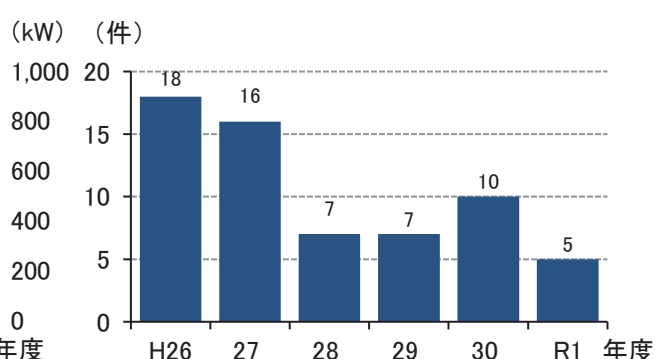
【資料：生活環境課】

■家庭や事業所における太陽光発電・太陽熱利用の普及拡大

本市では、太陽光発電や太陽熱高度利用システム（平成25年度から家庭用に加えて事業者・集会場も対象）への補助を行っています。特に太陽光発電については補助を開始した平成13年度から令和元年度までの累計は1,508件、最大出力は6,623kWとなっています。なお太陽光発電は、新築住宅等において一般的仕様となり一定の普及がなされていることから、令和元年度をもって補助を終了しています。



太陽光発電への補助件数・最大出力合計

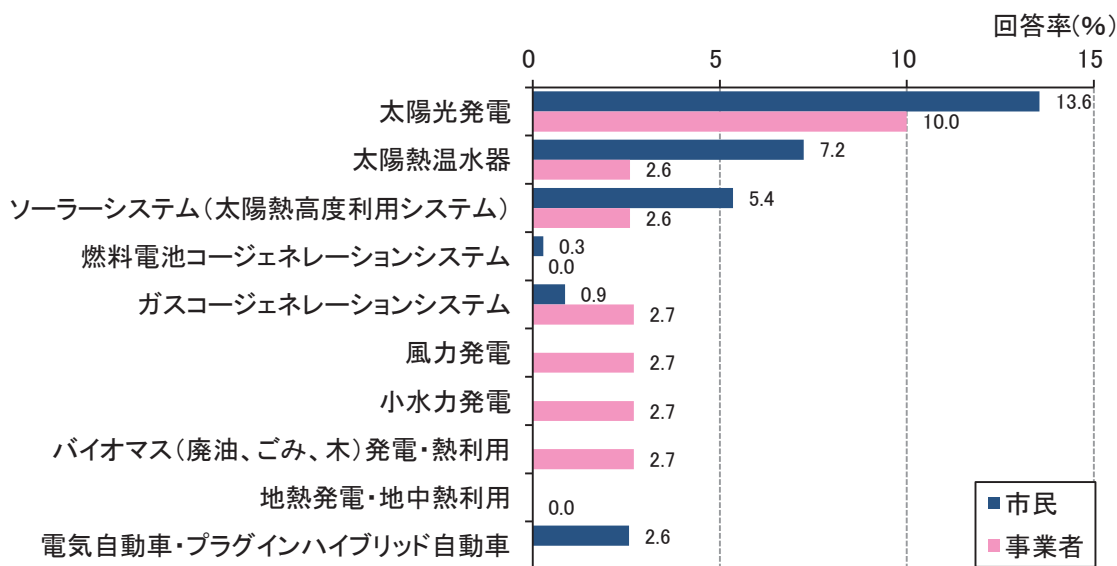


太陽熱高度利用システムへの補助件数

【資料：生活環境課】

■再生可能エネルギー・新エネルギー設備の中で最も普及している太陽光発電

平成26年度に実施したアンケート調査によると、再生可能エネルギー・新エネルギー設備の導入状況は、太陽光発電（市民13.6%、事業者10.0%）が最も多くなっています。



再生可能エネルギー・新エネルギー設備の導入率

【資料：第2次裾野市環境基本計画に関するアンケート調査（平成26年度）】



Column

再生可能エネルギーとは

再生可能エネルギーとは、石油や石炭、天然ガスなどのように将来枯渇する化石燃料に対比されるもので、太陽、風、水、波、地熱、バイオマスのように自然界に存在し、再生使用が可能なエネルギーのことを指します。



5-3 省エネルギー

■裾野市役所での省エネルギーの取り組み

市役所では、デマンド監視装置や太陽光発電状況モニターにより、ピーク電力の削減に努めるとともに、職員への意識啓発を図っています。



太陽光発電状況モニター

■スマートハウスの整備促進

本市では、蓄電池システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）に対する補助を実施しスマートハウスの整備を促進しています。

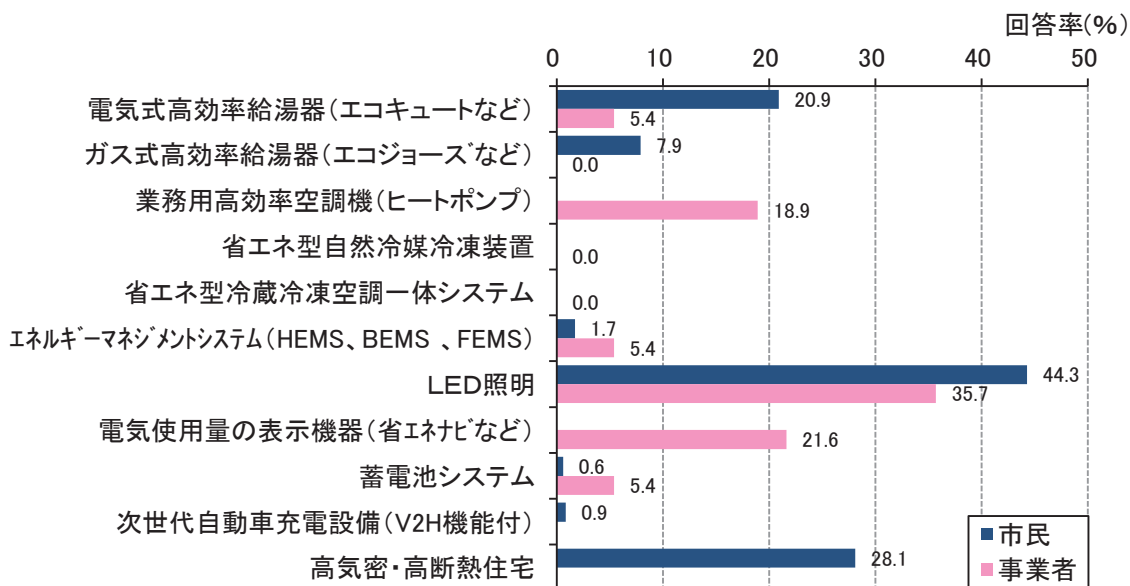
令和元年度の補助実績としては、蓄電池システムが25件、家庭用燃料電池システム（エネファーム）が12件となっています。



スマートハウス

■省エネルギー設備として普及が進むLED照明

平成26年度に実施したアンケート調査によると、省エネルギー設備の導入状況は、LED照明（市民44.3%、事業者35.7%）が最も多くなっています。



省エネルギー設備の導入率

【資料：第2次裾野市環境基本計画に関するアンケート調査（平成26年度）】



Column

家庭用燃料電池「エネファーム」

家庭用燃料電池「エネファーム」は、都市ガスやLPガス、灯油などから、燃料となる水素を取り出し、空気中の酸素と反応させて発電するシステムで、発電時の排熱を給湯に利用します。家庭用燃料電池としては、世界で初めて市場に投入されました。なお、「エネファーム」とは、「エネルギー」と「ファーム＝農場」を合わせた言葉です。

5-4 交通

■混雑する幹線道路

平成27年度道路交通センサスの結果によると、平日午前7時から午後7時まで市内の主要道路で最も交通量の多いのは一般国道246号であり、次いで一般国道1号（伊豆縦貫道）でした。

道路の混雑度をみると、一般国道246号（1.64）、一般県道沼津小山線（1.41）が高く、朝夕のラッシュ時には渋滞の発生する場所もあります。

主要幹線道路の平日昼間12時間交通量と混雑度（平成27年）

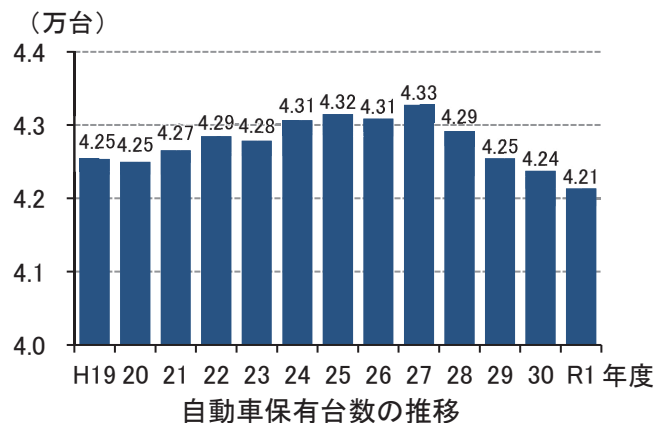
路線名	地点名	平日昼間12時間交通量(台)			大型車混入率	混雑度
		小型車	大型車	合計		
一般国道1号・伊豆縦貫	伊豆島田	15,846	2,988	18,834	15.9%	0.73
一般国道246号	千福	32,875	6,688	39,563	16.9%	1.64
一般国道469号	須山	5,478	994	6,472	15.4%	1.01
市道2-45号線(旧主要地方道三島裾野線)	-	9,645	584	10,229	5.7%	1.01
主要地方道裾野インター線(82)	御宿	8,336	1,837	10,173	18.1%	0.39
一般県道富士公園太郎坊線(152)	須山	763	108	871	12.4%	0.14
一般県道仙石原新田線(337)	深良	1,605	107	1,712	6.2%	0.63
一般県道沼津小山線(394)	深良	11,013	366	11,379	3.2%	1.41

注) 道路の交通容量と実際の交通量の割合を示し、1.0以上は混雑しているとみなせる。

【資料：裾野市統計書、平成27年一般交通量調査報告書】

■減少傾向にある自動車保有台数

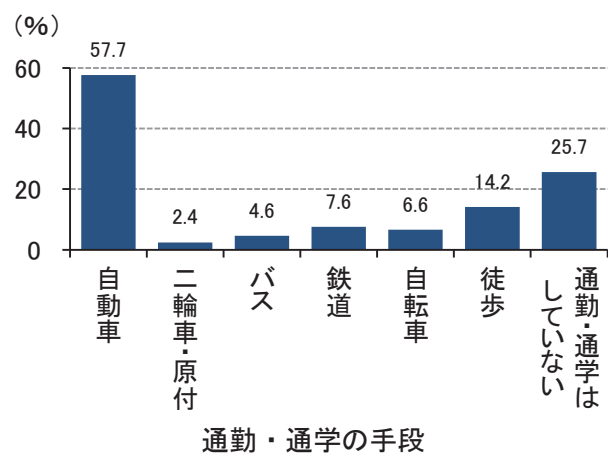
増加していた本市の自動車保有台数は、平成27年度の43,277台をピークに減少傾向にあります。1世帯当たり自家用乗用車台数は1.52台/世帯であり、これは県平均（1.50台/世帯）とほぼ同じとなっています。



【資料：静岡県の自動車保有台数】

■約6割が通勤通学に自動車を利用

平成26年度に実施したアンケート調査によると、通勤・通学に自動車を使用している市民が全体の約6割を占めています。



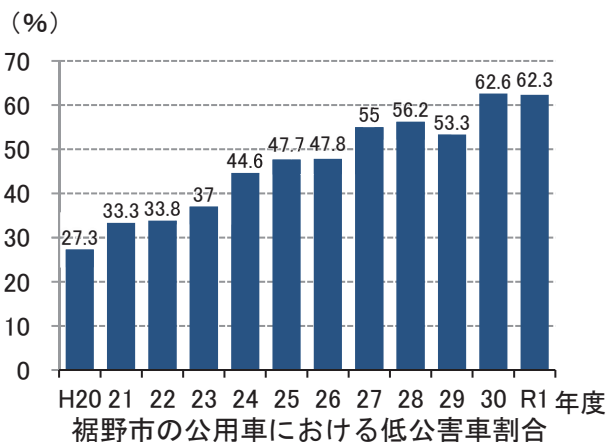
【資料：第2次裾野市環境基本計画に関するアンケート調査（平成26年度）】

■次世代自動車の普及率は10.9%で県内2位

「静岡県自動車保有台数調査」によると、令和2年4月1日現在の本市の自動車有台数に占める次世代自動車(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車)の割合は10.9%(令和元年度)であり、県内2位です。

■公用車に占める低公害車^{※1}の割合は62%

本市の公用車全体に占める低公害車の割合は、平成20年度の27.3%から令和元年度には62.3%まで増加しました。これまでに、プラグインハイブリッド車1台、ハイブリッド車7台を導入しています。



【資料：行政課】

■ふじのくにFCV普及促進協議会への参画

静岡県では、燃料電池自動車 (FCV) の普及と水素ステーション (燃料充填施設) の整備を官民で協働して進めるため、「ふじのくにFCV普及促進協議会」を平成26年2月に設立しました。

本市も同協議会のメンバーとして参加しています。

■市内11箇所の充電設備

市内にある充電設備 (急速充電器、普通充電器) は現在、11箇所あります。



裾野市役所の充電設備

市内の充電器の設置場所

【資料：静岡県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン、電気自動車充電インフラシステムサービス】

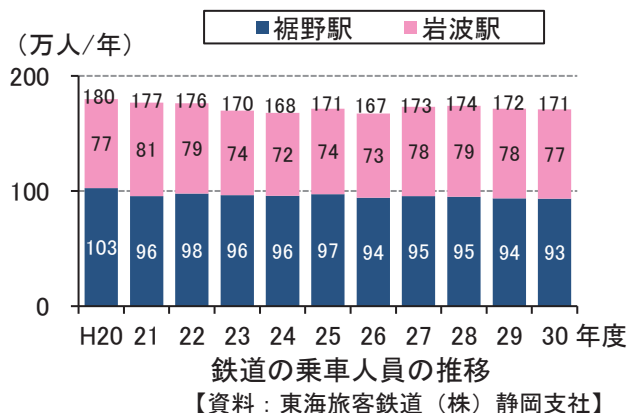
※1 低公害車とは、次世代自動車 (電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等) 及び低燃費かつ低排出ガス認定車をいう。

■路線バスの運行

平成22年度から開始している路線バス「すそのーる」は裾野駅を起点とし、循環型の3路線（富沢・桃園循環、茶畑・平松循環、富岡・深良循環）で運行してきました。令和元年度からは往復型の3路線（裾野・岩波線、裾野・富岡線、青葉台・長泉なめり線）へ再編し、市民の生活交通として利用されています。

■減少傾向の鉄道利用者

市内にあるJR東海の2駅（裾野駅、岩波駅）の乗車人員の推移をみると、平成20年度をピークに減少し、ここ数年は横ばい傾向となっています。平成30年度は約171万人でした。



5-5 緑化

■「緑の基本計画」の推進

本市では、市街地の緑化の推進及び身近な公園整備を計画的に行っていくため、「裾野市緑の基本計画」を平成31年3月に改定し、本市のみどりの特性を生かした豊かなまちづくりを推進しています。

■公共施設や工場の緑化の推進

学校施設での壁面緑化や芝張り、街路樹などによる道路緑化など、公共施設の緑化を進めています。また、工場敷地内に一定割合以上の緑地の設置を定めた「工場立地法」に基づく届出の審査などを行い、工場緑化の推進を図っています。

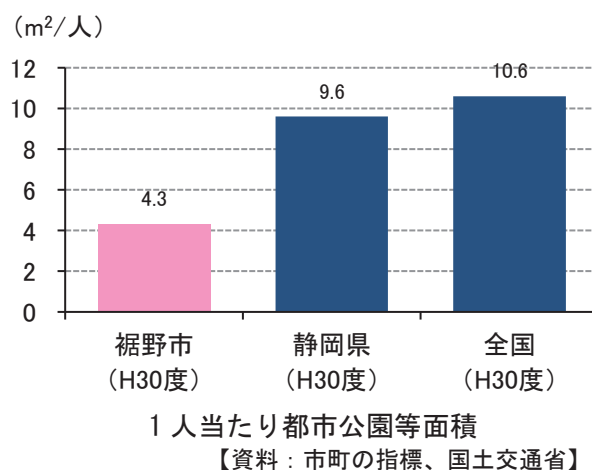
■緑化に関する取り組みの支援

学校では、児童や生徒たちによる花壇の管理や植樹などにより緑化活動を実施するとともに、環境教育にも活かしています。また、静岡県グリーンバンクと連携し、市内の保育園、幼稚園、小中学校、老人会、花の会などに緑化木を配布するなど、緑化に関する活動を支援しています。

■今後も整備が必要な公園

平成30年度末現在、本市には都市公園等が21箇所（22.1ha）あり、市街地の貴重なオープンスペースとなっています。公園等の内訳は街区公園が16箇所、近隣公園が2箇所、風致公園、運動公園、都市緑地がそれぞれ1箇所です。

しかし、平成30年度末の都市公園等面積は人口1人当たり4.3m²/人であり、平成30年度末の県平均（9.6m²/人）、全国平均（10.6m²/人）と比較しても、まだ十分な水準にあるとはいえない状況にあります。





都市公園の位置図

中央公園

【資料：国土利用計画裾野市計画 ほか】



Column

水力発電

水力発電は、河川の水を貯めることなく、そのまま利用する発電方式です。一級河川、農業用水、砂防ダム、上下水道、工業用水など、無駄に捨てられているエネルギーを有効利用します。

市内の水力発電所の事例として「深良川発電所」があります。深良用水の水を活用して発電する深良川発電所は、大正時代（1922年）から運転を開始した施設であり、発電量は3箇所の発電所（第1発電所、第2発電所、第3発電所）を含めると合計6,300kwであり、一般家庭の年間使用量約11,400軒に当たります。



東京発電(株)深良川第2発電所

第6節 環境教育

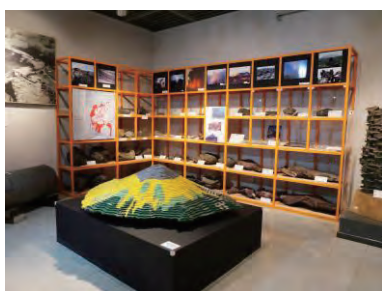
6-1 環境教育・環境保全活動

■富士山学習の拠点・富士山資料館

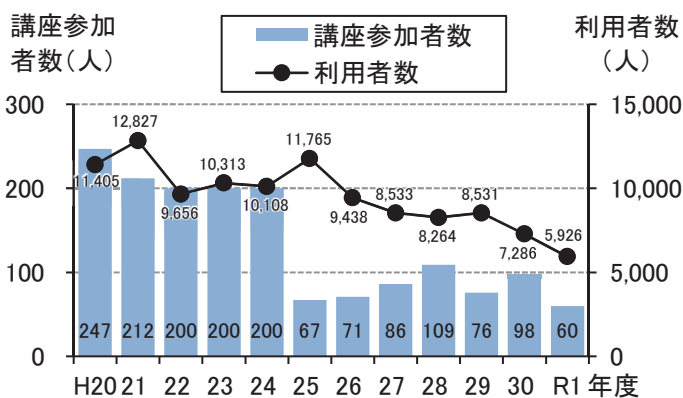
須山地区にある富士山資料館は、富士山について学習するための施設であり、平成20年11月には本館展示室の大規模な展示替えを行いました。

富士山資料館で開催する野鳥観察会や野草観察会などの講座は、近年100人程度が参加しています。

また、令和元年度の年間利用者数は5,926人で、富士山が世界文化遺産に登録された平成25年には1万人を超えていましたが、近年は減少傾向にあります。



富士山資料館の展示



富士山資料館の講座参加者・利用者数の推移

【資料：富士山資料館】

■学校や家庭での環境教育・環境保全活動

市内の小中学校では、総合的な学習の時間などの授業のほか、ボランティア活動の一環として環境教育や環境保全活動が実践されています。

また、家庭を対象としたものとしては「ふじのくにエコチャレンジKIDs」や親子水生生物調査などを実施しているほか、事業所では富士山でのボランティア活動や敷地周辺の環境美化などを実施しています。

主な環境教育・環境保全活動の内容

実施主体	主な活動内容
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園・幼稚園での野菜や花の栽培、食育、生きものなどの自然観察 ・ 総合的な学習の時間、理科、社会などの授業での学習 ・ 学校に設置した太陽光発電を活用した学習 ・ 河川・道路等一斉清掃をはじめとした環境美化活動への参加誘導 ・ アルミ缶や牛乳パックなどの資源回収 ・ 河川美化ポスターや標語の募集、展示 ・ 廃棄物処理施設や水道関連施設などでの見学実施 など
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・ エコライフの取り組みを家庭で実践する「ふじのくにエコチャレンジKIDs」 ・ 親子水生生物調査への参加 ・ 環境をテーマとした出前講座や生涯学習講座 など
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員への環境教育 ・ 富士山でのボランティア活動 ・ 緑のカーテンの設置 ・ 工場周辺清掃の実施 ・ 事業所敷地内でのビオトープづくり など

【資料：第2次裾野市環境基本計画年次報告書、裾野市環境基本計画に関するアンケート調査（平成26年度）】

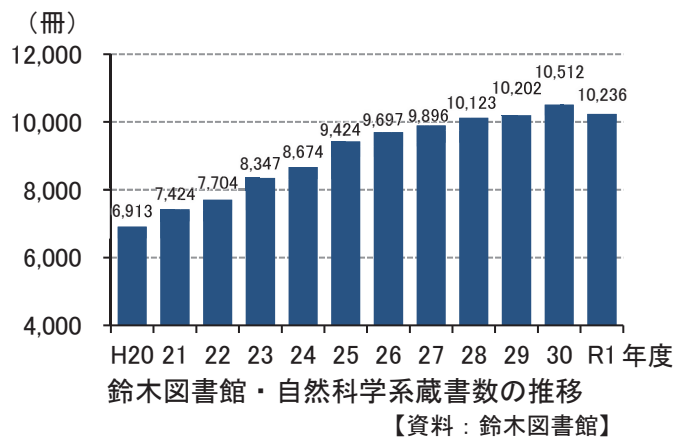
6-2 環境情報

■ウェブサイトや広報紙などで提供している環境情報

市では、ウェブサイトや「広報すその」などへの掲載、市役所窓口でのパンフレットなどの配布や問い合わせへの対応などにより、環境情報の提供を行っています。

■蔵書の充実を図っている図書館

市民の方が気軽に環境情報を手に入れるように、鈴木図書館では自然科学系蔵書数の充実と共に蔵書の整理を図っており、令和元年度時点で10,236冊となりました。



Column

ウェブサイトによる情報提供

前期計画の策定にあたっては、計画の策定段階を市民や事業者の皆さまにお知らせするため、「すそのワークショップニュース」を発行して、市のウェブサイトに掲載しました。

また、毎年、環境の現状や環境の保全および創造に関する施策の実施状況をまとめた「年次報告書」を掲載しています。



Column

COOL チャレンジ KIDS 事業「アース・キッズチャレンジ」

「アース・キッズチャレンジ」は子どもたちがリーダーとなって家庭で地球温暖化防止に取り組むプログラムです。

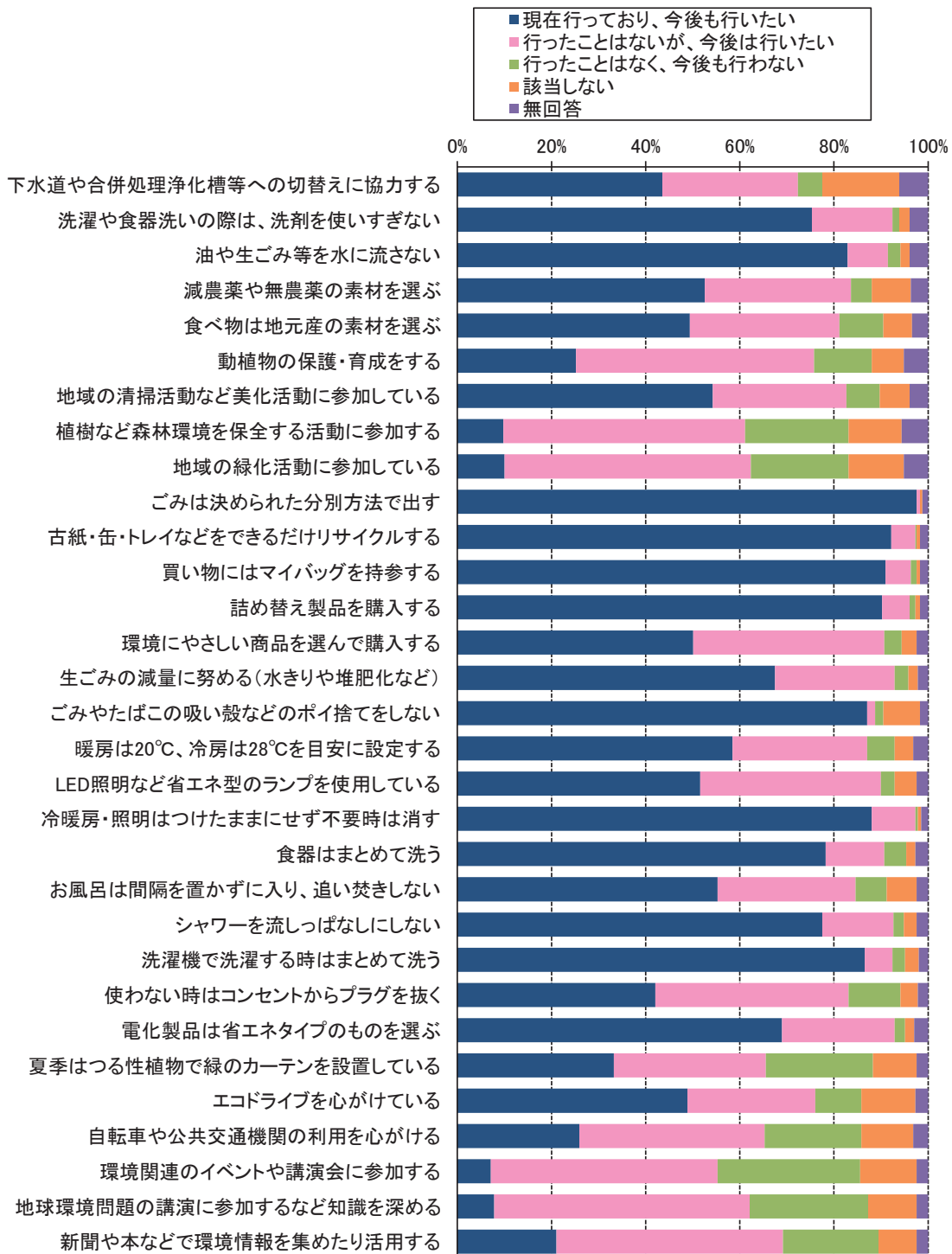
小学校高学年が対象で総合的な学習の時間などの授業内容との連携を図りながら、各小学校と静岡県地球温暖化防止活動推進センター、静岡県、各市町が連携、協力して実施します。次世代を担う子どもたちに地球温暖化をはじめとする環境問題のことを知ってもらうとともに、家庭の中の環境リーダーとして取り組みをしてもらう事業です。



第7節 市民・事業者の取り組み

■実践率の高いごみに関する市民の取り組み

市民が実践している取り組みとしては、「ごみの分別」(97.6%)、「リサイクル」(92.2%)、「マイバッグの持参」(91.0%)などが多くなりました。一方、今後行いたいものとしては、「地球環境問題への講演に参加」(54.3%)、「地域の緑化活動への参加」(52.3%)、「植樹など森林環境の保全活動への参加」(51.3%)などが多く、これらの取り組みを推進していく必要があります。

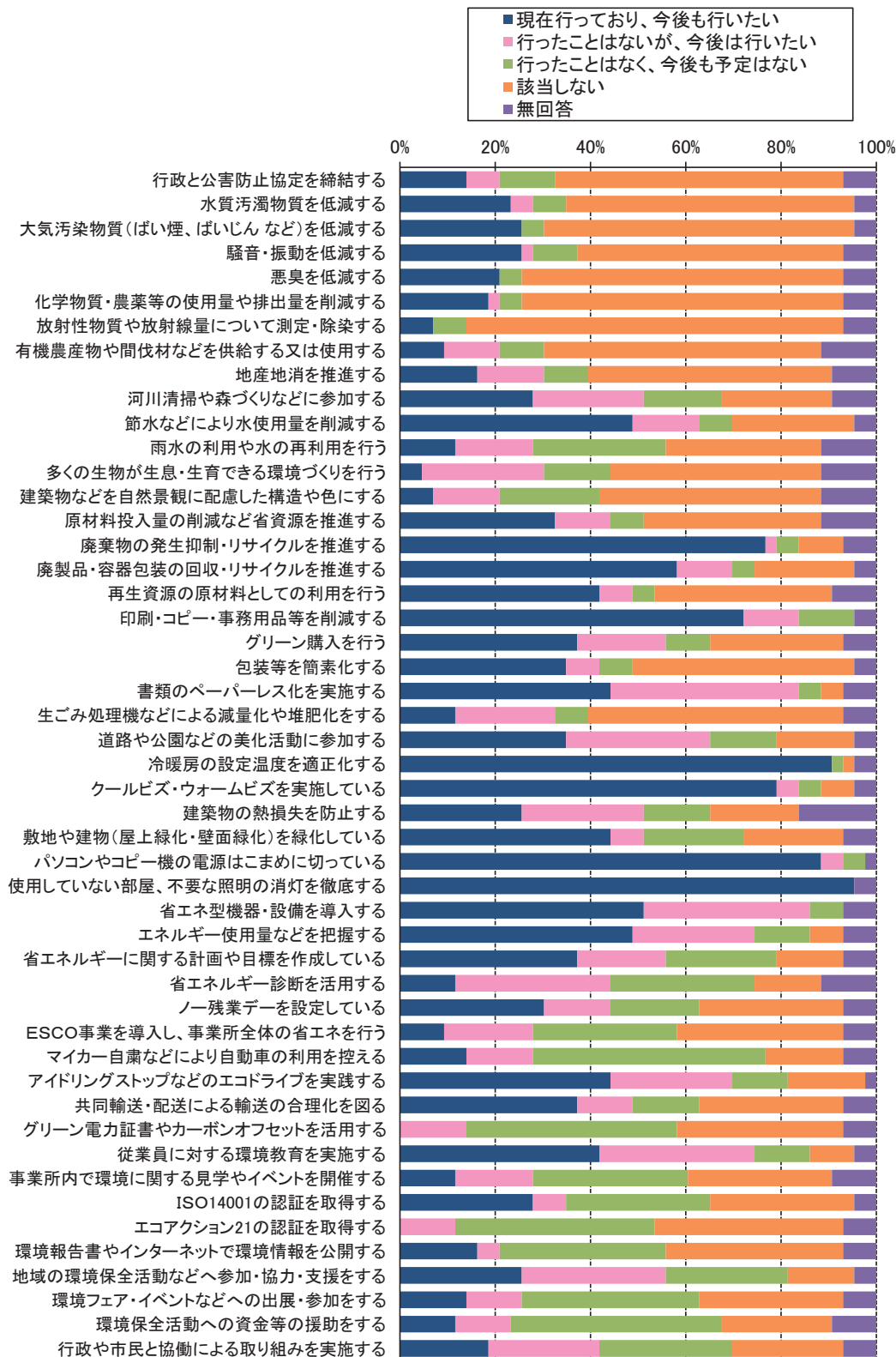


日常の取り組み状況（市民）

【資料：第2次裾野市環境基本計画に関するアンケート調査（平成26年度）】

■実践率の高い省エネに関する事業者の取り組み

事業者が実践している取り組みとしては、「不要な照明の消灯」(95.3%)、「冷暖房の設定温度の適正化」(90.7%)、「電源をこまめに切る」(88.4%)などが多くなりました。一方、今後行いたいものとしては、「ペーパーレス化」(39.5%)、「省エネ型機器・設備の導入」(34.9%)、「従業員に対する環境教育の実施」(32.6%)などが多く、これらの取り組みを推進していくことが必要です。



環境保全の取り組み状況(事業者)

【資料：第2次裾野市環境基本計画に関するアンケート調査(平成26年度)】

第 3 章

計画の目標



第1節 基本理念

本計画の基本理念とは、市・市民・事業者・滞在者等が環境の保全及び創造を推進するにあたって、行動や判断の際に共通認識とすべき事項を定めるものです。

本計画では、裾野市環境基本条例の基本理念にのっとり、次の4つの基本理念を掲げています。

■健全で恵み豊かな環境の確保と将来への継承

市民が健全で恵み豊かな環境を享受する権利を確保するとともに、私たちの将来の世代にもこの権利が引き継がれるように、積極的に環境の保全及び創造に取り組んでいく必要があります。

■環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築

事業活動や日常生活による環境への負荷を少なくし、持続的な発展が可能な社会（将来の世代が享受する経済的及び社会的な利益を損なわない形で、現在の世代が豊かな地球環境を利用することができる社会）を構築する必要があります。

■人と自然との共生

富士山・愛鷹山・箱根外輪山・黄瀬川などの自然に恵まれた本市の地域特性を生かし、自然環境の保全を図りながら、人と自然との豊かなふれあいの場や機会を確保していくことが必要です。

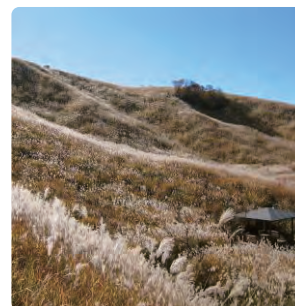
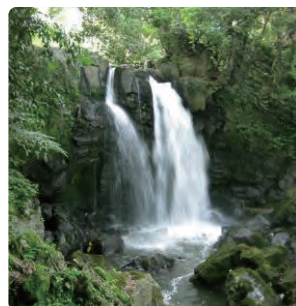
■地球環境保全の推進

地球温暖化やオゾン層の破壊といった地球環境の課題を、自らの課題としてすべての者が認識するとともに、その解決に積極的に取り組んでいく必要があります。

裾野市環境基本条例より抜粋

（基本理念）

- 第3条 環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない健全で豊かな環境の恵沢を享受するとともに、良好な環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、すべてのものが、公平な役割分担の下に、環境の保全及び創造に関する行動に自主的かつ積極的に取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的に発展が可能な社会を構築するよう行われなければならない。
 - 3 環境の保全及び創造は、多様な自然環境に恵まれた地域特性を生かし、自然と人が共生できる環境が確保されるよう行われなければならない。
 - 4 地球環境の保全は、地域における日常生活や事業活動が地球環境の保全に影響を及ぼすとの共通認識の下に、積極的に推進されなければならない。








第2節 望ましい環境像

望ましい環境像とは、環境課題を踏まえ、本市がこれからどのような環境を目指して計画を進めていくのかを示す長期的目標です。基本理念のもと、市・市民・事業者・滞在者等の各主体が自らの役割を果たし、将来の望ましい環境像の実現を目指します。

■望ましい環境像

富士山のすその 水・緑・人を共に育てるまち



-  世界遺産に登録され、世界的にその価値が認められた「富士山」。本市はその「すその」に広がっているまちであり、市内から眺める富士山は、宝永山が正面に見えて稜線も美しく、私たち裾野市民の誇りとなっています。
-  本市は、富士山をはじめ、愛鷹山や箱根外輪山など広大な「緑」に囲まれ、先人の偉業により農業に利用されている深良用水や豊富な地下水など「水」に恵まれています。水や緑は、私たちの快適で健康な暮らしに欠かせない自然の恵みであると同時に、産業など経済活動を行う上でも、貴重な資源となっています。
-  水や緑に代表される豊かな環境を、将来の世代まで引き継いでいくためには、自然との共生や資源循環、温室効果ガスの排出を極力抑えるなどの目標を着実に達成していかなければなりません。そのために欠かせないのが、環境活動を自ら積極的に行う私たち「人」の存在です。
-  本計画では、このような人づくりを重点プロジェクト「すその環境共育プロジェクト～共に考え 行動しよう～」として掲げ、環境について市・市民・事業者・滞在者等がみんなで育んでいく（「共に育てる」）「環境共育」を実践していきます。
-  これらの思いを込め、「富士山のすその 水・緑・人を共に育てるまち」を望ましい環境像として、いつまでも豊かな環境を共に享受できる裾野市を目指します。

第3節 環境目標

望ましい環境像を実現するための柱として、5つの環境目標を定めました。さらに、これらの環境目標を分かりやすくするために、裾野市環境市民会議で検討した「将来イメージ」を示します。

今後、望ましい環境像を目指していくためには、これらの環境目標や将来イメージを少しでも多く実現していくことが求められます。



環境目標1 安全・安心で快適な環境のまちづくり

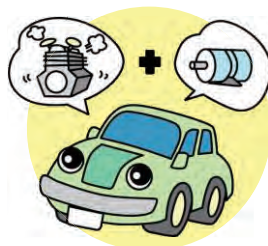
大気汚染や水質汚濁などの環境汚染の少ない安全・安心なまちは、私たちの快適な暮らしの前提となるものです。また、生活や産業を支える貴重な水資源を守るとともに、ごみの散乱がないきれいなまちを目指します。

→ 取り組みの方向1 生活環境の向上

→ 取り組みの方向2 安全できれいな快適環境の創造



黄瀬川などの河川に魚がたくさん生息できるようになり、川遊び、釣りができる水質になっている。



EVやPHVなどの普及により、自動車からの排気ガスや騒音が少なくなっている。



湧水などの地下水が貴重な資源として認識され、みんなで大切にしている。

環境目標2 豊かな自然と人が共生するまちづくり

本市の豊かな自然環境を保全し、生物多様性を維持します。また、これらの自然環境と人とのふれあいを促進するとともに、世界遺産・富士山や世界かんがい遺産・深良用水などの歴史・文化資源を守ります。

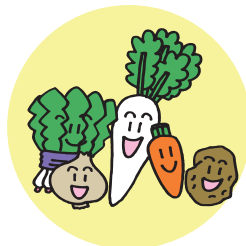
→ 取り組みの方向3 自然環境の保全と生物多様性の維持

→ 取り組みの方向4 自然とのふれあいの場や機会の創造

→ 取り組みの方向5 景観や文化の保全と活用



ボランティアによる森林・里山の整備・間伐が進み、落葉広葉樹が増えている。



裾野市内でつくられた旬の農作物を買うのが当たり前になるとともに、農地が保全されている。



富士山や滝めぐりなど、裾野市内の環境資源を活かしたエコツアーが行われている。

環境目標3 環境負荷の少ない循環を基調とするまちづくり

廃棄物の発生抑制や資源循環、ごみの適正処理などを推進し、環境負荷の少ない循環型社会をつくります。

→ 取り組みの方向6 6Rの推進とごみの適正処理



ごみを削減するための取り組みが浸透し、ごみがとても少なくなっている。



リサイクルに対する意識が高く、分別ができるようになっている。

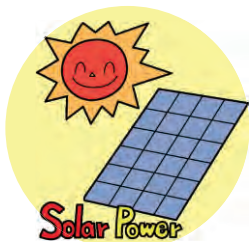


道路や河川にポイ捨てごみがなくなっている。

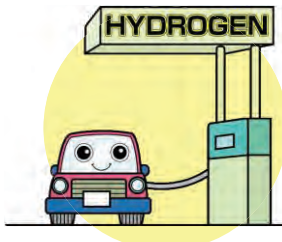
環境目標4 地球温暖化防止に努めるまちづくり

深刻化する地球温暖化を防ぐため、温室効果ガスの中長期的な削減に向けた再生可能エネルギーや省エネルギーの推進、交通対策や緑化など低炭素なまちづくりを推進します。

→ 取り組みの方向7 地球温暖化対策の推進



再生可能エネルギーが普及し、エネルギーの地産地消が進んでいる。



水素エネルギーの利用ナンバーワン、エコカー導入率トップになっている。



緑の木陰が多くなり、緑いっぱいのまちになっている。

環境目標5 持続可能な社会を実現するための人づくり

環境問題を解決するため、家庭や学校、職場や社会活動などのあらゆる場面において、市・市民・事業者・滞在者等が積極的に取り組み、人と人が連携して持続可能な社会を実現します。

→ 取り組みの方向8 環境教育・環境情報の普及促進



裾野市の環境についてよく知っている環境リーダーが育つまちになっている。

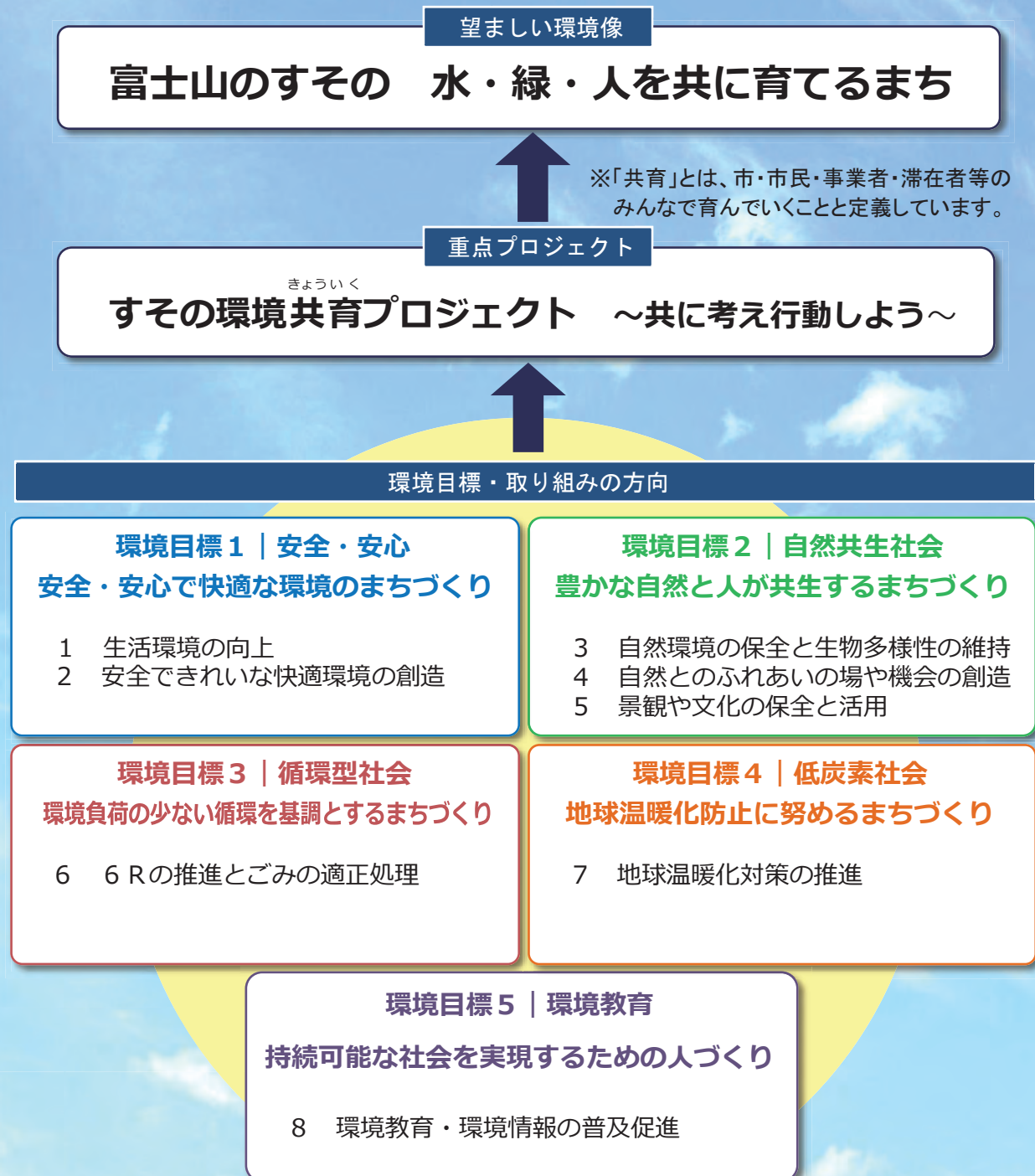


裾野市にある環境資源を活かし、外に出て体感するフィールドワークで環境教育が行われている。



学校・地域・企業などで環境教育がなされ、環境への意識が高くなっている。

【第2次裾野市環境基本計画（後期計画）の目標体系】



第 4 章

主体別の取り組み



第1節 重点プロジェクト「すその環境共育プロジェクト」

1-1 重点プロジェクトとは？

環境基本計画に掲載される広範囲の取り組みの中から、重要度の高いもの、優先的に行うべきもの、効果の大きなもの、分野横断的なもの、ある地域に限定したものなどを選択し、限られた時間や予算の範囲内で効果的に推進していくためのものです。

1-2 重点プロジェクトの背景

環境問題の解決には、市・市民・事業者などの各主体が環境問題を自らの問題として認識し、環境保全に向け取り組みを積極的に行う必要があります。

また、平成26年度に実施した市民アンケートによると、環境教育・環境学習や環境情報は、他の項目と比べて満足度及び重要度ともに低く、施策の重要性に対する認識の向上と、従来の取り組みの改善を図る必要があります。

そこで、市民・事業者のみなさんが身近な環境について「知る・考える」きっかけづくりを行うとともに、環境保全に向けた取り組みを「行動する・広げる」しくみをつくります。これらの「知る・考える」と「行動する・広げる」に取り組むことで、幼児～高等教育までの教育機関、公民館、資料館の社会教育施設、地域組織、農業協同組合、森林組合、商工会、NPO、個人、事業者等の多様な主体が相乗的に「共に考えて行動する」人づくりを行い、縦横のネットワークを築くようにします。

▶ステップ1「知る・考える」

- (1) 意識啓発・きっかけづくり
- (2) 情報の整備



▶ステップ2「行動する・広げる」

- (1) 環境活動登録制度の創設・活用
- (2) 人づくりの支援・ネットワークづくり

1-3 重点プロジェクトの名称

重点プロジェクトの名称は、以下のとおりとします。

第2次裾野市環境基本計画の重点プロジェクト

「すその環境共育プロジェクト」

～ 共に考え 行動しよう ～



※「共育」とは、「市・市民・事業者・滞在者等のみんなで育てていくこと」と定義しています。

1-4 重点プロジェクトの内容

▶ステップ1 「知る・考える」

(1) 意識啓発・きっかけづくり

子どもから大人までが環境活動に取り組む社会にするため、まず意識啓発や行動のきっかけをつくります。そのため、今までは各課が個別に開催してきた環境教育・環境学習イベントなどについて、今後は実施時期や環境分野、対象者などをとりまとめた年間プログラムの作成や、対象者に応じた体系的な環境教育・環境学習により、計画的かつ総合的に実施していきます。

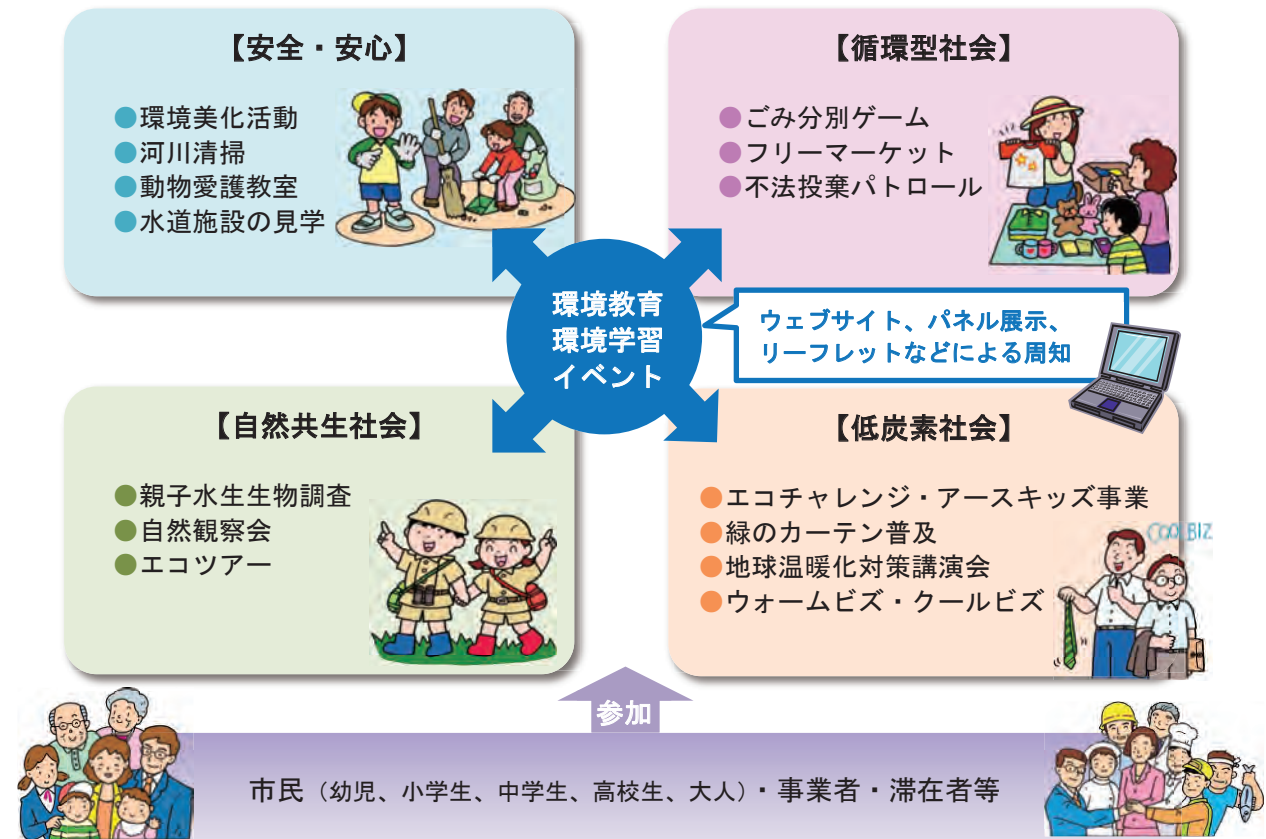
①年間プログラムの作成と環境教育・環境学習イベントの開催

- ◆ 環境教育・環境学習イベントなどの年間プログラムを作成し、年間を通しての意識啓発を行う。
- ◆ 子供から大人までの対象者に応じてさまざまな手法を検討するとともに、環境目標ごととバランスよく環境教育・環境学習イベントを行う。



環境学習イベント

市民・事業者・滞在者等の重点取り組み	市民	事業者	滞在者等
◇ 年間プログラムを参考にしながら、各種手法及び環境目標ごとに実施される環境教育・環境学習イベントに積極的に参加します。	●	●	●



(2) 環境情報の整備

市のウェブサイト充実させ、各主体で環境に対する活動、各地域での環境活動、環境指導者の情報などを整備することで、環境情報をより使いやすく効果的なものとします。

①環境情報の収集

- ◆ 市民（市民活動団体などを含む）、事業者で実施している環境活動の情報収集を行います。
- ◆ 小中学校に環境アンケートを実施し、環境学習・活動を把握します。
- ◆ きれいなまちづくり推進事業、パートナーシップ事業の環境活動、地域活動の情報について整理します。



学校における環境学習

②環境情報の提供

- ◆ 環境の現状（大気・水質データ、不法投棄場所など）、環境施策の情報（資源ごみ収入情報など）、環境イベント、地域環境活動などの情報を市のウェブサイトや広報紙などでPRします。
- ◆ 環境学習のための冊子を作成します。



パネル展示による情報発信

市民・事業者・滞在者等の重点取り組み

- ◇ 実施している環境活動についての情報を提供します。
- ◇ 市のウェブサイトや広報紙などに掲載される環境情報に関心を持ち、自らが行う環境活動に活用します。

市民	事業者	滞在者等
●	●	
●	●	●



Column

きれいなまちづくり事業・パートナーシップ事業

きれいなまちづくり事業

市が管理する道路、河川、公園、用地等をボランティアにより空き缶、吸い殻などの散乱ごみを収集したり、花壇の設置および草花の育成、維持管理をする市民団体に支援をしています。

パートナーシップ事業

市民と市のパートナーシップにより魅力あるまちづくりを推進するため、地域の活性化に向けた市民の自主的な活動に対し補助しています。

【パートナーシップ事業により行われた事業】

- ・ 飼い主のいないねこ対策事業
- ・ エコキャップ回収事業
- ・ 公文名ウォーキングコース整備事業 など



▶ステップ2 「行動する・広げる」

(1) 環境活動登録制度の創設・活用

市民や事業者の皆さんが取り組んでいる環境保全活動を「見える化」とするとともに、それぞれの環境活動をPRする場としても活用できる「環境活動登録制度」を創設します。また、本制度で登録申請者が提出する「活動報告書」を第2次計画の進捗管理に活用します。

①環境活動登録制度の創設・活用

- ◆ 「すそのエコ活動登録制度」を創設する。
- ◆ 第2次計画に掲載する取り組みに関する環境活動を対象として登録を行う。
- ◆ 登録数が増加するよう、市のウェブサイトや広報紙、市の窓口、環境イベントなどでPRする。
- ◆ 活動報告書を第2次計画の進捗管理に活用する。

市民・事業者・滞在者等の重点取り組み

◇ 環境活動登録制度に関心を持ち、積極的に登録する。

市民

事業者

滞在者等



Column

環境活動の登録制度「すそのエコ活動登録制度」

環境基本計画を推進していくためには、市が推進する取り組みだけではなく、市民・事業者の取り組みの実践が必要不可欠です。そこで、第2次環境基本計画では新たに「すそのエコ活動登録制度」を創設し、各主体が行動したことを市民に紹介することで取り組みの輪を広げます。

【登録のしかたは？】

環境活動登録制度への登録を希望する市民・事業者は、当該活動について市へ登録申請書を提出します。環境基本計画の推進に関連する環境活動を実践した後、活動報告書を市に提出し、市が審査した後、認定書を発行します。

【登録するとどんなメリットがあるか？】

- 環境活動の公的な証として認定書の取得やロゴマークの使用ができます。
- 市のウェブサイトから、市民・事業者の環境保全活動のウェブサイトへのリンクを貼ることで、活動をPRすることができます。
- 環境イベントなどで、市民・事業者の環境保全活動のパネル展示・活動報告をします。

【どんな効果があるか？】

- 市内に広く知らせることで参加の輪を広げ、ネットワークづくりにつながります。
- 環境保全の取り組みを広くPRすることで、イメージアップにつながります。

【登録が期待される取り組み事例は？】

- 体験型農業学校、米・野菜作り・収穫・調理体験、里山体験学習 など
- 工業用水再利用、アルミ缶リサイクル活動、店舗による包装紙NO運動 など
- エコ通勤事業、水力発電、クールビズ活動、グリーンカーテン、省エネとなる環境技術 など
- 市営墓地の芝桜植え付け活動、河川・道路・森林清掃活動、パノラマロード花植活動 など

(2) 人づくりの支援・ネットワークづくり

環境活動登録制度に登録された市民・市民活動団体（市民ボランティア、NPO 法人含む）を育成し、活動しやすくするとともに、市民・NPO・事業者・学校間などが連携して活動できるよう支援します。

①市民・市民活動団体の活動支援

- ◆ 市民活動センターを有効活用します。
- ◆ 市民活動団体（市民ボランティア、NPO 法人含む）の支援を行います。
- ◆ 「環境市民会議」が中心となって環境活動を推進します。



環境市民会議による環境活動

②環境活動のネットワーク化

- ◆ 市民環境団体同士のネットワークの形成の場を設けます。
- ◆ 事業者・学校・地域間における環境活動の支援を行います。

市民・事業者・滞在者等の重点取り組み

- ◇ 市民活動団体、環境市民会議などの活動に参加します。
- ◇ 各主体のネットワークづくりに協力します。

市民	事業者	滞在者等
●	●	
●	●	

1-5 スケジュール

重点プロジェクトのスケジュールは以下のとおりです。

ステップと内容		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
ステップ1	(1) 意識啓発・きっかけづくり	年間プログラムの作成									
		環境教育・環境学習イベントの開催(各種手法を活用、環境テーマごとバランスをとる)									
	(2) 情報の整備	環境情報の収集									
		環境情報の提供									
ステップ2	(1) 環境活動登録制度の創設・活用	環境活動登録制度の創設									
		環境活動登録制度の普及・定着									
	(2) 人づくりの支援	人づくりの支援・ネットワークづくり									



Column

環境市民会議の活動

重点プロジェクト「すその環境共育プロジェクト～共に考え行動しよう」を推進していくため、平成28年度から環境市民会議が企画・立案し、環境教育・環境学習イベントを開催しています。



■不二聖心の里山体験教室

- 不二聖心女子学院敷地内の里山を観察、探索する教室を開催しました。
- 多種多様な生物が生活する豊かな自然について学びました。



■深良川水力発電所を知ろう

- “日本一長い手掘りの山岳トンネル”である深良用水の歴史講義と深良川第一発電所の見学会を開催しました。
- 東京発電株式会社様の解説で、地球にやさしい水力発電の仕組みを学びました。



■外来植物除去作業

- 外来植物に関する講習会を開催し、除去作業の手順や道具を用いた除去の方法を学びました。
- 水ヶ塚公園において、除去活動を行いました。



第2節 主体別の取り組み内容

望ましい環境像の実現に向け、市・市民・事業者・滞在者等、主体別の取り組みについて示します。

2-1 取り組みの体系

取り組みの体系は以下のとおりです。

環境目標	取り組みの方向	取り組み方針	取り組み項目
【安全・安心】 安全・安心で 快適な環境の まちづくり	生活環境の向上	大気環境を守る	①大気汚染物質の監視・測定 ②騒音・振動の対策
		水環境を守る	①水質汚濁の監視・測定 ②公共下水道や合併処理浄化槽の整備・接続促進
		生活環境を向上させる	①生活環境の向上
	安全できれいな快 適環境の創造	水を守る	①節水や水資源のPR・意識啓発 ②地下水の適正利用と地下水涵養の促進
		きれいなまちにする	①美化活動の実施 ②美化活動の支援 ③空き家の適正管理の推進
		動物を愛護する	①畜犬の適正な管理と猫対策の推進
【自然共生社会】 豊かな自然と 人が共生する まちづくり	自然環境の保全 と生物多様性の 維持	川を守る	①生きものや景観に配慮した河川整備 ②河川環境保全の推進
		農地を守る	①生きものに配慮した農地整備及び環境保全型農業の推進 ②生産基盤の維持強化と地産地消の推進 ③有害鳥獣対策の実施
		森林を守る	①自然林などの森林の保護 ②森林の適正管理の推進
		動植物を守る	①貴重な生きものの保全 ②動植物の情報収集・提供
	自然とのふれあいの 場や機会の創造	自然とのふれあいを活 発にする	①公園の維持管理 ②ふれあい活動の場の整備 ③ふれあい活動の促進
	景観や文化の保 全と活用	景観を守る	①景観への配慮及び良好な景観形成の推進
歴史文化を守る		①世界遺産・富士山の保全・活用 ②世界かんがい施設遺産・深良用水の保全・活用 ③文化財の保護・活用	
【循環型社会】 環境負荷の 少ない循環を 基調とする まちづくり	6R の推進とごみ の適正処理	6R を推進する	①家庭ごみの減量・資源有効利用の推進 ②事業系ごみの減量・資源有効利用の推進 ③市の事務事業や公共事業のごみの減量とグリーン購入
		ごみを適正に処理する	①適正なごみの収集・運搬 ②適正なごみの中間処理・最終処分 ③適正処理困難物への対応 ④不法投棄の未然防止・回収
【低炭素社会】 地球温暖化 防止に努める まちづくり	地球温暖化対策 の推進	総合的な温暖化対策 を行う	①地球温暖化対策実行計画の推進
		再生可能エネルギー を普及させる	①再生可能エネルギーの積極的な導入と活用
		省エネルギーを推進 する	①公共施設における省エネルギーの推進 ②工場・オフィスや家庭における省エネルギーの推進
		環境負荷の少ない交 通を普及させる	①公共交通機関の維持確保と利用促進 ②自動車の使用自粛と自転車などによる移動の促進 ③先進環境対応車などの導入促進 ④渋滞対策・輸送の効率化
		集約したまちをつくる	①土地利用の見直し ②エネルギーの面的利用
		まちの緑を増やす	①公共施設や道路の緑化推進 ②緑地の保全 ③緑化活動の支援
【環境教育】 持続可能な社会 を実現するた めの人づくり	環境教育・環境情 報の普及促進	環境について教える・ 学ぶ・広める	①環境教育の推進 ②環境活動の育成
		環境情報を共有する	①環境情報の収集・提供・啓発

2-2 取り組みの方向と主体別の取り組み

環境目標、取り組みの方向ごとに、環境課題、各主体の共通目標、市が推進する取り組み、市民・事業者・滞在者等の取り組みを示します。

【主体別の取り組みの見方】

▲環境課題

「第2章 環境の現状」やアンケート調査、各種会議（環境市民会議、環境審議会、庁内策定委員会）の結果を踏まえて、環境課題をまとめます。

▲各主体の共通目標

市・市民・事業者・滞在者等の各主体がお互いに協力・連携しながら達成する共通目標を示しており、現状値（令和元年度）、計画目標（令和7年度）の数値目標を設定します。

▲市が推進する取り組み

市が市民・事業者・滞在者等の皆さんとともに推進する「取り組み方針」「取り組み項目」及び主な取り組みメニューをまとめています。

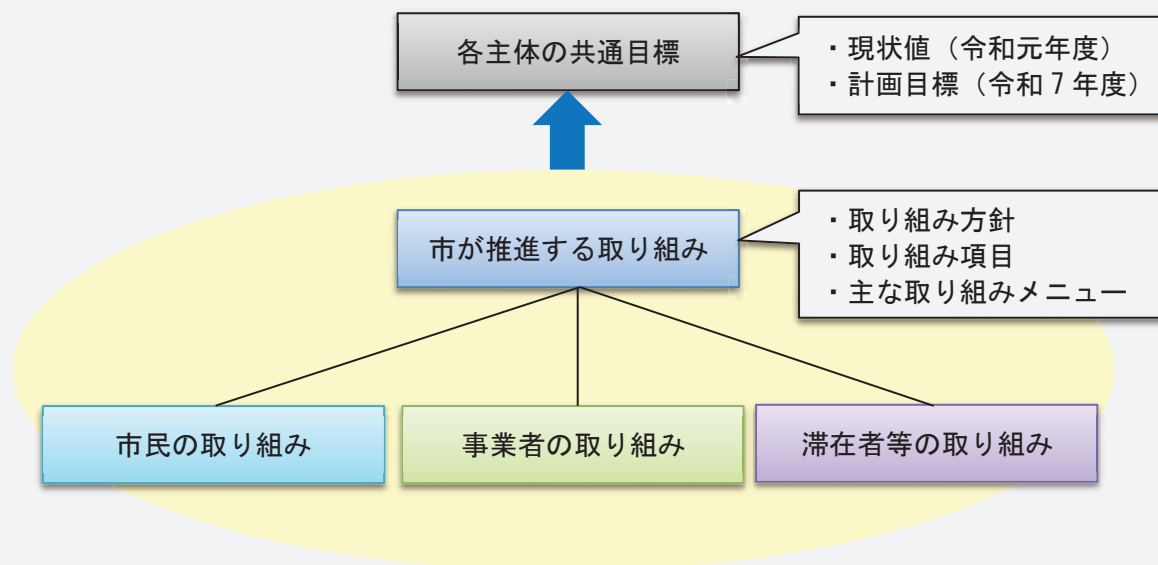
主な取り組みメニューについては、計画期間の5年間に実施を予定するものとします。

なお、「第5章 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の対策・施策に関わる取り組み項目については、対象となる部門（産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、その他）を明記しています。

産業部門	業務その他部門	家庭部門	運輸部門	その他
------	---------	------	------	-----

▲市民・事業者・滞在者等の取り組み

市民・事業者・滞在者等の取り組み内容について示します。



【環境目標1】
安全・安心して快適な
環境のまちづくり

▼取り組みの方向

1 生活環境の向上

▲環境課題

- 近年、新たな環境問題となっている微小粒子状物質（PM2.5）の監視や高濃度時の注意喚起の徹底、苦情の多い屋外焼却に対する指導や啓発を図る必要があります。
- 騒音・振動に関する現況把握や発生源に対する指導を進める必要があります。
- 河川水質については改善傾向にあるものの、市民アンケートでは黄瀬川に関する関心度が以前より下がっていることから、河川に対する意識向上を図っていく必要があります。
- 公共下水道や合併処理浄化槽の整備は着実に進んでいるものの、下水道供用区域において未接続の世帯があることから、早期接続の促進を図っていく必要があります。
- 市民アンケートの「環境に対する重要度」によると、水がきれい、空気がきれい、有害化学物質の問題がない、などが特に重要度が高いことから、これらの環境を維持していくことが必要です。
- 地下水は汚染されると浄化することが困難なため、今後も監視を行っていく必要があります。



水質調査

▲各主体の共通目標

環境指標	定義	現状値(R1)	計画目標(R7)
大気汚染・悪臭・騒音・振動・水質汚濁の苦情件数	年間の環境市民110番の苦情件数	19件/年	10件/年
水質汚濁にかかる環境基準達成率	市内河川の環境基準(BOD調査)の達成率	100%	100%
下水道普及率	行政人口に対する公共下水道処理区域内の現住人口の割合	43.2%	46.6%

▲市が推進する取り組み

1 大気環境を守る 【大気汚染・悪臭・騒音・振動】

①大気汚染物質の監視・測定

- ◆ 市民の生活が安全に営まれるよう大気の監視・測定を行い、光化学オキシダント注意報や警報、微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起情報が発表された場合は、速やかに市民に周知します。
- ◆ ごみ処理施設の精密機能調査及び保守点検、施設の排ガス・ダイオキシン類測定を行い、環境負荷の少ない運転管理を行います。
- ◆ 火災予防条例、廃棄物処理法に基づく指導や現場確認、広報や回覧板などにより、屋外焼却の禁止についての啓発を行います。

②騒音・振動の対策

- ◆ 自動車騒音の監視を定期的実施します。
- ◆ 都市計画街路について、排水性舗装や植樹帯などの整備を行い、騒音の低減を図ります。

2 水環境を守る 【水質汚濁】

①水質汚濁の監視・測定

- ◆ 市内の河川や地下水などの水質調査を定期的に行います。
- ◆ 関係機関や周辺自治体との連携により、迅速な水質事故への対応を行います。

②公共下水道や合併処理浄化槽の整備・接続促進

- ◆ 公共下水道の整備を進めるとともに、公共下水道への接続を促進します。
- ◆ 県狩野川流域浄化センターと連携して見学会の実施や啓発活動を行います。
- ◆ 下水道の啓発（PR）活動により、良好な環境への推進を実施します。
- ◆ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽の普及を促進するための補助の実施、合併処理浄化槽の維持管理についての啓発を行います。

3 生活環境を向上させる 【生活環境】

①生活環境の向上

- ◆ ばい煙や排水、騒音・振動などが発生する施設を設置している、あるいは設置予定の事業者と「公害防止協定」を締結し、公害苦情の未然防止及び環境保全を図ります。
- ◆ 発生した苦情に対して速に対応を行い、解決を図ります。

▲ 市民・事業者・滞在者等の取り組み

		市民	事業者	滞在者等
1	◇ 大気環境や水環境に関心を持ち、異常を発見した場合は市へ連絡します。	●	●	●
	◇ 光化学オキシダント警報・注意報や微小粒子状物質（PM2.5）に関する注意喚起情報などに注意します。	●	●	●
	◇ 屋外焼却をしません。	●	●	●
	◇ 近隣に迷惑を及ぼす騒音や振動が発生しないようにします。	●	●	●
2	◇ 単独浄化槽から公共下水道、合併処理浄化槽へ切り替えます。	●	●	
	◇ 浄化槽の定期的な維持管理を行います。	●	●	
	◇ 洗剤は環境に負荷の少ない製品を選び、油を流さないようにします。	●	●	●
3	◇ 公害防止協定を締結し、立ち入り調査に協力します。		●	
	◇ P R T R法を順守します。		●	



【環境目標1】
安全・安心で快適な
環境のまちづくり

▼取り組みの方向

2 安全できれいな快適環境の創造

▲環境課題

- 豊富で良質な地下水や湧水などの水資源は、生活や産業を支える貴重な資源であることから、今後も適正な利用を図っていく必要があります。
- 環境美化に関する意識啓発を行うためにも、市内で定期的に行われている環境美化活動を今後も継続するとともに、あらゆる地域や主体、世代（特に参加の少ない若年層）へ拡大していくことが重要です。
- 動物の飼育や管理に関する苦情も発生していることから、飼い主のマナー向上や責任の強化などを図っていく必要があります。



河川・道路等一斉清掃

▲各主体の共通目標

環境指標	定義	現状値 (R1)	計画目標 (R7)
市民1人1日平均有収水量	1日あたりの平均有収水量／給水人口	302.8 ℓ/人・日	252.0 ℓ/人・日
河川・道路等一斉清掃の参加者数 (年2回)	年2回の参加者人数	25,730 人/年2回	24,700 人/年2回

▲市が推進する取り組み

1 水を守る 【水資源】

①節水や水資源のPR・意識啓発

- ◆ 水道週間における広報や、水道施設見学の実施により、節水意識を啓発します。
- ◆ ペットボトル「裾野市の水」を販売することで、水資源についてのPR促進に活用します。

②地下水の適正利用と地下水涵養の促進

- ◆ 地下水を利用する企業などで組織する「裾野市地下水採取者協議会」を運営し、必要用水の安定供給の確保及び水資源の涵養、地下水の適正利用及び再利用の普及についての啓発を行います。
- ◆ 御殿場市・小山町とともに組織する「東富士地下水利用対策協議会」において、湧水量調査や意見交換などを行います。
- ◆ 土地利用事業における雨水浸透施設の設置など、地下水涵養の指導を行います。



2 きれいなまちにする 【環境美化・空き家対策】

①美化活動の実施

- ◆ ごみ収集のない第5水曜日を環境美化の日として、収集業者や市職員が協力して清掃活動を行います。
- ◆ 学校で生徒やPTAなどによる環境美化活動（クリーンデー、校内グリーンクリーン活動）を実施し、地域と一緒に美化活動を実施します。
- ◆ 地域との協働による河川・道路等一斉清掃などの環境美化活動を推進します。

②美化活動の支援

- ◆ 各種団体による清掃活動を支援するため、収集車の配置や指定ごみ袋の無料配布を行います。
- ◆ 公共施設（用地）の美化活動を行う市民等に、活動に必要な資機材の購入費用を支援します。
- ◆ 区長連合会と市の取り組みとして、春夏に行われる環境美化活動（河川・道路等一斉清掃）について、発生ごみの処理及び実施地域への活動費の補助を行います。
- ◆ アダプトプログラムへ参加する団体などを支援します。
- ◆ きれいなまちづくり推進事業による市民活動の支援を行います。

③空き家の適正管理の推進

- ◆ 裾野市空家等専門家相談事業を活用し、空き家の所有者や管理者に対して、専門家団体との空き家相談を働きかけます。
- ◆ 空家等対策特別措置法を活用しながら、管理が適切に行われていない空き家が「特定空家等」にならないように、所有者に対し助言・指導を行い、適正管理を進めます。

3 動物を愛護する 【動物愛護】

①畜犬の適正な管理と猫対策の推進

- ◆ 登録及び注射を適正に実施するように、飼い主に広報を実施します。
- ◆ 野良猫の無制限な繁殖を止め、猫の去勢・不妊手術に補助を行います。
- ◆ 飼い主へのマナーを啓発します。

市民・事業者・滞在者等の取り組み

		市民	事業者	滞在者等
1	◇ 市が実施する水質検査に協力し、自主検査を実施します。 ◇ 水を流しっぱなしで使わないようにします。 ◇ 雨水貯留槽を設置して、雨水を有効活用します。 ◇ 災害時対応のための飲料水などの備蓄をします。 ◇ 河川や道路などに物を投げ捨てません。	● ● ● ●	● ● ●	● ●
2	◇ 敷地内や地区周辺の清掃を日常的に行うとともに、アダプトプログラムなどに参加します。 ◇ 河川・道路等一斉清掃に参加します。 ◇ 空き家・空家を放置しないで適正に管理します。	● ● ●	● ●	● ●
3	◇ ペットの飼い主としてのマナーを守ります。	●		●



【環境目標2】

豊かな自然と人が
共生するまちづくり

▼取り組みの方向

3 自然環境の保全と生物多様性の維持

▲環境課題

- 生物多様性に配慮した河川整備や景観への配慮など、良好な河川環境づくりが求められます。
- 農業就業者の高齢化や減少などにより、耕作放棄地も増加傾向にありますが、今後も農地の保全や環境保全型農業の推進などが必要です。また、シカやイノシシ、サルなどによる農林産物被害が発生していることから、総合的な有害鳥獣対策が必要です。
- 小規模単位の個人所有者が多く、森林施業の共同化が行いにくい状況にあります。森林資源の有効利用と森林の適正な整備を進める必要があります。
- 特定外来生物が市街地で確認されており、在来種への影響が生じる可能性が高いです。外来種被害予防三原則に則った行動を促すとともに、貴重な動植物に関する情報収集や保全に向けた取り組みが必要です。

▲各主体の共通目標

環境指標	定義	現状値 (R1)	計画目標 (R7)
耕作放棄地解消面積	年間耕作放棄地解消面積	2.7 ha/年	3.0 ha/年
間伐事業実施面積	年間間伐事業実施面積	135.8 ha/年	150.0 ha/年

▲市が推進する取り組み

1 川を守る 【河川】

①生きものや景観に配慮した河川整備

- ◆ 河川整備の際に貴重種が確認された場合、貴重生物の環境保全のための護岸工法の検討及び落差等の低減を図ります。
- ◆ 景観に配慮した構造物・工法を選択します。

②河川環境保全の推進

- ◆ 狩野川水系水質保全協議会などの活動を通じて、河川環境保全を推進します。
- ◆ 要望調査や通報時の確認と併せて河川の巡回・点検を行います。

2 農地を守る 【農地】

①生きものに配慮した農地整備及び環境保全型農業の推進

- ◆ ポーラスコンクリートブロック等を活用し、生きものに配慮した農業用水路の整備を推進します。
- ◆ 農薬、除草剤、化学肥料の使用を抑え、有機肥料を利用する環境保全型農業を推進します。

②生産基盤の維持強化と地産池消の推進

- ◆ 認定農業者協会への補助金の交付、裾野市担い手育成総合支援協会による耕作放棄地の再生などにより、認定農業者の育成を図るとともに、担い手へ集約することで農地の有効活用を図ります。
- ◆ 市民農園の普及を図ります。
- ◆ 認定農業者による経営規模の拡大の支援を行います。

- ◆ 耕作放棄地の解消を目指します。
- ◆ 地元産の農産物を地元で消費する地産地消を推進します。

③有害鳥獣対策の実施

- ◆ 猟友会に依頼して有害鳥獣捕獲やパトロールを実施します。
- ◆ 「裾野市鳥獣被害防止計画」や「静岡県第二種特定鳥獣管理計画」に基づく捕獲を実施します。

③ 森林を守る 【森林】

①自然林などの森林の保護

- ◆ 自然公園や自然環境保全地域などに残る自然林を法律・条例に基づき保全します。

②森林の適正管理の推進

- ◆ 治山事業、林道・作業道の整備を推進します。
- ◆ 間伐を推進するとともに、間伐材の利用・活用の推進を図ります。
- ◆ 治山事業における植林について、成長の早い広葉樹の植樹を行うことで樹種転換を行います。

④ 動植物を守る 【動植物】

①貴重な生きものの保全

- ◆ 遊歩道の清掃や下刈りなどにより、アシタカツツジ原生群落の保全を行います。

②動植物の情報収集・提供

- ◆ 富士山資料館で富士山周辺の動植物についての情報収集や情報提供などを行います。
- ◆ 特定外来生物など外来種に関する情報発信及び侵入防止の意識啓発を行います。

▲ 市民・事業者・滞在者等の取り組み

		市民	事業者	滞在者等
1	◇ 河川の環境に関心を持ちます。	●		
2	◇ 市民農園を利用します。	●		
	◇ 地元の農産物を積極的に購入・消費します。	●	●	●
	◇ ビニールハウス、温室など農業生産資材を簡素化します。	●	●	
	◇ 生ごみや未収穫物の適正管理、追い払いの徹底により、有害鳥獣による被害を防止します。	●	●	
3	◇ 自然林にむやみに立ち入らないなど、保護に協力します。	●		●
	◇ 木材や間伐材を積極的に利用します。	●	●	
4	◇ 貴重な生きものの保全に協力します。	●	●	●
	◇ 生物調査に参加するなど、動植物に関心を持ちます。	●		●
	◇ 特定外来生物を持ち込んだり、飼育したり、野外へ放ちません。	●	●	●



【環境目標2】

豊かな自然と人が
共生するまちづくり

▼取り組みの方向

4 自然とのふれあいの場や機会の創造

▲環境課題

- 本市の1人当たり都市公園等面積は全国や県平均より少なく、市民からのニーズも高いことから、公園の整備を促進する必要があります。
- エコツーリズムの視点から、市内に分布する自然と人とのふれあいの場の活用が期待されます。
- 富士山が世界遺産に登録されたことにより、富士山学習拠点としての役割が大きくなる富士山資料館のさらなる充実と利用促進を図る必要があります。



富士山遊歩道

▲各主体の共通目標

環境指標	定義	現状値(R1)	計画目標(R7)
人口1人当たりの都市公園の整備面積	都市公園の総面積／人口	4.28 m ² /人	5.17 m ² /人
親子水生生物調査参加者数	年間の参加者人数	0人/年(中止)	40人/年
パノラマロードの花畑の作業参加者数	年間の延べ参加者人数	544人/年	650人/年

▲市が推進する取り組み

1 自然とのふれあいを活発にする 【自然とのふれあい】

①公園の維持管理

- ◆ 都市公園の自然環境の保全を含め、市民が身近に安らぎを感じ快適に暮らせるよう、市民の憩い・ふれあいの場としての公園、ポケットパークを維持管理することにより、良好な環境の実現を目指します。
- ◆ 美しい自然景観を有する公園等（中央公園・五竜の滝、偕楽園・不動の滝、景ヶ島公園・景ヶ島溪谷・屏風岩）について、維持管理を行います。

②ふれあい活動の場の整備

- ◆ 富士山遊歩道、富士山須山口登山歩道、黒岳・越前岳の整備、維持保全を実施します。
- ◆ 歴史ある神社境内や社叢、自然林などを紹介するとともに、所有者に管理の助成を行います。
- ◆ アシタカツジ原生群落の保全管理を行います。



③ふれあい活動の促進

- ◆ 親子水生生物調査など自然観察会を実施します。
- ◆ 富士山資料館で野草講座・野鳥講座などの富士山周辺の自然に関係した講座を開催し、学習機会の提供を行います。
- ◆ 自然林を活用した自然とのふれあい活動を、野外活動（自然教室）として実施し、自然の良さを感じられる取り組みを継続します。
- ◆ 小中学校で校内の緑地や地域の自然等を授業や課外活動で活用し、環境教育に生かします。
- ◆ 保育園、幼稚園での野菜や花の栽培、食育などの活動を継続します。
- ◆ 市民協働参画意識による、学校と地域住民による花壇活動の推進を図ります。
- ◆ スポーツを通して自然にふれあい、富士山などの裾野市の自然環境への関心を高めます。
- ◆ パノラマロードの花畑の種まき・草刈りなどの作業について市民に参加を呼びかけるとともに、安定的な開花を期待できる花種や土質の研究を進めます。

▲市民・事業者・滞在者等の取り組み

	市民	事業者	滞在者等
1			
◇ 公園の維持管理に協力します。	●	●	
◇ 敷地内の屋敷林や社有林を保全します。	●	●	
◇ 敷地内の緑地やビオトープなどをふれあい活動の場として開放します。		●	
◇ 自然を使った滞在型レジャーを企画・参加します。	●	●	●
◇ 自然観察会やエコツアーを実施・参加します。	●	●	●
◇ 水生生物調査など自然を知る勉強会に参加します。	●	●	
◇ パノラマロードの花畑の作業に進んで参加します。	●	●	



Column 裾野市パノラマロードを花でいっぱいにする会

「裾野市パノラマロードを花でいっぱいにする会」は、裾野市の観光拠点であるパノラマロード沿線の農地に市民協働の手法を用いて、菜の花やコスモスなどの景観作物を植栽、管理している団体です。活動を通して農地保全と観光振興を図るとともに、霊峰富士のもと、花と笑顔が満ちあふれるまちづくりを目指しています。平成25年から3年連続で「全国花のまちづくりコンクール」団体部門で入選するなど、その活動が広く認められています。



【過去の受賞歴】

- ・平成23年「花咲くしずおか」花いっぱいのまちづくりコンクール 職場・地域の部で県花卉園芸組合連合会長賞
- ・平成24年「花咲くしずおか」花・緑・暮らし景観コンクール 花と緑にあふれた景観づくりの部 最優秀賞



【環境目標2】
豊かな自然と人が
共生するまちづくり

▼取り組みの方向

5 景観や文化の保全と活用

▲環境課題

- 市民が将来に残したいと考えている富士山の景観、五竜の滝、深良用水などは、自然や歴史文化とのふれあいの場として重要であることから、特に重点的な保全対策が求められます。
- 世界遺産登録に伴って利用者が増加している富士山や愛鷹山を巡る登山歩道・ハイキングコースの維持管理、構成資産である須山口登山道や須山浅間神社の保全と活用について検討していく必要があります。
- 市民からの要望が多い富士山への眺望の保全のほか、自然景観との調和や良好な都市景観の形成などが必要です。
- 世界かんがい施設遺産に登録された深良用水は、市民の宝として今後も保全するとともに、有効に活用していくことが必要です。



深良用水

▲各主体の共通目標

環境指標	定義	現状値 (R1)	計画目標 (R7)
まちなみや自然景観の美しさ満足度（市民意識調査）	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した人の割合	27.0%	40.0%
富士山一斉清掃参加人数	富士山一斉清掃の年間の参加者人数	189人/年	220人/年

▲市が推進する取り組み

1 景観を守る 【景観】

①景観への配慮及び良好な景観形成の推進

- ◆ 「景観条例」「景観形成基本計画」「景観計画」に基づき、地域の特性を活かした、市民が心地よく感じる良好な景観形成の促進を目指します。
- ◆ 車両用防護柵や転落防止柵、コンクリートブロック、河川におけるコンクリート構造物などについては、景観に配慮した色彩や明度を採用します。
- ◆ 植生工、補強土留工などで景観に配慮した工法を選択します。
- ◆ 市街地の電線類の地中化を推進します。
- ◆ 都市計画道路の植樹帯に街路樹を設置するとともに、地域住民や児童等による花壇の手入れをお願いし、水と緑に親しむまちづくりの推進を行います。
- ◆ 個人管理の樹木、生垣の適正な管理を呼び掛けます。



2 歴史文化を守る 【歴史文化】

①世界遺産・富士山の保全・活用

- ◆ 「富士山世界文化遺産協議会」「富士山世界文化遺産裾野市民協議会」「富士山裾野ガイド協会」などの組織との連携を図り、富士山の自然や景観を保全します。
- ◆ 「富士山の自然と環境を守る会」(4市1町)への参加・情報交換を行い、富士山を保全します。
- ◆ 富士山に関する自然、歴史、環境などを紹介すると共に、構成資産である須山浅間神社や富士山城などを広く紹介します。
- ◆ 美しい自然景観である富士山ビューポイントを観光パンフレット等で紹介します。
- ◆ 富士山資料館で各種特別展・企画展を開催するなど、富士山に関する学習機会を提供し、世界遺産や「富士山の日」への意識の向上を図ります。
- ◆ 富士山の良好な自然環境を守り、いつまでも美しくすることを目的に「富士山をいつまでも美しくする会」などの市民団体と連携し、登山道などでの清掃活動を行います。

②世界かんがい施設遺産・深良用水の保全・活用

- ◆ 深良用水特別展や深良用水に関する講座を開催し、歴史や文化を広く紹介するとともに学習機会を提供します。
- ◆ 市民と協働で深良川及び深良川取水流域河川の清掃活動を行います。

③文化財の保護・活用

- ◆ 文化財の指定や管理、開発事業前に埋蔵文化財の発掘調査などを実施するなど、文化財の保護を行います。
- ◆ 裾野市の歴史文化遺産についてまとめた刊行物の発行や、写真展や絵画展などの開催により、市民に文化財保護の意識啓発を行います。

▲ 市民・事業者・滞在者等の取り組み

		市民	事業者	滞在者等
1	◇ 建物や看板のデザインや色彩を自然環境や周辺と調和したものにするなど、良好な景観形成に協力します。	●	●	
	◇ 家庭や事業所の樹木・生垣を適正に管理します。	●	●	
2	◇ 富士山や深良川の清掃活動に参加します。	●	●	●
	◇ 歴史文化遺産のイベントやPRに協力します。	●	●	
	◇ 文化財に関心を持ちます。	●		●



【環境目標3】

環境負荷の少ない循環
を基調とするまちづくり

▼取り組みの方向

6 6Rの推進とごみの適正処理

▲環境課題

- 事業系ごみは減少傾向にありますが、さらなる減量・資源化を継続していくことが重要です。一方、家庭ごみは横ばい傾向にあることから、削減に向けごみの分別の徹底やマイバックの持参などの取り組みを行う必要があります。
- 減少傾向にあり、県平均と比較しても低い資源化率については、民間回収業者による回収が増えているほか、自治会・学校等の集団回収による資源回収量の把握ができていないことが課題です。
- 市では平成26年度から衣類や小型家電、平成27年度から使用済み天ぷら油の回収などを開始しましたが、今後も回収拠点や回収品目の拡大を検討し循環型社会の形成に努める必要があります。
- 国際社会の喫緊の課題となっている海洋プラスチックごみや食品ロスの削減について、市民への問題意識の向上を図っていく必要があります。
- 今後も最終処分量を抑制し、第二期最終処分場の延命化を図る必要があります。また、老朽化が進む美化センターは延命化を図るほか、施設更新に向けた準備を進める必要があります。
- 不法投棄回収件数や苦情件数は減少傾向にあるものの、富士山麓や箱根山麓への不法投棄は引き続き発生しており、市民・事業者が行政に期待する環境施策としても上位にあることから、今後も監視と未然防止対策が必要です。



▲各主体の共通目標

環境指標	定義	現状値 (R1)	計画目標 (R7)
市民1人1日当たりのごみ排出量	市民1人が1日に出すごみの排出量	795 g/人・日	771.4 g/人・日
第二期最終処分場の埋立量（客土を除く）	第二期最終処分場の年間埋立量（客土を除く）	1,186 m ³ /年	1,151 m ³ /年
不法投棄苦情件数	年間の環境市民110番の苦情件数	10件/年	7件/年

▲市が推進する取り組み

1 6Rを推進する 【ごみ】

①家庭ごみの減量・資源有効利用の推進

- ◆ 「ごみ減量推進協議会」を通じて、市・各区・収集運搬業者等の連携を図ります。
- ◆ ごみの分別収集を推進します。
- ◆ 「ごみの出し方便利帳」を作成・配布してごみ分別の啓発を図ります。
- ◆ 雑がみの資源回収を促進します。
- ◆ 衣類等の回収ボックスの増設や回収品目の拡大などリユースを推進します。
- ◆ マイグッズ運動の支援（バッグ・ボトル・箸等）を行います。
- ◆ 高品位な小型家電をピックアップ回収し、有用金属のさらなる有効利用を図ります。
- ◆ ごみ処理の有料化を検討します。

- ◆ 県と連携し、プラスチックごみの発生抑制と海洋への流出防止を図る6Rの取り組みを推進していきます。
- ◆ 食品ロス削減のための取り組みを行います（3010運動）

②事業系ごみの減量・資源有効利用の推進

- ◆ 事業者へのごみ分別の指導を行います。
- ◆ 多量排出事業所への減量化指導を徹底します。
- ◆ 事業者及び廃棄物処理業者等への報告徴収や立入検査を行い、事業系ごみの減量化を促進します。
- ◆ 美化センター搬入ごみの検査回数を増やすなど指導を強化します。
- ◆ 事業系ごみの処理手数料の見直しを検討します。

③市の事務事業や公共事業のごみの減量とグリーン購入

- ◆ CADによる図面の電子化の推進及び保管による紙媒体図面の低減を図ります。
- ◆ グリーン購入法の「環境物品等の調達に関する基本方針」に基づき、環境に配慮した商品やサービスを選びます。

2 ごみを適正に処理する 【適正処理・不法投棄】

①適正なごみの収集・運搬

- ◆ ごみステーションの巡回指導・パトロールを行うことで、金属類・古紙類等の抜き取り防止、事業系ごみのステーション不正利用の防止を図ります。
- ◆ 社会・経済環境の変化に対応できるよう必要に応じて収集体制の見直しを行います。

②適正なごみの中間処理・最終処分

- ◆ ごみ処理における環境保全を徹底するとともに、ごみ処理技術の動向を把握し、焼却施設の延命化を図る運転管理方法を検討します。
- ◆ 新しい技術を活用し、発生する熱エネルギーを有効利用でき、より安全で環境への負荷の少ない新たな焼却施設の整備を目指します。
- ◆ 人口減少によるごみ量の減少や国、県の方針を踏まえ、新たな焼却施設の広域化処理について、近隣市町と協議していきます。
- ◆ 最終処分場の適正な維持管理を行います。
- ◆ 焼却処理により生じた焼却灰、飛灰の資源化処理を検討し、最終処分場の延命化を図ります。

③適正処理困難物への対応

- ◆ 市で収集しないごみや、医療系廃棄物などの適正処理困難物に対する適正な処理・処分の指導を行います。

④不法投棄の未然防止・回収

- ◆ 不法投棄防止のための看板の設置支援を行います。
- ◆ 不法投棄パトロールを強化します。
- ◆ 県、警察、近隣自治体等と連携を図り、不法投棄の未然防止や早期発見、早期対応に努めます。

▲市民・事業者・滞在者等の取り組み

		市民	事業者	滞在者等
1	◇ 生ごみは水切りの徹底や生ごみ処理機器の使用により減量します。	●	●	
	◇ 衣類のリユースや小型家電などのリサイクルに協力します。	●	●	
	◇ マイグッズを利用してペットボトルや割り箸などのごみを減量します。	●	●	●
	◇ 容器包装の簡素化やマイバッグの活用でごみを減量します。	●	●	●
	◇ 外食における食べ残しを減らすよう、食堂などで工夫します。	●	●	●
	◇ グリーン購入を行います。	●	●	●
2	◇ ごみの分別を徹底し、ごみ出しのルールを守ります。	●	●	●
	◇ 不法投棄をしにくい環境づくりを行います。	●	●	
	◇ 不法投棄パトロールなど、不法投棄の監視に協力します。	●	●	



Column

雑がみを資源の日に出しましょう

燃えるごみの半分は紙・布類です。布類のうち、衣類等については平成26年度から再利用を推進するため、市内の公共施設でボックス回収を行っています。紙類についても、新聞紙や雑誌、ダンボール、牛乳パックについては資源としての回収が定着していますが、本来、リサイクルできる「雑がみ」の多くが燃えるごみとして排出されているのはもったいないです。雑がみをごみから資源に変えましょう！



■雑がみとは？

「雑がみ」とは、家庭から排出される古紙類のうち、新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パックのいずれの区分にも入らない紙製品全般のことです。

■資源ごみステーションの出し方



雑がみを白い紙ひもで十字に縛り、束ねて出す。または、雑誌などの間にはさみ、白い紙ひもで十字に縛って出す。



持ち手部分が紙製の紙袋に入れて貯めておき、いっぱいになったら、散らばらないように白い紙ひもで縛って出す。

【環境目標4】
地球温暖化防止に
努めるまちづくり

▼取り組みの方向

7 地球温暖化対策の推進

環境課題

- 市域全体の温室効果ガス排出量を削減するため、市・市民・事業者・滞在者等が協働して削減目標に向けた取り組みを推進していく必要があります。
- 公共施設の低炭素化を図るとともに、職員一人ひとりが省エネルギーの取り組みを徹底していく必要があります。
- 太陽光発電のほか、LED照明、高気密・高断熱住宅、燃料電池システムなどの設備の導入を促進していく必要があります。
- 幹線道路の渋滞解消を図るとともに、自動車の利用を減らすため、公共交通機関の利用拡大や自転車・徒歩などによる移動の促進を図る必要があります。
- 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車など、環境負荷の少ない先進環境対応車^{※1}の普及を促進する必要があります。また、国が「水素・燃料電池戦略ロードマップ」を策定するなど、水素社会の実現に向けた取り組みを推進していることから、県や関係機関と連携しながら燃料電池自動車の普及を促進していくことが求められます。
- 緑豊かなまちづくりは、良好な景観形成や低炭素なまちづくりにも重要なことから、公共施設や事業所、家庭における緑化を推進していく必要があります。



燃料電池システム

各主体の共通目標

環境指標	定義	現状値 (R1)	計画目標 (R7)
温室効果ガス排出量（公共施設） ^{※2}	市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量（年間）	13,386 t-CO ₂	12,600 t-CO ₂
蓄電池システム延べ補助件数	補助件数（延べ件数）	180台	420台
燃料電池システム延べ補助件数	補助件数（延べ件数）	48台	140台
アースキッズ事業延べ参加者数	参加者人数（延べ人数）	919人	1,200人
市役所における低公害車割合 ^{※3}	市が所有する公用車に占める低公害車の割合	62.3%	70.5%
次世代自動車普及率（市全体） ^{※4}	市全体の電気自動車等の普及率（EV、HV、PHV）	10.9% (R2.4.1現在)	20.0%

※1 先進環境対応車とは、次世代自動車及び将来において、その時点の技術水準に照らして環境性能に特に優れた従来車を含めた自動車。

※2 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」において対象範囲とされる市が行う全ての事務事業（廃棄物事業を含む）及び市が所有する全ての施設（教育関連施設や公用車等の付属物を含む）から排出される温室効果ガス排出量。

※3 低公害車とは、次世代自動車（電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等）及び低燃費かつ低排出ガス認定車をいう。

※4 次世代自動車とは、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車などの自動車。



市が推進する取り組み

1 総合的な温暖化対策を行う 【総合的な温暖化対策】

①地球温暖化対策実行計画の推進

産業部門	業務その他部門	家庭部門	運輸部門	その他
------	---------	------	------	-----

- ◆ 「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市域全体および市の事務事業に関する地球温暖化対策を推進します。

2 再生可能エネルギーを普及させる 【再生可能エネルギー】

①再生可能エネルギーの積極的な導入と活用

産業部門	業務その他部門	家庭部門	運輸部門	その他
------	---------	------	------	-----

- ◆ 再生可能エネルギーを利用する設備を市役所や学校などの公共施設に積極的に導入するとともに、これらの再生可能エネルギー設備を環境教育・環境学習に活用します。
- ◆ 地震や台風等による大規模な災害に備え、避難所や防災拠点等となり得る公共施設等に自立・分散型の再生可能エネルギー発電設備システム等の導入を推進します。
- ◆ 地域における自立したエネルギーが期待される防災・減災に資する新エネルギー機器（住宅用や集会場などの太陽光発電、住宅用や事業所用の太陽熱温水器・ソーラーシステムなど）について、家庭や事業所、集会場などへの普及を推進します。
- ◆ バイオマス、小水力発電、地下水熱発電、水素発電などの導入の研究、エネルギーの安定供給の検討、木質ペレット等森林資源の有効利用、ごみ焼却施設廃棄物発電・熱利用の導入など、エネルギーを効率的に利用する検討などを行います。

3 省エネルギーを推進する 【省エネルギー】

①公共施設における省エネルギーの推進

産業部門	業務その他部門	家庭部門	運輸部門	その他
------	---------	------	------	-----

- ◆ 省エネルギー設備を市役所や学校などの公共施設に積極的に導入するとともに、デマンド監視装置の活用などによる省エネルギー効果を公表して、さらに取り組みに生かすようにします。
- ◆ 老朽化による漏水、非効率な水運用となる水道施設の統廃合を進め、省エネルギー化を図ります。
- ◆ 市の職員や、学校では児童・生徒や教職員が協力し、省エネルギーの取り組みを実践します。

②工場・オフィスや家庭における省エネルギーの推進

産業部門	業務その他部門	家庭部門	運輸部門	その他
------	---------	------	------	-----

- ◆ 工場・オフィスに対して、エネルギー管理システムや蓄電池システム、ESCO 事業の導入、中小規模の工場における設備・機器の省エネルギー改修などを促進します。
- ◆ 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）や蓄電池システムなどの設備に対する補助を行います。
- ◆ 高効率な照明・空調機・給湯器、天然ガス・燃料電池コージェネレーションシステムなど、省エネルギー型の高効率設備・機器の普及を促進します。
- ◆ 家電製品の買い替え時には、トップランナー機器など省エネルギー性能の高い製品の購入を促進します。
- ◆ 高断熱・高气密な建築物の普及啓発及び導入促進を図ります。
- ◆ 公営住宅長寿命化計画において新たに公営住宅として整備する際に、省エネルギー性能の高い設備機器の導入を検討します。
- ◆ 家庭や学校を対象として、ライフスタイル見直しの意識啓発を目的とした「ふじのくにエコチャレンジ・アースキッズ事業」等への参加者・参加校を増やし、省エネルギーに関する意識を高めます。

4 環境負荷の少ない交通を普及させる 【交通】

①公共交通機関の維持確保と利用促進

産業部門	業務その他部門	家庭部門	運輸部門	その他
◆ 既存のバス路線を維持するための補助の実施、バス路線網の再編などについてバス事業者間と連携します。				
◆ 公共交通の空白地域が生じた場合、公共交通マニュアルを活用し、地域の実情に合った移動手段の導入を検討します。				
◆ 鉄道の利活用を推進するため、御殿場線の深良新駅設置の検討や、駅周辺の利便性向上のためのバリアフリー化を促進します。				
◆ 鉄道やバス路線の利活用を推進するため、パークアンドライドの導入検討や、高齢者へのバス・タクシー利用助成券を交付します。				

②自動車の使用自粛と自転車などによる移動の促進

産業部門	業務その他部門	家庭部門	運輸部門	その他
◆ ノーカーデーの実施、相乗り出勤の推進など、自動車の使用自粛などを推進します。				
◆ 自動車利用から、自転車や徒歩、公共交通の利用へシフトするための普及啓発措置を講じます。				
◆ アイドリングストップ装置の導入や意識啓発などにより、エコドライブを推進します。				

③先進環境対応車などの導入促進

産業部門	業務その他部門	家庭部門	運輸部門	その他
◆ エンジン車に代わる燃料電池自動車（FCV）や電気自動車（EV）等次世代自動車を普及させます。				
◆ 公用車の買い替えの際には、先進環境対応車を導入するように努めます。				
◆ 燃料電池自動車を普及させるため、水素ステーション導入に向けての検討を行います。				

④渋滞対策・輸送の効率化

産業部門	業務その他部門	家庭部門	運輸部門	その他
◆ 運輸輸送の効率化や、省エネルギー性能の高い輸送機器の導入を普及させます。				
◆ 整備が決定している都市計画道路の早期整備を図ることにより、市内における朝夕の通勤時間帯に発生する渋滞緩和に努めます。				
◆ 公共交通利用者や公共交通未利用者（潜在的な利用者）のニーズを的確に捉えた公共交通網の形成を目指し、新たな公共交通システムを検討します。				



5 集約したまちをつくる 【土地利用】

①土地利用の見直し

産業部門	業務その他部門	家庭部門	運輸部門	その他
◆ 平成31年4月に公表した立地適正化計画に基づき、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの都市づくりを推進します。				
◆ 市街化区域内の未利用地の宅地化を促進します。				

②エネルギーの面的利用

産業部門	業務その他部門	家庭部門	運輸部門	その他
◆ 工場や清掃工場の排熱等の未利用エネルギーを活用した熱供給システムについて検討・導入します。				
◆ 職住近接のまちづくりを目指したスマートシティの導入調査・検討をします。				

6 まちの緑を増やす 【緑化】

①公共施設や道路の緑化推進

産業部門	業務その他部門	家庭部門	運輸部門	その他
◆ 市役所や学校などの公共施設の緑化を推進するため、敷地内への植樹、芝張り、緑のカーテンの設置などを行うとともに、施設の更新や大規模な改修に合わせ壁面緑化、屋上緑化などを行います。				
◆ 植樹帯が設置できる道路は街路樹による緑化を推進します。				
◆ 自転車や歩行者の安全空間の確保とともに、残空間の有効活用による緑化を推進します。				
◆ 街路樹の剪定や草刈りなどを行うとともに、個人所有の樹木や生け垣が道路の通行に危険を及ぼさないように適正な管理を啓発します。				

②緑地の保全

産業部門	業務その他部門	家庭部門	運輸部門	その他
◆ 市内にある里山などの大規模な緑地について、都市計画法に基づき保全します。				
◆ 景観法、景観条例に基づく「景観樹木」の指定により景観の形成に効果のある樹木の保存に努めます。				
◆ 建物の屋上や壁面、敷地内について緑化の啓発をします。				

③緑化活動の支援

産業部門	業務その他部門	家庭部門	運輸部門	その他
◆ グリーンバンクとの連携により、公共施設や自治会などに緑化木などを配布するとともに、地域の緑化活動に対する支援を行います。				
◆ 「緑の少年団」への活動支援や緑の募金を行います。				
◆ 軽量薄層緑化技術を活用した、屋上緑化事業を推進します。				
◆ 学校と地域住民が協力して花壇活動を推進します。				
◆ 工場立地法及び準則条例に基づき、工場緑地とその景観の維持及び、より質の高い緑地の整備について市内立地企業等に指導を行います。				



▲市民・事業者・滞在者等の取り組み

[市民=家庭部門] [事業者=産業部門、業務その他部門、運輸部門]		市民	事業者			滞在者等
		家庭	産業	業務	運輸	
1	◇ 地球温暖化対策実行計画に基づく取り組みを実践します。	●	●	●	●	●
2	◇ 太陽光発電や太陽熱利用システムのほか、工場やオフィスでは小水力発電、バイオマス発電・熱利用、風力発電、廃棄物発電などの再生可能エネルギーを積極的に活用します。	●	●	●		
3	◇ 省エネナビやエネルギー管理システムの導入（HEMS・BEMS・FEMS）、環境家計簿により、エネルギー使用量を可視化します。	●	●	●		
	◇ ESCO 事業の導入、省エネルギー診断などを活用し、建物全体の省エネルギー化を図ります。	●	●	●		
	◇ 高効率な照明・空調機・給湯器、天然ガス・燃料電池コージェネレーションシステムなど、省エネルギー型の高効率設備・機器を導入します。	●	●	●		
	◇ 蓄電池システムや、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車による蓄電により、電力使用のピークカットに役立てるようにします。	●	●	●		
	◇ 高断熱・高气密な建物を建てます。	●	●	●		
	◇ 冷暖房の設定温度の適正管理、こまめに電源を切るなど、省エネルギーを心掛けた生活をします。	●	●	●		●
	◇ 季節に合わせた服装で過ごします（クールビズ・ウォームビズ）。	●	●	●		●
	◇ 「ふじのくにエコチャレンジ」「アースキッズ事業」などに参加して、ライフスタイルを見直します。	●				
	◇ 風や光など、自然を活かした空調や照明を取り入れます。	●	●	●		●
◇ 環境マネジメントシステムを導入します。		●	●			
4	◇ 鉄道やバスなど、公共交通機関を積極的に利用します。	●	●	●	●	●
	◇ マイカー出勤を減らすため、ノーカーデーを実施・協力します。	●	●	●	●	
	◇ エコドライブを実践します。	●	●	●	●	●
	◇ 近い場所は徒歩や自転車で移動します。	●	●	●	●	
	◇ 先進環境対応車への乗り換え・選択をします。	●	●	●	●	●
◇ 環境への負荷の少ない輸送方法に切り替えます。				●		
5	◇ 工場排熱の利用など未利用エネルギーを活用します。		●	●		
6	◇ 屋上緑化や緑のカーテンの設置、生垣や花壇づくりなどにより、緑を増やします。	●	●	●		



【環境目標5】
持続可能な社会を実現
するための人づくり

▼取り組みの方向

8 環境教育・環境情報の普及促進

▲環境課題

- 市では現在、家庭や事業所、学校などで行われている環境教育の現状を把握できていないため、これらの取り組み状況を調査し、市全体に広げていくためのしくみづくりが必要です。
- 市民・事業者アンケートによると、環境情報・学習について重要性が認識されていないことから、今後は環境情報の提供方法を検討する必要があります。また、環境に関する講演会や地域の緑化活動、植樹などの森林環境の保全活動、社員への環境教育などについては、今後取り組みたいという意見が多いことから、これらの取り組みへの支援が有効であると考えられます。
- 環境教育を行う人材や施設が不足しているため、環境リーダーの育成が求められています。
- 事業所での環境保全活動を推進するためには、補助金などの財政的な支援や広報紙・ウェブサイトによる情報提供などが求められています。



親子水生生物調査

▲各主体の共通目標

環境指標	定義	現状値(R1)	計画目標 (R7)
環境イベント・環境教育講座開催数	環境に関するイベントや講座の年間開催数	42回/年	40回/年
環境活動登録制度の認定団体数	環境活動登録制度に認定された団体数	7件	20件

▲市が推進する取り組み

1 環境について教える・学ぶ・広める 【環境教育・環境学習・環境活動】

①環境教育の推進

- ◆ 年間プログラムを作成するなど、年間を通じて環境イベントを開催し、市民の環境に対する意識高揚に努めます。
- ◆ 保育園や幼稚園では、小動物の飼育や花・農作物の栽培・収穫体験、小・中学校では社会・理科・総合的な学習の時間を利用しながら、体系的に環境教育・環境学習を実施します。
- ◆ パネル展示、ウェブサイト、チラシ、出前講座、エコツアー・スタンプラリー、ワークショップなど各種手法による意識啓発・きっかけづくりを行います。
- ◆ 環境テーマごとバランスよく意識啓発・きっかけづくりを行います。
- ◆ 環境学習のためのグッズなどの貸し出しを行います。

②環境活動の育成

- ◆ 市民・事業者が環境活動をPRする場として、「環境活動登録制度」を推進します。
- ◆ 市民・事業者の保全活動、子どもたちが取り組む環境活動を促進し、参加しやすい体制をつくりまします。
- ◆ 市民活動センターを有効活用します。

- ◆ 市民活動団体や、事業者・学校・地域間における環境活動への支援、市民環境団体同士のネットワーク形成の場を設けます。
- ◆ 「環境市民会議」が中心となって環境活動を推進します。

2 環境情報を共有する 【環境情報】

①環境情報の収集・提供・啓発

- ◆ 環境の現況を示す測定データ、活動実績を市のウェブサイトや広報紙などで公表します。
- ◆ 市のウェブサイト充実させ、各主体で環境に対する活動、各地域での環境活動、環境指導者の情報などを整備することで、環境情報をより使いやすく効果的なものとします。
- ◆ 年次報告書を通して、市・市民・事業者の取り組みを公表します。
- ◆ 環境への関心を高めるために、環境に関する図書館の蔵書を充実させます。
- ◆ 「環境活動登録制度」の活動報告書を活用し、市民・事業者が実践している取り組みの現状を把握します。

▲市民・事業者・滞在者等の取り組み

		市民	事業者	滞在者等
1	◇ 年間プログラムを参考にして、環境教育・環境学習イベントを選んで参加します。	●	●	
	◇ パネル・ポスター展示、ウェブサイト・チラシなどに関心を持つとともに、出前講座、エコツアー・スタンプラリー、ワークショップなどに積極的に参加します。	●	●	●
	◇ 個別の環境テーマごとに実施される環境教育・環境学習イベントに積極的に参加します。	●		●
	◇ 「こどもエコクラブ」や「緑の少年団」へ参加します。	●		
	◇ エコツアー・スタンプラリーの実施者として協力します。	●	●	
	2	◇ 「環境活動登録制度」に関心を持ち、積極的に登録します。	●	●
◇ 工場見学を積極的に受け入れ、環境への取り組みをPRします。		●		
◇ 市民活動団体、環境市民会議などの活動に参加します。	●	●	●	
◇ 各主体のネットワークづくりに協力します。	●	●		
◇ 市のウェブサイトや広報紙などに掲載される環境情報に関心を持ち、自らが行う環境活動に活用します。	●	●	●	
◇ 実施している環境活動についての情報を提供します。	●	●		
◇ 環境情報の関心を高めるために、図書館などを積極的に利用します。	●	●		





Column

計画案づくり

本計画に掲載した各主体の取り組みは、アンケート調査や各種会議の結果を十分に踏まえて検討しました。

■環境基本計画に関するアンケート調査の実施（前期計画）

第2次環境基本計画に関する市民・事業者の皆さんの意見を幅広く聴取し、計画へと反映させるため、平成26年11～12月にアンケート調査を行いました。アンケート配布数は市民1,000人、事業者100社であり、有効回答率は市民40.6%、事業者43.0%でした。

自由記入欄にも数多くのご意見をいただき、計画策定の参考とさせていただきました。

■裾野市環境市民会議のワークショップによる検討（前期計画）

市民・事業者・市民団体の代表者などで組織する裾野市環境市民会議を平成27年度に7回開催しました。会議は主にワークショップ形式で行い、主に裾野市の環境課題、望ましい環境像、取り組み、重点プロジェクトのアイデア出しを行いました。



■裾野市環境審議会による審議

裾野市環境審議会は、「裾野市環境基本条例」第24条に基づき設置される機関であり、市長が委嘱する公募、民間企業・団体、有識者、関係行政機関などの代表者で組織しています。市長からの諮問により、第2次裾野市環境基本計画（後期計画）の計画案について審議しました。



■庁内の計画策定委員会による検討

庁内の関係各課で組織する計画策定委員会では、前期計画の検証を十分に行うとともに、環境審議会での意見や、総合計画・個別計画との整合性などを十分に踏まえた上で、取り組みや目標値の検討を行いました。

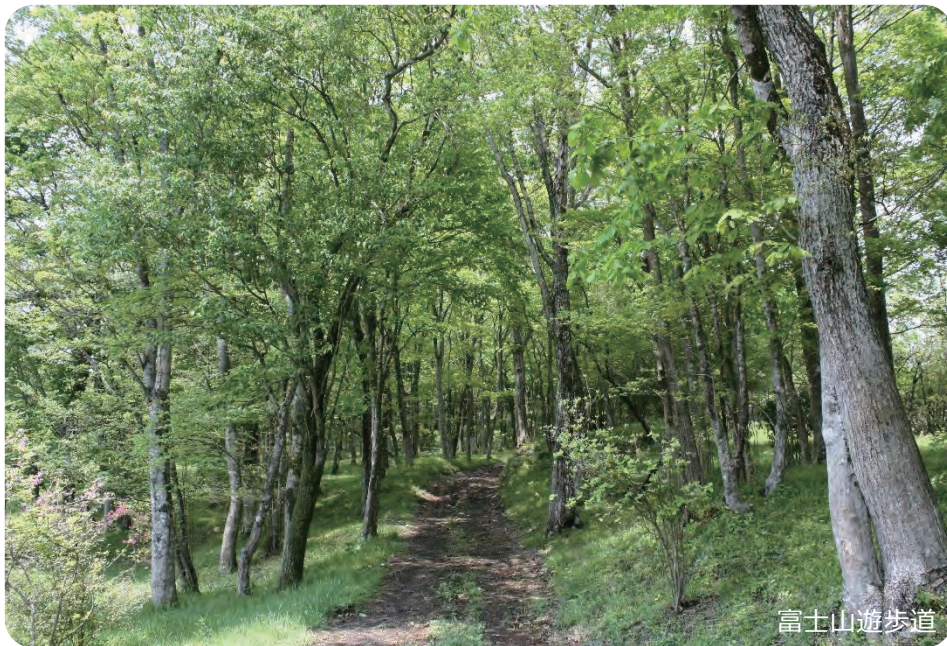
■パブリックコメントの実施

パブリックコメントとは、市の重要な政策の形成過程において、その案を公表して市民の皆さんからご意見・ご提言を募集し、提出されたご意見・ご提言を考慮して意思決定を行うとともに、そのご意見・ご提言に対する市の考え方を公表するものです。

本計画の策定にあたっては、令和3年1月の1か月間、「裾野市パブリックコメント制度実施要綱」に基づくパブリックコメントを行い、計画案の公表及び市民の皆さんから意見を募集しました。

第 5 章

地球温暖化対策地方公共団体実行計画 (区域施策編)



第1節 実行計画の概要

1-1 計画策定の背景

■地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定

本市では、平成28（2016）年3月に、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」（以下、「前計画」という。）を策定しました。前計画では、裾野市域から排出される温室効果ガスの排出量について、平成17（2005）年度比で、令和2（2020）年度までに16%削減、令和12（2030）年度までに26%削減、令和32（2050）年度までに80%の削減目標を掲げて、取り組みを推進してきました。

■気候変動を取り巻く世界の情勢

平成27（2015）年12月に開催された国連気候変動枠組条約に基づく第21回締約国会議（COP21）において、令和2（2020）年以降の温室効果ガス排出削減等のための国際枠組み「パリ協定」が採択され、平成28（2016）年11月に発効しました。「パリ協定」では、世界共通の長期目標として、19世紀後半の産業革命からの世界全体の平均気温の上昇を、2℃より十分に下回り、1.5℃に抑える努力を追求すること、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収量との間の均衡を達成することなどが規定されています。

■地球温暖化に対する日本の取り組み

平成27（2015）年7月、日本は令和2（2020）年以降の温室効果ガス削減に向けた国の目標を定めた「日本の約束草案」（地球温暖化対策推進本部決定）を決定し、「パリ協定」上の国の目標案として国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。また、「パリ協定」を踏まえて、平成28（2016）年5月に「地球温暖化対策計画」、令和元（2019）年6月に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定しました。これらの計画・戦略の中では、令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度を基準として26%以上削減する中期目標の達成とともに、長期目標として令和32（2050）年度までに80%の温室効果ガスの排出削減と、今世紀後半のできるだけ早期に「脱炭素社会」の実現を目指しています。

更に令和2（2020）年10月には、国は令和32（2050）年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」「脱炭素社会」の実現を目指すことを表明しました。

1-2 実行計画策定の位置付け・目的

本計画の「第5章 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」（以下、「実行計画」という）を「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第19条第2項に基づく計画として位置付けます。

本実行計画は、裾野市域から排出される温室効果ガスを削減するための総合的な計画です。温室効果ガス排出量の現状や削減目標を定めるとともに、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの促進、公共交通機関の利用の促進、緑化の推進、廃棄物の発生抑制などの取り組みについて、市・市民・事業者・滞在者等の各主体が率先して実施していくために策定します。

1-3 対象とする温室効果ガスの種類・分野

対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」で規定する7種類のガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ヒドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素）とします。ただし、三フッ化窒素については、半導体製造業などの排出源がないため、本市からの排出はありません。

削減対象となる温室効果ガスと部門・分野

対象ガスの種類	地球温暖化係数	対象ガスの主な排出源	主な部門	
二酸化炭素 (CO ₂)	1	燃料の燃焼や電力の使用で発生し、温室効果ガス排出量の約9割を占める。	産業、業務その他、家庭、運輸、廃棄物処理	
メタン (CH ₄)	25	稲作や家畜などの農業部門から発生するメタンが半分以上を占め、廃棄物の埋め立てからも2~3割出る。	廃棄物処理、農業	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3~4割を占める。	廃棄物処理、農業	
代替フロン等	ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	[HFC-134a] 1,430	カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤、エアゾール製品の噴射剤などに使用されている。	代替フロン
	パーフルオロカーボン (PFCs)	[PFC-14] 7,390	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用されている。	代替フロン
	六フッ化硫黄 (SF ₆)	22,800	変電設備に封入される電力絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用されている。	代替フロン
	三フッ化窒素 (NF ₃)	17,200	半導体製造でのドライエッチングや、これらの製造装置の洗浄に使用されている。	代替フロン（本市からの排出なし）

注) 地球温暖化係数：二酸化炭素を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化の効果を持つかを示す。

1-4 実行計画の基準年度・目標年度

本実行計画の期間は令和3（2021）年度から令和32（2050）年度までとし、環境基本計画の改訂と同時に実行計画を見直します。

また、近年の国際社会における目標設定の動向及び国の新しい目標を踏まえ、基準年度と計画の基準年度及び目標年度は、以下のように設定します。

基準年度・目標年度の設定

年度	平成17年度	平成25年度	平成29年度	令和3年度	令和12年度	令和32年度
	2005	2013	2017	2021	2030	2050
計画期間				 計画期間（令和3(2021)～令和32(2050)年度）		
基準・目標年度		基準年度	現状年度	計画開始	中期目標	長期目標

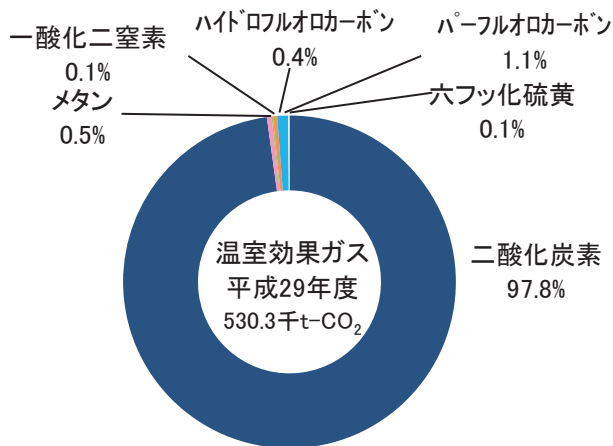
第2節 温室効果ガス排出量の現状

2-1 温室効果ガス排出量

■減少傾向にある温室効果ガス排出量

本市における平成29（2017）年度の温室効果ガス排出量は530.3千t-CO₂で、97.8%を二酸化炭素が占めています。また、排出量は減少傾向にあり、平成29（2017）年度の排出量を平成17（2005）年度と比べると35.8%減少、平成25（2013）年度と比べると17.1%減少しています。

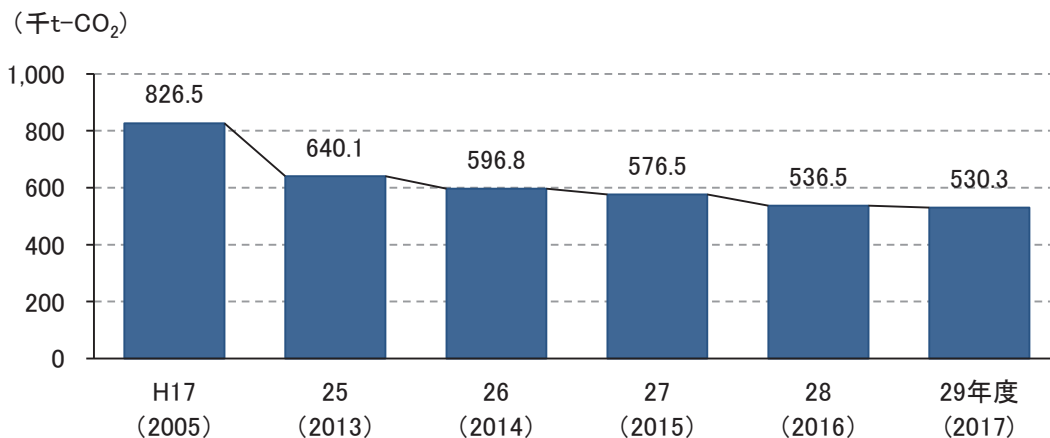
温室効果ガス種別の排出量をみると、大部分を占める二酸化炭素は減少傾向にあり、平成29（2017）年度の排出量を平成17（2005）年度と比べると36.7%減少、平成25（2013）年度と比べると18.2%減少しています。一方、代替フロン類（ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄）は近年増加傾向にあります。



温室効果ガス排出量の推移（単位は千t-CO₂）

	H17 (2005) 年度	H25 (2013) 年度	H26 (2014) 年度	H27 (2015) 年度	H28 (2016) 年度	H29(2017) 年度		
						排出量	H17(2005) 年度比	H25(2013) 年度比
二酸化炭素(CO ₂)	819.4	634.1	590.1	570.4	530.3	518.7	-36.7%	-18.2%
メタン(CH ₄)	2.6	3.0	2.8	2.8	2.6	2.4	-6.5%	-19.3%
一酸化二窒素(N ₂ O)	0.9	0.9	0.9	0.7	0.7	0.7	-21.9%	-20.8%
ハイドロフルオロカーボン(HFCs)	2.0	1.8	1.9	1.9	1.9	2.2	+11.6%	+21.6%
パーフルオロカーボン(PFCs)	1.5	0.3	1.0	0.7	0.9	5.6	+271.8%	+1,935.9%
六フッ化硫黄(SF ₆)	0.2	0.03	0.1	0.1	0.1	0.6	+242.3%	+1,789.5%
合計	826.5	640.1	596.8	576.5	536.5	530.3	-35.8%	-17.1%

注）端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値や基準年度比と合わない場合がある。



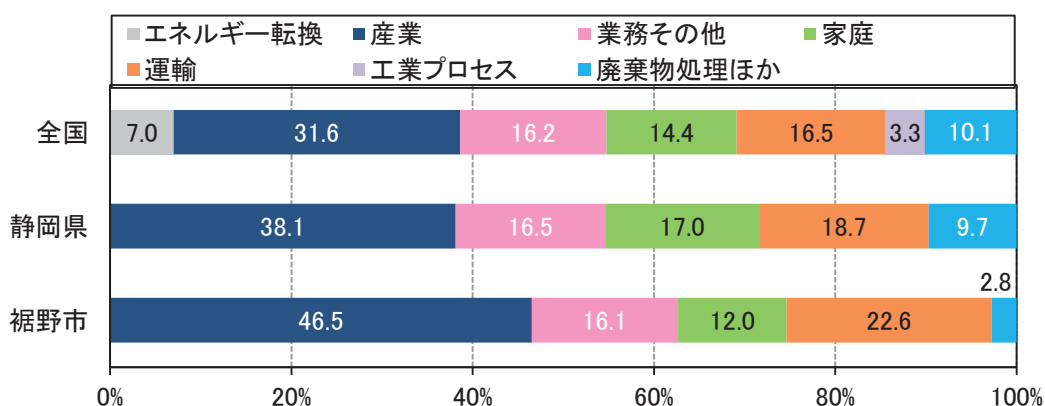
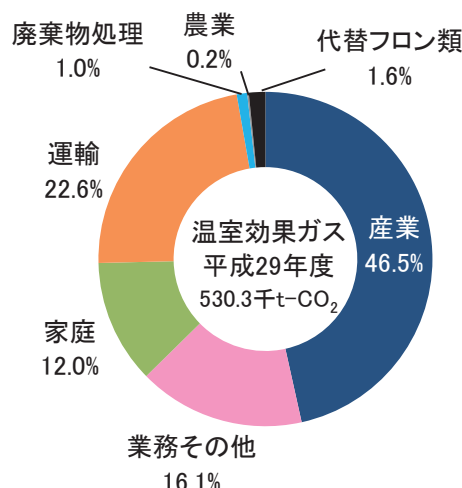
温室効果ガス排出量の推移

2-2 部門別の温室効果ガス排出量

■46.5%を占める産業部門

平成 29（2017）年度の温室効果ガス排出量を部門別に見ると、産業部門が46.5%を占めており、次いで運輸部門（22.6%）、業務その他部門（16.1%）、家庭部門（12.0%）が多くなっています。

温室効果ガス排出量の部門別の構成比を、全国及び静岡県と比較すると、本市は全国及び静岡県に比べて、産業部門及び運輸部門の構成比が高くなっています。



温室効果ガス排出量の部門別構成比（平成29（2017）年度）

■代替フロン類を除き平成25（2013）年度以降減少傾向

平成25（2013）年度以降、代替フロン類を除くすべての部門で排出量は減少傾向にあります。

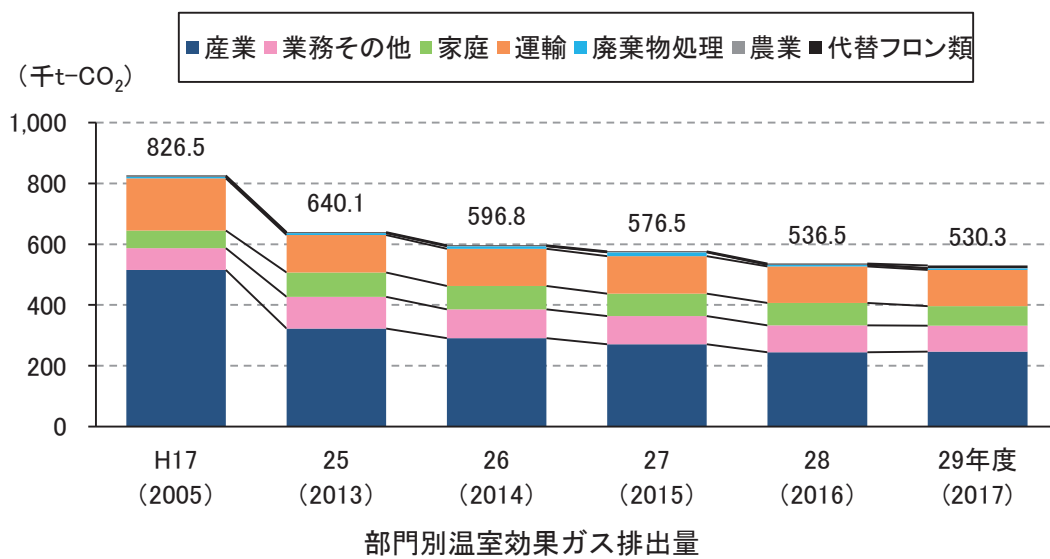
部門別の温室効果ガス排出量の推移

○産業部門	製造品出荷額が減少したことや省エネルギーの取り組みなどにより、製造業からの排出量が減少しています。
○業務その他部門	従業者数、電力の二酸化炭素排出係数は平成25（2013）年度をピークに減少傾向にあり、平成17（2005）年度と比べて電力からの排出量が増加していますが、平成25（2013）年度と比べると係数の減少に伴い排出量は減少しています。
○家庭部門	電力の二酸化炭素排出係数は平成25（2013）年度をピークに減少傾向にあり、単身世帯の増加などにより増加傾向が続いていた世帯数は、平成25（2013）年度以降は増減はあるもののおおむね横ばいで推移しています。そのため、平成17（2005）年度と比べて電力からの排出量が増加していますが、平成25（2013）年度と比べると係数の減少に伴い排出量は減少しています。
○運輸部門	市内の貨物自動車保有台数の減少により、自動車からの排出量が減少しています。
○廃棄物処理部門	焼却処理される石油由来プラスチック量（ごみ組成に占めるプラスチック等の割合）の増加により、平成17（2005）年度と比べて廃棄物の焼却からの排出量が増加しましたが、平成25（2013）年度と比べると焼却処理される石油由来プラスチック量の減少により排出量も減少しています。
○農業部門	水田（水稻）の作付面積の減少により、水田からの排出量が減少しています。
○代替フロン類	電子機器製造品出荷額の増加により、製造時の代替フロン類漏えい量が増加しています。

部門別温室効果ガス排出量の推移（単位は千 t-CO₂）

		H17	H25	H26	H27	H28	H29(2017)年度		
		(2005)年度	(2013)年度	(2014)年度	(2015)年度	(2016)年度	排出量	H17(2005)年度比	H25(2013)年度比
エネルギー起源 CO ₂	産業	515.3	322.1	290.8	270.4	244.3	246.7	-52.1%	-23.4%
	業務その他	71.4	104.2	94.9	92.7	89.0	85.6	+19.8%	-17.8%
	家庭	58.7	80.8	77.3	74.4	73.2	63.5	+8.2%	-21.4%
	運輸	171.5	123.0	121.9	123.5	120.6	119.9	-30.1%	-2.5%
エネルギー起源 CO ₂ 以外	廃棄物処理	4.8	6.9	7.9	11.9	5.4	5.3	+10.7%	-22.1%
	農業	1.2	1.1	1.0	0.9	0.9	0.8	-28.8%	-21.4%
	代替フロン類	3.7	2.1	3.0	2.7	2.9	8.5	+129.7%	+296.1%
合計		826.5	640.1	596.8	576.5	536.5	530.3	-35.8%	-17.1%

注) 端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値や基準年度比と合わない場合がある。

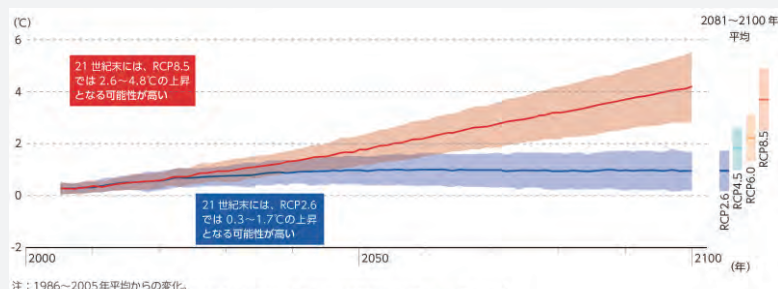


Column

IPCC による予測

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) が平成 26 (2014) にとりまとめた「第 5 次評価報告書統合報告書」では、以下のような気候変動の現状分析及び将来予測が示されています。

- 人間活動により地球温暖化が進行していることが改めて確認された。
- 今世紀末には最大で気温が 4.8℃、海面が 82cm 上昇する恐れがある。
- 産業革命前からの気温上昇を 2℃未満に抑えるという国際目標を達成するためには、今後の二酸化炭素排出量を 1 兆トン以下に抑える必要がある。
- 地球温暖化の深刻な悪影響を避けるために、今世紀末に温室効果ガスの排出量をほぼゼロにする必要がある。



世界平均地上気温の変化

【IPCC 第 5 次評価報告書を参考に環境省が作成】

第3節 温室効果ガス排出量の削減目標

3-1 目標年度の設定

本実行計画では、国の温暖化対策の目標である「地球温暖化対策計画」（平成28（2016）年5月閣議決定）に合わせて、基準年度を平成25（2013）年度とし、中期目標を令和12（2030）年度、長期目標を令和32（2050）年度に設定します。

3-2 現状のまま推移した場合の将来推計

追加的な対策等を実施せず、現状のまま推移した場合の温室効果ガス排出量について中期目標である令和12（2030）年度の将来推計を行いました。

温室効果ガス排出量は、「活動量」×「エネルギー消費原単位」×「温室効果ガス排出係数」で算定することができます。活動量については上位計画や個別計画などにおける推計値を使用し、推計値がないものは過去の経年変化に基づく予測値を設定しました。

エネルギー消費原単位、温室効果ガス排出係数については現状（平成29（2017）年度）の値で固定しました。

活動量の指標と将来推計の考え方

部門		活動量の指標	将来推計の考え方	
エネルギー 起源 CO ₂	産業	製造業	製造品出荷額	
		建設業・鉱業	従業者数	
		農林水産業	従業者数	
	業務その他	従業者数	過去5年間（平成25年度～平成29年度）の平均	
	家庭	世帯数	第5次総合計画 前期基本計画における将来人口フレームより設定	
		運輸	旅客自動車	世帯数、世帯当たり旅客自動車台数から推計
			貨物自動車	業務その他従業者数、従業者数当たり貨物自動車台数から推計
鉄道	人口	第5次総合計画 前期基本計画における将来人口フレームより設定		
エネルギー 起源 CO ₂ 以外	廃棄物処理	一般廃棄物排出量	人口、1人1日当たりごみ排出量から推計	
	農業	農用地面積	第4次国土利用計画裾野市計画の推計値を使用	
	代替フロン類	電気機械製造品出荷額	過去の経年変化から平成29年度の現状維持	

活動量の推計結果

部門		活動量の指標	活動量		
			H25 (2013) 年度 (基準年度)	H29 (2017) 年度 (実績)	R12 (2030) 年度 (中期予測)
エネルギー 起源 CO ₂	産業	製造品出荷額（万円）	40,735,073	36,969,959	36,969,959
		従業者数（人）	1,454	1,289	1,289
		従業者数（人）	176	186	186
	業務その他	従業者数（人）	19,782	19,334	19,483
	家庭	世帯数（世帯）	21,149	21,690	21,487
		運輸	旅客自動車保有台数（台）	32,406	32,445
	貨物自動車保有台数（台）		4,753	4,594	3,465
鉄道	人口（人）	53,582	52,332	50,360	
エネルギー 起源 CO ₂ 以外	廃棄物処理	一般廃棄物排出量（t/年）	17,216	15,286	14,710
	農業	農用地面積（ha）	939	907	870
	代替フロン類	電子機械製造品出荷額（万円）	504,345	10,106,686	10,106,686

3-3 現状のまま推移した場合の推計結果

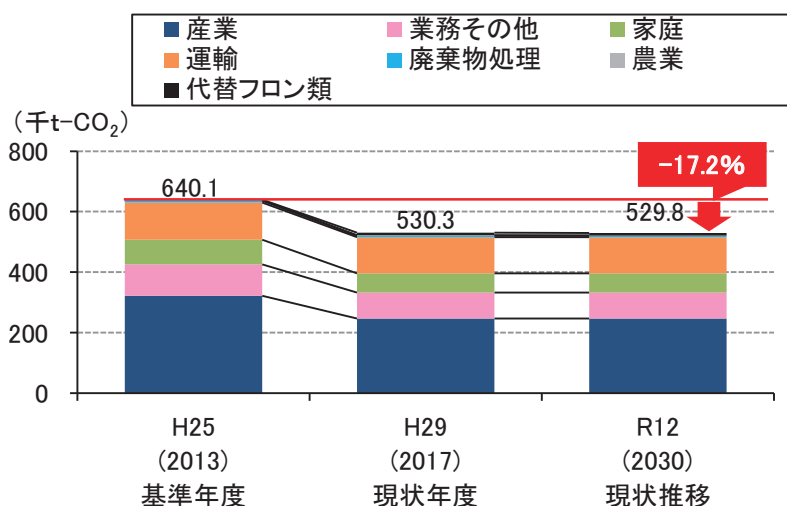
■現状のままの推移で令和12（2030）年度に17.2%の減少

追加の対策等を実施せず、現状のまま推移した場合（現状推移ケース）の温室効果ガスの総排出量は、令和12（2030）年度が529.8千t-CO₂となり、基準年度である平成25（2013）年度と比べて17.2%減少すると予測されます。これは、現状年度（平成29（2017）年度）と比べると0.1%減少することになります。

■代替フロン類以外の部門は減少と予測

現状推移ケースにおける部門別温室効果ガス排出量は、基準年度である平成25（2013）年度から平成29（2017）年度にかけて、世帯数や電子機械製造品出荷額の増加に伴い排出量が増加した代替フロン類を除き、令和12（2030）年度には基準年度よりも減少すると予測しました。

代替フロン類については、平成29（2017）年度以降、世帯数や電子機械製造品出荷額が横ばいで推移することに伴い、令和12（2030）年度の排出量は、平成29（2017）年度の水準で推移すると予測しました。



部門別温室効果ガス排出量の将来推計（現状推移ケース）

部門別温室効果ガス排出量の将来推計（現状推移ケース）（単位は千 t-CO₂）

部門		H25 (2013)	H29 (2017)		R12 (2030)	
		基準年度	現状年度	(基準年度比)	現状推移	(基準年度比)
エネルギー起源 CO ₂	産業	322.1	246.7	(-23.4%)	246.7	(-23.4%)
	業務その他	104.2	85.6	(-17.8%)	86.2	(-17.2%)
	家庭	80.8	63.5	(-21.4%)	62.9	(-22.1%)
	運輸	123.0	119.9	(-2.5%)	119.7	(-2.7%)
エネルギー起源 CO ₂ 以外	廃棄物処理	6.9	5.3	(-22.1%)	5.1	(-25.0%)
	農業	1.1	0.8	(-21.4%)	0.7	(-31.7%)
	代替フロン類	2.1	8.5	(+296.1%)	8.5	(+296.1%)
合計		640.1	530.3	(-17.1%)	529.8	(-17.2%)
基準年度 (H25) 比		—	-17.1%		-17.2%	
現状年度 (H29) 比		+20.7%	—		-0.1%	

注) 端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値や基準年度比と合わない場合がある。

3-4 対策実施ケース削減見込量の推計

■令和12（2030）年度の対策実施ケース削減見込量は約88.6千t-CO₂

国の「地球温暖化対策計画」及びその他の個別計画に基づき、令和12（2030）年度の対策実施ケース削減見込量（以下、「削減見込量」という。）は、合計で約88.6千t-CO₂減でした。項目別にみるとエネルギー起源CO₂の削減見込量は、産業部門で約18.1千t-CO₂減、業務その他部門で約26.8千t-CO₂減、家庭部門で約22.7千t-CO₂減、運輸部門で約17.5千t-CO₂減でした。

エネルギー起源CO₂以外（廃棄物部門、農業部門、代替フロン類）の削減見込量は約3.6千t-CO₂減でした。

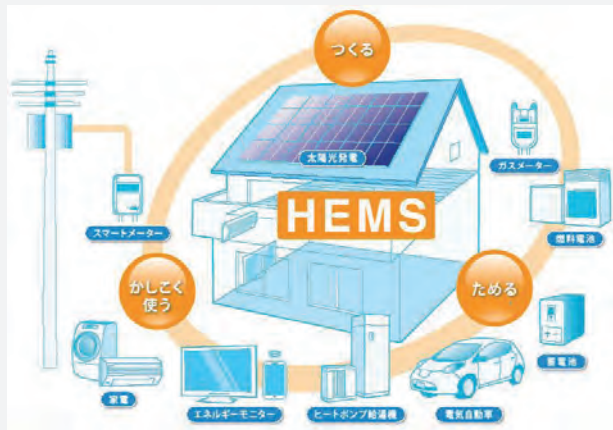


Column

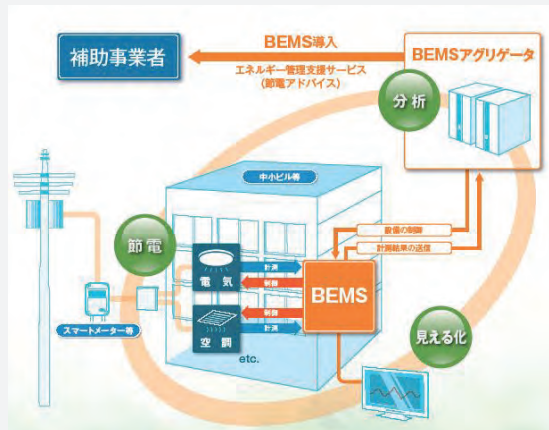
HEMS・BEMSとは

住宅のエアコンや給湯器、照明などのエネルギー消費機器、太陽光発電システムやガスコージェネレーションシステム（燃料電池等）などの創エネ機器、発電した電気を備える蓄電池や電気自動車（EV）などの蓄エネ機器をネットワーク化し、居住者の快適やエネルギー使用量の削減を目的に、家庭で使用するエネルギーを管理するシステムをHEMS（家庭用エネルギー管理システム）といいます。パソコンやタブレット端末などでエネルギー使用量を表示する「見える化」やエネルギー使用量を調整する制御が可能となり、さらには「創エネ・蓄エネ・省エネ」のエネルギーを賢く利用するスマートハウスの普及拡大が期待されます。

また、同様にビルで使用するエネルギーを管理するシステムをBEMS（ビル用エネルギー管理システム）といいます。



HEMS（家庭用エネルギー管理システム）



BEMS（ビル用エネルギー管理システム）

【資料：経済産業省】

対策実施ケース削減見込量（令和12（2030）年度）（単位はt-CO₂）

部門	主な削減対策		対策実施 ケース削 減見込量	根拠
産業	再生可能エネルギー	再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電、小水力発電、バイオマス発電など）の導入及び利活用、環境に負荷の小さい供給電力の選択など	17,255	A,B,C,D
	省エネルギー	施設・機器等の省エネ化	410	A
	集約したまちづくり	業種横断的省エネルギー技術の普及	468	A
	産業計		18,133	
業務 その他	再生可能エネルギー 集約したまちづくり	再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電、小水力発電、バイオマス発電など）の導入及び利活用、環境に負荷の小さい供給電力の選択など	11,936	A,B,C,D
	省エネルギー	BEMS や省エネ診断等を活用したエネルギー管理の徹底	3,818	A
		高効率空調、高効率給湯、高効率照明（LED 照明）、ト ップランナー機器の導入	10,895	A
		省エネ行動の実践（クールビズ、ウォームビズの実施徹 底など）	116	A
業務その他計		26,765		
家庭	再生可能エネルギー 集約したまちづくり	再生可能エネルギー（太陽光発電及び蓄電池、太陽熱利用など）の導入及び利活用、環境負荷の小さい供給電力の選択など	7,588	A,B,D
	省エネルギー	高断熱住宅（新築、断熱改修）、HEMSの導入など	6,525	A
		高効率空調、高効率給湯（ヒートポンプ給湯器、潜熱回 収型給湯器、燃料電池など）、高効率照明（LED 照 明）、高効率家電（トップランナー機器など）の導入	7,428	A
		省エネ行動の実践（クールビズ・ウォームビズの実施徹 底、家庭エコ診断、照明の効率的な利用など）	1,111	A
家庭計		22,652		
運輸	環境負荷の小さい交 通の普及	次世代自動車の普及など	11,231	A
		トラック輸送の省エネ化（環境に配慮した自動車の使 用、共同輸送の推進、トラック輸送から鉄道輸送へのモ ーダルシフトなど）	1,382	A
		鉄道のエネルギー消費効率の向上	1,013	A
	集約したまちづくり	低炭素まちづくりの推進（道路交通流対策の推進、信 号機の集中制御化及び改良・LED 化、自動走行の推進 など）	1,324	A
	省エネルギー	省エネ行動の実践（エコドライブの実践、カーシェアリン グ、公共交通機関及び自転車の利用促進など）	2,530	A
運輸計		17,480		
廃棄物 処理	循環型社会の形成 （6R の推進）	焼却処理量の削減、分別・リサイクルの推進、バイオマ スプラスチックの普及など	710	A
	廃棄物処理計		710	
農業	循環型社会の形成 （農地排出源対策）	水田から排出されるメタンの削減（水田における「稲わ らすき込み」から「堆肥」への転換など）	148	A
		施肥に伴う一酸化二窒素削減（施肥料の低減、分肥、 緩効性肥料の利用など）	38	A
	農業計		186	
代替 フロン 類	循環型社会の形成 （代替フロン類排出 対策）	ノンフロン・低 GWP 型指定製品の導入、産業界の自主 的な取り組みの推進	2,721	A
	代替フロン類計		2,721	
合計			88,647	

令和12（2030）年度の対策実施ケース削減見込量を推計する根拠とした資料・条件

根拠	根拠となる資料・条件
A	「地球温暖化対策計画」（平成28（2016）年5月13日閣議決定）」から裾野市分を按分
B	【再生可能エネルギー発電（太陽光発電）】 「固定価格買取制度・情報公表用ウェブサイト」（経済産業省・資源エネルギー庁）や、再生可能エネルギー導入実績から裾野市における導入状況の推移を把握し、この傾向から令和12（2030）年度の発電出力量を推定した。その後、経済産業省・調達価格等算定委員会「平成29年度以降の調達価格等に関する意見」（平成28（2016）年12月13日）による設備利用率及び年間時間数8,760時間に乗じて年間発電量を推定し、第50回経済産業省・調達価格等算定委員会資料「地域活用要件について」（令和元（2019）年11月29日）等による太陽光発電の自家消費率（住宅（蓄電池なし）約30%、住宅（蓄電池あり）約60%、業務ビル・工場約71%）、と現状推移ケース推計に使用した二酸化炭素排出係数（東京電力エナジーパートナーの平成29（2017）年度排出係数：0.000425t-CO ₂ /kWh）を乗じて設定
C	【再生可能エネルギー発電（太陽光発電以外）】 「固定価格買取制度・情報公表用ウェブサイト」（経済産業省・資源エネルギー庁）や、再生可能エネルギー導入実績から裾野市における自家消費用発電施設の導入状況の推移を把握し、この傾向から令和12（2030）年度の発電出力量を推定した。その後、経済産業省・調達価格等算定委員会「平成29年度以降の調達価格等に関する意見」（平成28（2016）年12月13日）による設備利用率及び年間時間数8,760時間及び現状推移ケース推計に使用した二酸化炭素排出係数（東京電力エナジーパートナーの平成29（2017）年度排出係数：0.000425t-CO ₂ /kWh）を乗じて設定
D	【環境負荷の小さい供給電力の選択】 現状推移推計に使用した二酸化炭素排出係数（東京電力エナジーパートナーの平成29（2017）年度排出係数：0.000425t-CO ₂ /kWh）と「長期エネルギー需給見通し」（経済産業省、平成27（2015）年7月）における令和12（2030）年度の電気の二酸化炭素排出係数目標（全電源平均：0.00037t-CO ₂ /kWh）より、電力の使用によるCO ₂ 排出量が12.9%削減されると想定して設定



Column

対策実施ケース削減見込量と中期目標

対策実施ケース削減見込量（削減見込量）とは、それぞれの削減対策を最大限実施した場合に、中期目標年度である令和12（2030）年度の現状推移ケースから見込める温室効果ガス削減量を積み上げたものです。

中期目標の削減目標は、削減見込量の範囲内で、基準年度（平成25（2013）年度）比が整数となるように設定しました。

	中期目標の設定				
	H25 (2013)	R12 (2030)			中期目標
基準 年度	現状 推移	削減 見込量	現状推移－削減見込量		
排出量(千t-CO ₂)	640.1	529.8	88.6	441.2	441.6
基準年度(H25)比	—	-17.2%	—	-31.1%	-31.0%

削減見込量の範囲内で、
基準年度比が整数となる
ように設定

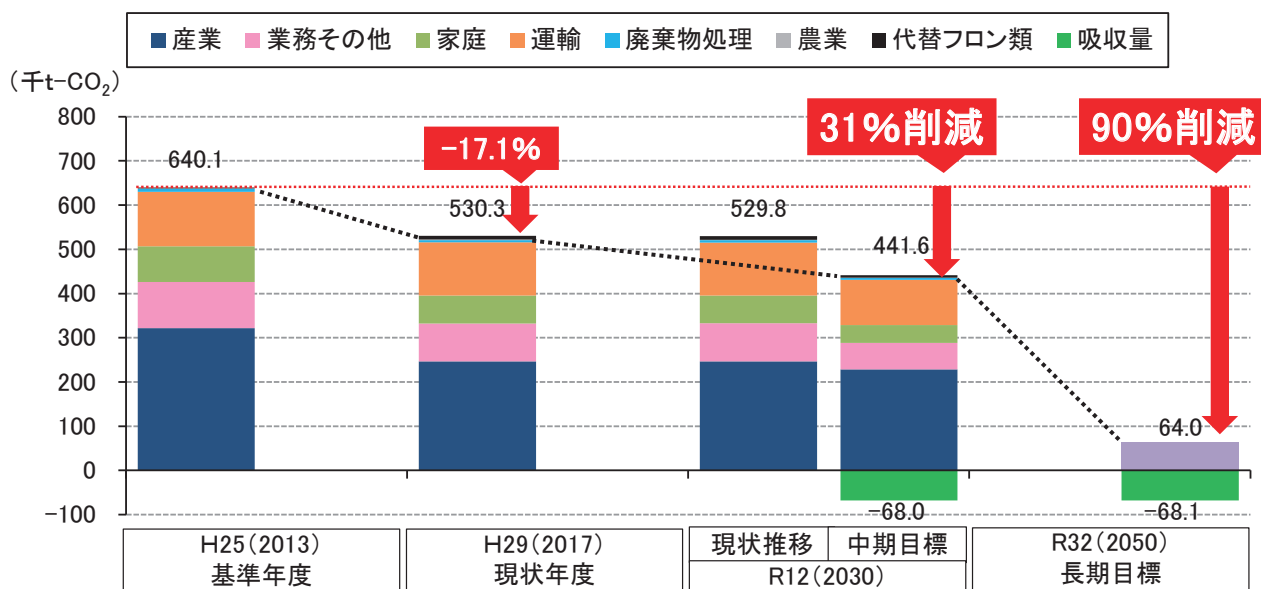
注）端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値や基準年度比と合わない場合がある

3-5 温室効果ガス排出量の削減目標

将来推計（現状推移ケース）や削減見込量の算定などの結果をもとに、①中期目標、②長期目標を以下のように設定します。

温室効果ガス排出量の削減目標

	①中期目標	②長期目標
目標年度	令和12年度 (2030年度)	令和32年度 (2050年度)
基準年度比 (平成25(2013)年度比) の削減目標	31%削減 (平成29(2017)年度比16.7%削減)	90%削減 (平成29(2017)年度比87.9%削減)



温室効果ガス排出量の削減目標

部門別温室効果ガス排出量の削減目標（単位は千 t-CO₂）

		H25 (2013)	H29 (2017)	R12 (2030)		R32 (2050)
		基準年度	現状年度	現状推移	中期目標 (基準年度比)	長期目標 (基準年度比)
工業 [*] - 起源 CO ₂	産業	322.1	246.7	246.7	228.6 (-29.0%)	64.0 (-90.0%)
	業務その他	104.2	85.6	86.2	59.6 (-42.8%)	
	家庭	80.8	63.5	62.9	40.4 (-50.0%)	
	運輸	123.0	119.9	119.7	102.3 (-16.8%)	
工業 [*] - 起源 CO ₂ 以外	廃棄物処理	6.9	5.3	5.1	4.4 (-35.3%)	
	農業	1.1	0.8	0.7	0.5 (-49.0%)	
	代替フロン類	2.1	8.5	8.5	5.7 (+169.2%)	
合計		640.1	530.3	529.8	441.6 (-31.0%)	
基準年度 (H25) 比		-	-17.1%	-17.2%	-31.0%	-90.0%
現状年度 (H29) 比		+20.7%	-	-0.1%	-16.7%	-87.9%
森林等による吸収量		-	-	-	-68.0	-68.1

注) 端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値や基準年度比と合わない場合がある。



Column

数値目標設定の考え方

国の「地球温暖化対策計画」（平成28（2016）年5月閣議決定）では、国の目標として「2030年度の削減目標を2013年度比で26%削減」という短期・中期的な削減目標と、「2050年までに現状の80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」という長期的な削減目標が設定されています。

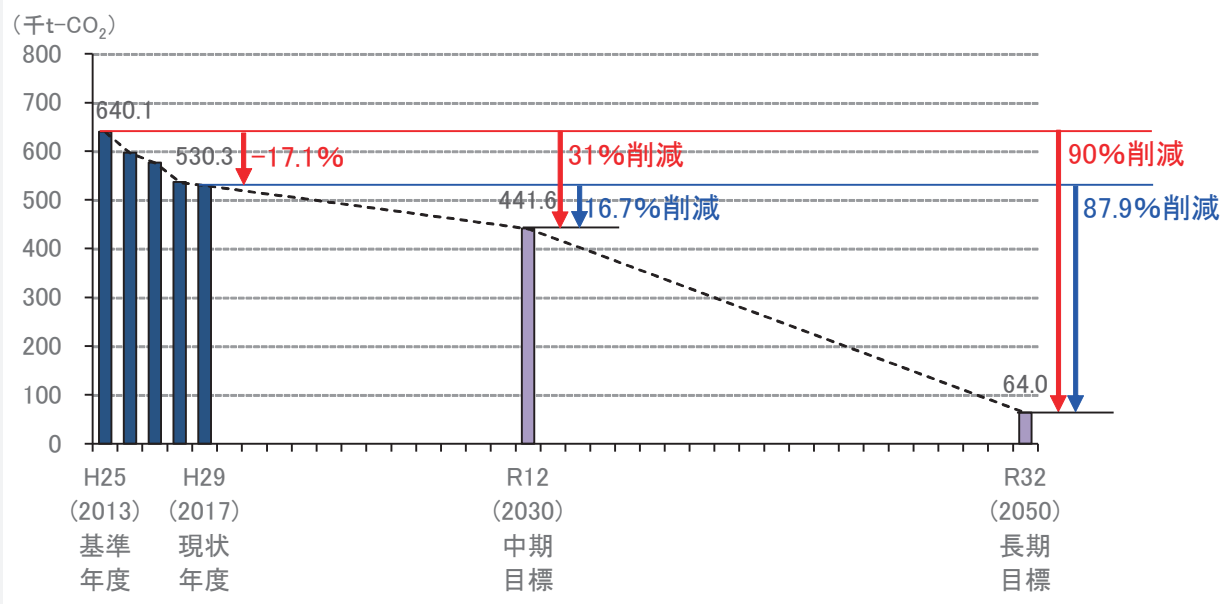
また、国は令和2（2020）年10月に、2050（令和32）年に温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを正式に表明しました。

しかし、製造品出荷額や人口の減少などにより、本市の温室効果ガス排出量は平成29（2017）年度時点で17.1%減少（平成25（2013）年度比）しており、現状推移ケースでは令和12（2030）年度に17.2%減少（平成25（2013）年度比）すると推定されます。

これらのことを鑑み、対策実施ケース削減見込量を踏まえて、令和12（2030）年度の中期目標は、国の目標より削減率が大きい平成25（2013）年度比で31%削減とします。これは、現状年度である平成29（2017）年度比で16.7%削減することとなります。

なお、仮に国の目標について「地球温暖化対策計画」（平成28（2016）年5月閣議決定）の目標を達成するとした場合、「日本国温室効果ガスインベントリー報告書2020年」（国立環境研究所）の現状値を用いて推定すると、令和12（2030）年度における国の温室効果ガス排出量の削減目標は、平成29（2017）年度比で16.3%削減に相当します。

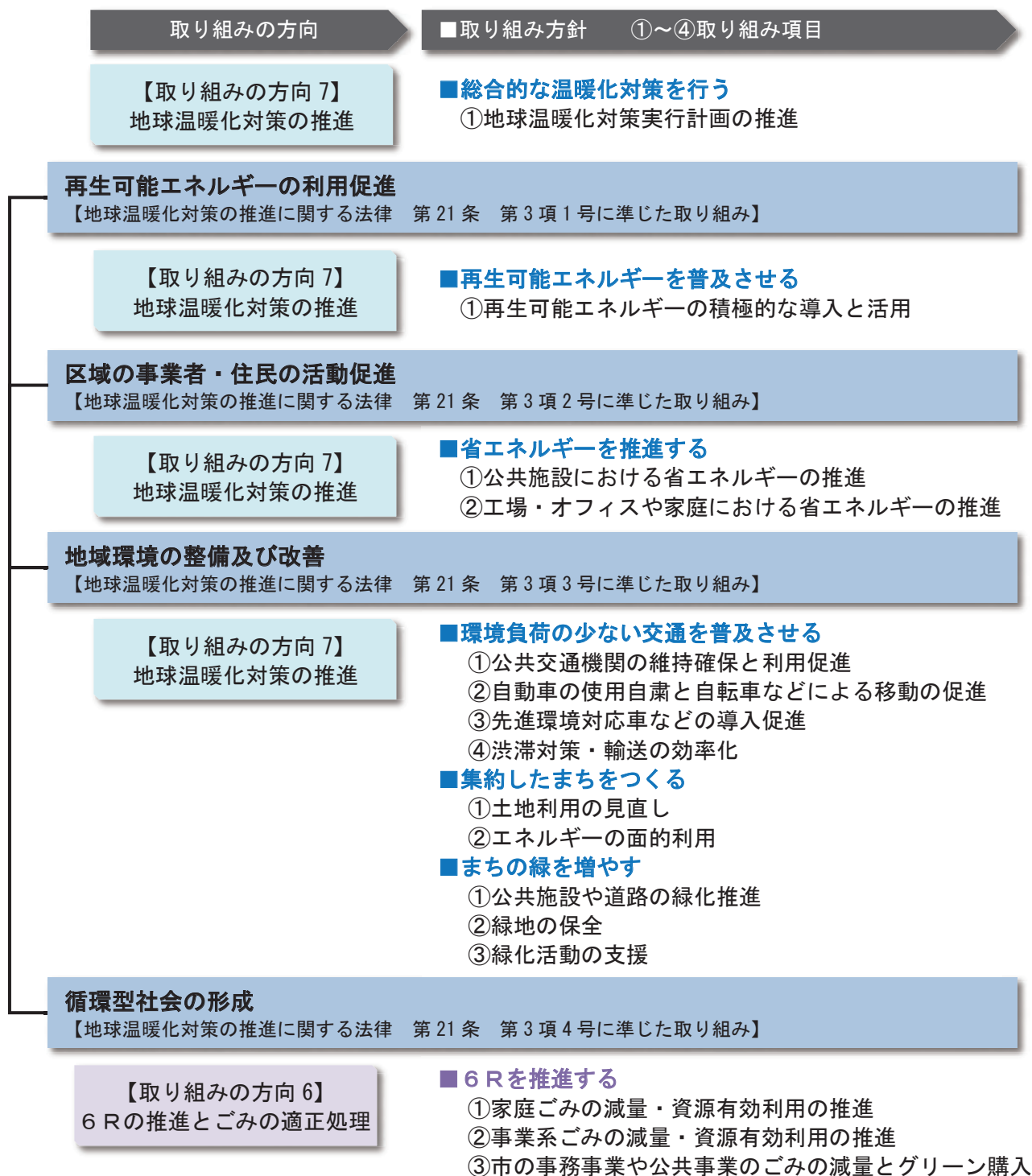
令和32（2050）年度の削減目標は、国と同様に温室効果ガス排出量が森林等による吸収量（-68.1千t-CO₂）以下となるゼロカーボンを目指すこととし、温室効果ガス排出量が平成25（2013）年度比で90%削減とします。



温室効果ガス削減数値目標の設定

第4節 地球温暖化に関する対策・施策

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項が4項目（第21条第3項1～4号）示されています。本実行計画では、「第4章 主体別の取り組み」で地球温暖化に関する市・市民・事業者・滞在者等の取り組みを掲載していることから、ここでは4項目ごとに対応する取り組みの方向、取り組み方針、取り組み項目を示すこととします。



地球温暖化に関する対策・施策の体系

第 6 章

計画推進システム



愛鷹連山登山コース

第1節 計画の推進体制

本計画を実効性あるものにするためには、市・市民・事業者・滞在者等がそれぞれの立場及び協働により、主体的かつ積極的に環境への取り組みを推進していくことがとても必要です。

そのため、各主体や環境審議会、環境市民会議、庁内の環境基本計画推進委員会など、本計画を推進していくために重要な役割を果たすと考えられる体制についてまとめます。

■市民・事業者・滞在者等

- 第4章で示された主体別の取り組み内容（環境活動）を実践することに加え、年次報告書やウェブサイト、広報等に目を通し、必要に応じて意見を述べます。
- 「すそのエコ活動登録制度」や、市民や事業者の代表で組織する「環境市民会議」に積極的に参加します。

■環境審議会

- 裾野市環境基本条例第24条に基づき、市長が委嘱する委員15名以内により組織されます。
- 環境審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、裾野市環境審議会規則に定められています。
- 市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する事項について調査・審議します。
- 本計画の進捗状況や環境の保全及び創造に関する事項について点検・評価します。

■環境市民会議

- 市民・事業者の代表者で組織され、市民・事業者・市が協働により、環境への取り組みを率先して実行する役割を果たします。
- 毎年度、環境市民会議の活動計画を立てて実施していくこととします。

■環境基本計画推進委員会

- 市の取り組みを推進するため、庁内関係部署の横断的な組織として設置します。
- 事務局とともに庁内関係部署が作成した「市の取り組み推進評価シート」から年次報告書（案）を作成し、市長に報告します。

■庁内関係部署

- 庁内各担当部署では、市の施策・事業を実施する際に環境への配慮を行うことによって、市の推進する取り組みを着実に実施していくとともに、「市の取り組み推進評価シート」により、毎年度、取り組みの報告や数値目標の達成状況を把握します。

■事務局

- 市民・事業者・滞在者等と市を結ぶ窓口として、裾野市生活環境課が事務局を担当します。
- 事務局は各主体から市への環境に関する意見提出、問い合わせの窓口として機能するとともに、環境情報を各主体へ提供します。
- 環境審議会、環境市民会議、環境基本計画推進委員会、庁内関係部署をつなぐ役割を果たします。

■国・静岡県・周辺自治体

- 国や県などへの働きかけや、周辺自治体などとの連携・協力により、環境の保全に関する広域的な推進体制づくりを進めます。

第2節 計画の進行管理

計画を着実に推進していくためには、取り組みの進捗状況を定期的に把握・評価し、計画を見直していく必要があります。そこで、計画の進行管理に環境マネジメントシステム（PDCA サイクル）の考え方を導入し、継続的な改善を図っていきます。

■計画（PLAN）

- 市民や事業者の意見を広く取り入れた環境基本計画を策定します。
- 環境審議会は市長から計画案についての諮問を受けて審議を行い、その結果を答申します。



■実行（DO）

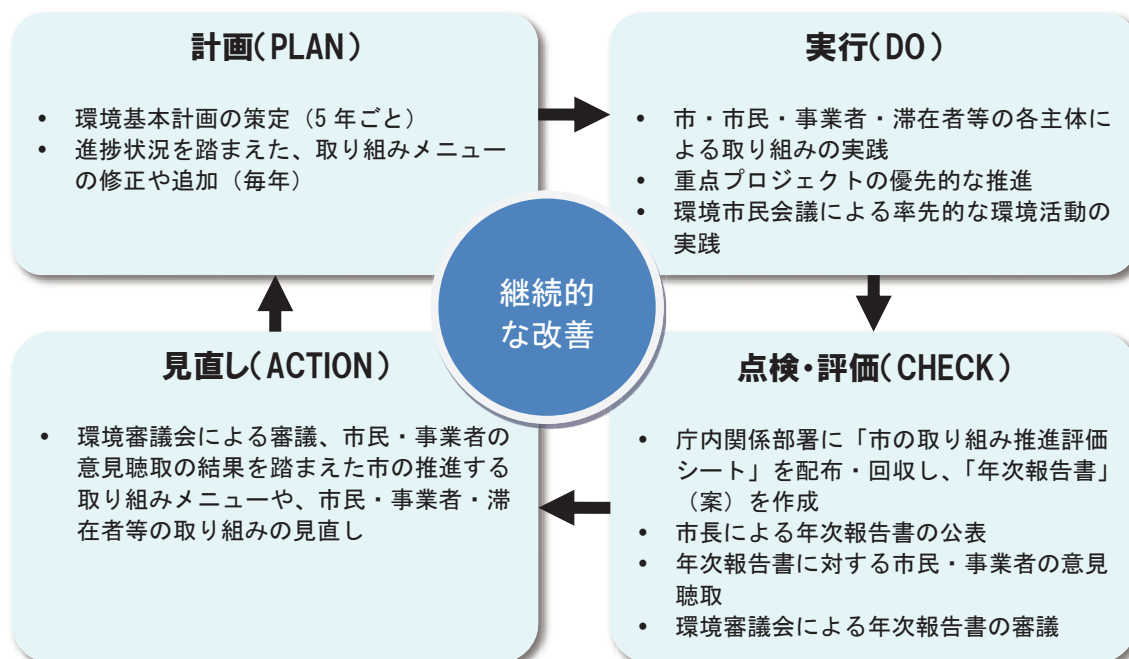
- 市・市民・事業者・滞在者等が一体となって計画を推進します。
- 庁内関係部署は、実行可能な施策から積極的に実施し、取り組みの推進を図ります。

■点検・評価（CHECK）

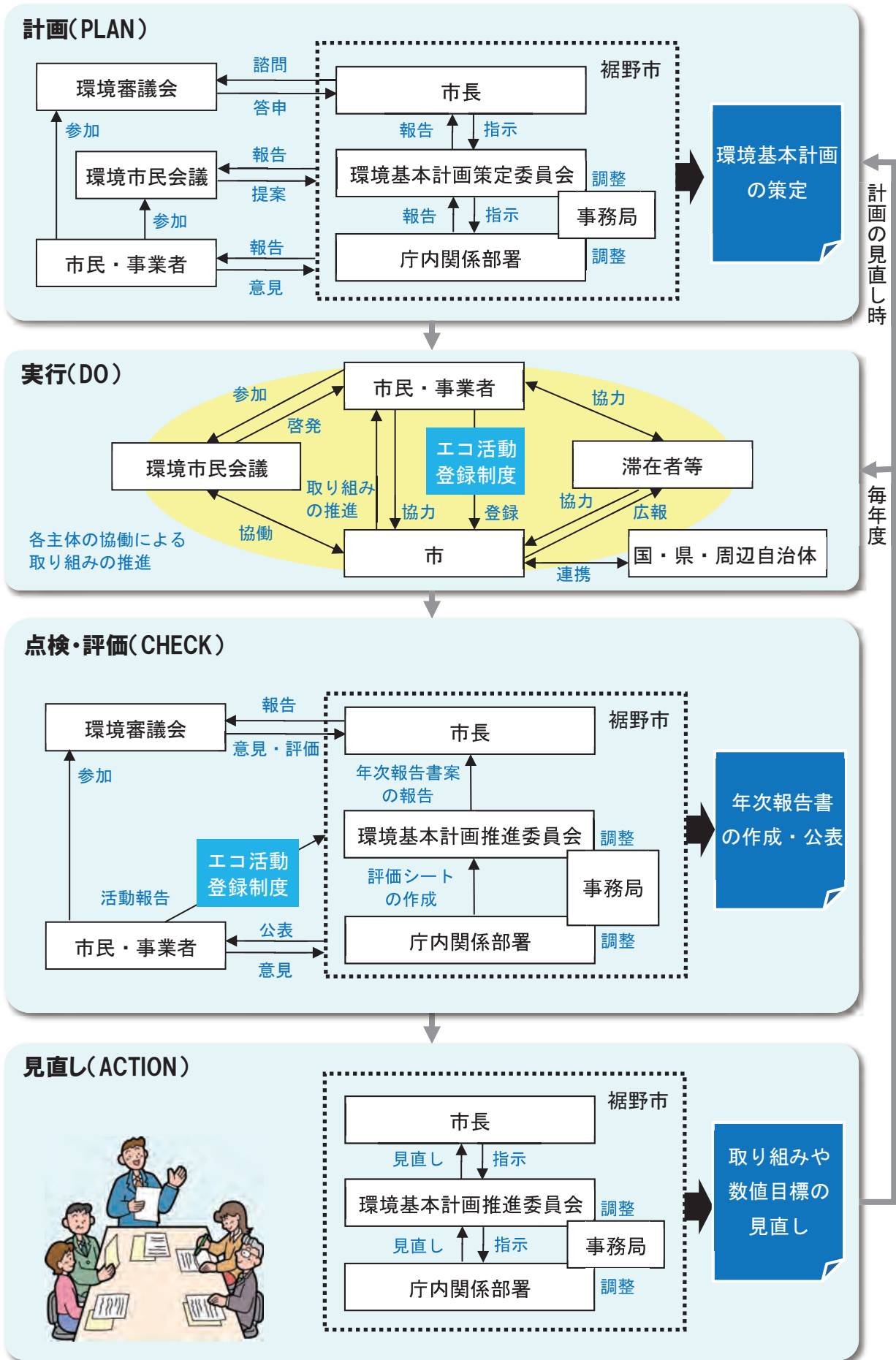
- 毎年度、庁内関係部署は「市の取り組み推進評価シート」に実績や今後の計画を記載します。
- 環境基本計画推進委員会は、同シートの結果を年次報告書（案）としてとりまとめて市長に報告し、市長が年次報告書として作成・公表します（裾野市環境基本条例 第8条）。
- 年次報告書は、市民や事業者から意見を聴取するとともに、環境審議会が点検・評価します。

■見直し（ACTION）

- 年次報告書に対する市民・事業者等の意見や、環境審議会における点検・評価を踏まえ、各担当部署及び環境基本計画推進委員会で市が推進する取り組みの見直しを行います。
- 概ね5年を目途に環境基本計画全体を見直します。



PDCA サイクル



進行管理のフローと関連する推進体制

資料編



1 計画策定の経緯

令和2年	会議等の名称	検討・審議内容
7月 8日	庁内照会・協議 【第2次裾野市環境基本計画 (後期計画)策定委員会】	◆前期計画の評価 ◆後期計画における環境指標及び取り組みの検討
10月 14日	庁内照会・協議	◆後期計画案の検討
12月 3日	第1回裾野市環境審議会	◆諮問 ◆後期計画案の審議
12月 25日	パブリックコメント	◆12月25日～1月22日まで市ウェブサイト等でパブリックコメントの実施
令和3年		
2月 18日	第2回裾野市環境審議会	◆後期計画案の審議 ◆答申案の審議
2月 18日	答申	◆環境審議会から市長への答申
3月	計画策定	

2 委員名簿

■裾野市環境審議会（敬称略、順不同）

氏名	所属
竹口 昌之	沼津工業高等専門学校教授（会長）
土屋 浩三	商工会代表（副会長）
市川 加代子	元静岡県くらし・環境部 環境局 生活環境課長兼環境政策課技監
中村 偉文	農業委員会代表
三明 正明	区長連合会代表
倉田 龍治	狩野川水系水質保全協議会
小川 孝	狩野川水系水質保全協議会
込山 功	公募
富岡 孝	公募



■第2次環境基本計画（後期計画）策定委員会

役職	氏名	備考	役職	氏名	備考
環境市民部長	篠塚 俊一	委員長	みらい政策課長	鈴木 努	委員
戦略広報課長	秋山 慶次	委員	行政課長	福士 元紹	委員
産業振興課長	勝俣 善久	委員	農林振興課長	横山 英哉	委員
建設管理課長	土屋 雅敬	委員	建設課長	菊池 守	委員
まちづくり課長	勝又 博文	委員	区画整理課長	丹野 宏康	委員
教育総務課長	勝又 明彦	委員	学校教育課長	荒井 賢二	委員
市民課長	杉山 善則	委員	危機管理課長	芹澤 泰広	委員
子育て支援監 兼 保育課長	高梨 恭	委員	水道事業管理監 兼 上下水道経営課長	細井 茂美	委員
生涯学習課長	大塚 智美	委員	鈴木図書館長	木原 慎也	委員
深良支所長	大庭 秀夫	委員	美化センター副所長	進藤 正寿	委員
生活環境課長	鈴木 敬盛	事務局			

3 諮問・答申

■諮問文

裾野市生第 61 号
令和 2 年 12 月 3 日

裾野市環境審議会
会長 竹口 昌之 様

裾野市長 高村 謙二

第 2 次裾野市環境基本計画の中間見直しについて（諮問）

このことについて、裾野市環境基本条例第 9 条第 3 項及び第 5 項の規定に基づき、貴審議会に諮問いたします。

（諮問の趣旨）

裾野市では、多様な自然環境に恵まれた地域特性を踏まえ、自然と人が共生できる循環型社会の構築を図りつつ、すべての市民が健全で豊かな環境の恵沢を享受するとともに、市、市民及び事業者の協働によってこれらを推進するために、裾野市環境基本条例に基づき、平成 28 年 3 月に第 2 次環境基本計画を策定しました。

計画策定から 5 年が経過し、社会経済状況及び環境の状況変化、計画の推進状況、他の計画などの整合に対応するために、中間見直しを行うこととしており、環境基本条例第 9 条第 3 項及び第 5 項の規定に基づき、意見を求めるものであります。

■答申文

令和 3 年 2 月 18 日

裾野市長 高村 謙二 様

裾野市環境審議会
会長 竹口 昌之

第 2 次裾野市環境基本計画の中間見直しについて（答申）

令和 2 年 12 月 3 日付け、裾市生第 61 号にて諮問のあった第 2 次裾野市環境基本計画の改訂について答申します。

計画案は妥当なものとして認め、本計画の推進にあたっては、下記の事項に十分配慮されるとともに、計画の達成に向けて努力されるよう要望します。

記

- 1 第 2 次裾野市環境基本計画の中間評価を踏まえ、5 つの環境目標に係る数値目標の見直しを実施したが、計画の推進にあたっては、市のみならず、市民・事業者等と協働し、総合的かつ効果的に実施するよう努めること。
- 2 喫緊の課題である地球温暖化対策については、持続可能な脱炭素社会の実現に向けて、特にウーブンシティ構想が進められようとしている本市においては、水素や再生可能エネルギーの導入、次世代自動車の普及、また、まちの緑を増やす緑化対策など、市・事業者等と連携し、柔軟かつ積極的に取り組むこと。
- 3 重点プロジェクト「すその環境共育プロジェクト」における環境啓発活動では、子供から大人までを対象に更に魅力のある活動を展開し、環境意識の向上を図るとともに、旗振り役となる環境活動団体の育成・支援に努めること。

4 裾野市環境基本条例

平成14年12月18日 条例第24号

前文

私たちのまち裾野市は、世界に誇る麗峰富士、そして愛鷹箱根三山に囲まれた、緑豊かな自然と環境に生まれ、先人の努力により培われ守られてきた歴史と文化を財産に、今日の豊かな社会を築いてきた。

この市域を潤すために300年以上の昔つくられた深良用水は、箱根芦ノ湖から深良まで地下深く湖水を導く1本のトンネル、これは今なお私たちの生活環境に欠かせない大切な働きをしている郷土の貴重な財産となつている。

しかし、生活の利便性や物質の豊かさを求めてきた現代社会、一方で大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを生み出し、自然の復元力を超えるような環境への負荷を与えることになり、地域の環境はもとより、地球環境まで取り返しのつかない影響を及ぼすおそれを生じさせている。

今こそ私たちは、郷土の良好な環境を現在将来の世代の市民が享受できるよう、すべての生命の生存基盤である地球環境の保全を普遍的な課題と認識し、今ある環境を損なうことなく、自然と共生を図りながら持続的に発展が可能な資源循環型社会の実現に寄与すべきである。

ここに私たちは、先人から引き継がれた緑豊かなかけがえないこの環境を守り育て、次の世代へ引き継いでいくことを責務とし、市、事業者と市民が一丸となつて、地球的視野にたつた環境の保全と創造を推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、事業者、市民、滞在者等の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない健全で豊かな環境の恵沢を享受するとともに、良好な環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべてのものが、公平な役割分担の下に、環境の保全及び創造に関する行動に自主的かつ積

極的に取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的に発展が可能な社会を構築するよう行われなければならない。

- 3 環境の保全及び創造は、多様な自然環境に恵まれた地域特性を生かし、自然と人が共生できる環境が確保されるよう行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、地域における日常生活や事業活動が地球環境の保全に影響を及ぼすとの共通認識の下に、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、自然的社会的条件に応じた総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、市が実施する事務事業に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、製造、販売、流通等の事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項について必要な措置を講ずる責務を有する。

(1) 事業活動に伴う公害を防止するとともに、自然環境を適切に保全すること。

(2) 事業活動に伴つて発生する廃棄物を、適正に処理すること。

2 事業者は、基本理念にのっとり、製造、販売、流通等の事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項について努めなければならない。

(1) 事業活動による製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減を図るとともに、エネルギーの効率利用、廃棄物の循環的利用等を行うこと。

(2) 環境の保全及び創造に関する事業活動の情報並びに事業活動による製品等の情報を、市及び市民に適切に提供すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、広く環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市や市民が実施する環境の保全及び創造に関する活動や施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に自ら努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、事業者や市が実施する環境の保全及び創造に関する活動や施策に協力する責務を有する。

(滞在者等の責務)

第7条 本市に旅行、滞在又は通過する者は、環境への負荷の低減に努めるとともに、市や市民が実施する環境の保全及び創造に関する活動や施策に協力する責務を有する。

(年次報告書)

第8条 市長は、各年度における環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書(以下「年次報告書」という。)を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策 (環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定める。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映するよう必要な措置を講ずるとともに、第24条に規定する裾野市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めた時は、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策策定等に当たつての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる事業を行う事業者が、環境の保全及び創造について事前に配慮を行うことを促進するために、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、関係行政機関と協議し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)

第12条 市は、市民等が積極的に自らの行為による環境への負荷を低減させることとなるよう誘導するため、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(公共的施設の整備等の推進)

第13条 市は、下水道、一般廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共施設の整備及び事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の環境の保全及び創造のための公共的施設の整備及びその健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の少ない社会の構築に向け、市民等による廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の少ない社会の構築に向け、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等に率先して取り組むものとする。

(環境の調査等)

第15条 市は、環境の創生と保全に関する施策の適正な策定及び実施に資するため、調査研究を行うことにより、市内の環境の状況把握に努めるものとする。

(教育及び学習の振興)

第16条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深め、その活動を自発的に行う意欲を増進させるため、環境に関する教育及び学習の振興に努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第17条 市は、市民等が自発的に行う資源の循環的利用、緑化の推進に向けた活動その他環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第18条 市は、第16条に規定する環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条に規定する市民等の自発的な活動の促進のため、個人及び法人その他の団体の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する情報を収集するとともに市民等に適切に提供するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する情報を、市、事業者、市民の間で相互に共有できるよう努めるものとする。

第3章 効果的な推進のための施策

(自然環境等の保全及び創造)

第19条 市は、緑豊かな自然環境と歴史的文化的環境を、将来にわたり継承していくため、次に掲げる事項について、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 富士山、愛鷹山箱根山三山等の保全及び創造に関すること。
- (2) 森林、草原の保全及び創造に関すること。
- (3) 水辺環境の保全及び創造に関すること。
- (4) 水資源の保全及び創造に関すること。
- (5) 農地等の保全及び創造に関すること。
- (6) 野生生物及びその生態系の保護に関すること。
- (7) 歴史的文化的環境の保全及び創造に関すること。

(美しい景観づくりの推進)

第20条 市は、潤いと安らぎのある環境の創出、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全及び活用等を図ることにより、緑豊かな地域特性を生かした美しい景観づくりを推進するとともに、人と自然との豊かな触れ合いを確保するよう努めるものとする。

(生活環境の保全)

第21条 市は、人の健康の保護及び生活環境の保全のため、環境に係る監視及び測定体制の整備、公害の未然防止、事故時の対応等について必要な措置を講ずるものとする。

(国等との協力)

第22条 市は、環境の保全及び創造を図るため、広域的な取組を必要とする施策について、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

(地球環境の保全)

第23条 市は、国、県、他の市町村等と連携して、地球環境の保全に資する施策の推進及び国際協力に努めるものとする。

第4章 環境審議会

(裾野市環境審議会)

第24条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査し審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、裾野市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

5 環境指標の定義

取り組みの方向	環境指標	指標の定義
1 生活環境の向上	大気汚染・悪臭・騒音・振動・水質汚濁の苦情件数	年間の環境市民 110 番の苦情件数(大気汚染・悪臭・振動・騒音・水質汚濁)
	水質汚濁にかかる環境基準達成率	市内河川のBOD・有機塩素系化合物(河川・湧水・企業排水・井戸)が以下の環境基準を満たしている割合 ○河川水質(BOD3 mg/ℓ以下) ○水道法の水質基準(河川、井戸水、湧水) ジクロロメタン(0.02 mg/ℓ以下)、1,1,1-トリクロロエタン(0.3 mg/ℓ以下)、トリクロロエチレン(0.01 mg/ℓ以下)、テトラクロロエチレン(0.01 mg/ℓ以下) ○企業排水の排水基準値 ジクロロメタン(0.2 mg/ℓ以下)、1,1,1-トリクロロエタン(3.0 mg/ℓ以下)、トリクロロエチレン(0.1 mg/ℓ以下)、テトラクロロエチレン(0.1 mg/ℓ以下)
	下水道普及率	下水道処理人口/行政人口
2 安全できれいな快適環境の創造	市民1人1日あたりの平均有収水量	1日あたりの平均有収水量/給水人口
	河川・道路等一斉清掃の参加者数	年2回の参加者人数(小・中学生含む)
3 自然環境の保全と生物多様性の維持	耕作放棄地解消面積	年間耕作放棄地解消面積
	間伐事業実施面積	年間間伐事業実施面積
4 自然とのふれあいの場や機会の創造	人口1人当たりの都市公園の整備面積	都市公園の総面積/人口
	親子水生生物調査参加者数	年間参加者数
	パノラマロードの花畑の作業参加者数	「パノラマロードを花でいっぱいにする会」・他団体等市民参加者数(年間延べ参加者数)
5 景観や文化の保全と活用	まちなみや自然景観の美しさ満足度(市民意識調査)	市民意識調査「満足+まあ満足」の回答の割合
	富士山一斉清掃参加人数	富士山を美しく守る会の富士山清掃・富士山ごみ減量大作戦・観光協会の富士山清掃活動等
6 6Rの推進とごみの適正処理	市民1人1日あたりのごみの排出量	1日あたりのごみの総排出量(g)/人口
	第二期最終処分場の埋立量(客土を除く)	第二期最終処分場の年間埋立量(客土を除く)
	不法投棄苦情件数	年間の環境市民110番の苦情件数(不法投棄)
7 地球温暖化対策の推進	温室効果ガス排出量	公共施設・教育委員会施設の温室効果ガス排出量(年間)
	蓄電池システム補助件数	補助件数(延べ件数)
	燃料電池システム補助件数	補助件数(延べ件数)
	アースキッズ事業参加者数	参加者数(述べ人数)
	市役所における低公害車割合	低公害車保有数/公用車保有数
次世代自動車普及率	静岡県自動車保有台数調査「市町別電気自動車等自動車保有台数」対全車種割合(4月1日現在)	
8 環境教育・環境情報の普及促進	環境イベント・環境教育講座の開催数	生活環境課主催・共催環境イベント、自然講座、富士山資料館講座、深良用水講座等の年間開催数
	環境活動登録制度の認定数	環境活動登録認定数

6 用語解説

▶あ行

アイドリングストップ

自動車やオートバイなどが、無用なアイドリングを行わないことを意味する和製英語。アイドリングストップが理想的に行われると、14%程度燃費が向上するため、燃料節約と排出ガス削減の効果が期待されている。

アイドリングストップ装置

アイドリングストップをする際にエンジンを安全かつ容易に停止して、速やかに再始動できるようにする装置のこと。

悪臭

いやな「におい」、不快な「におい」の総称。「環境基本法」により、大気汚染や水質汚濁などと並んで典型七公害の一つになっている。「悪臭防止法」で規制がなされている。

アースキッズ事業

小学校高学年を対象に子どもたちがリーダーとなり、家庭で地球温暖化防止に取り組むプログラムのこと。地球温暖化防止のため自分たちでできることが沢山あることに気づき、地球にやさしい生活の知恵を身につけてもらうことを目的としている。

アダプトプログラム

市民と行政などが協働で進める環境美化活動のこと。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味であり、企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組みをいう。

ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を 20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。

エコアクション 21 (EA21)

中小事業者等の環境への取り組みを支援するとともに、その取り組みを効果的・効率的に実施させる簡易な環境経営システム。二酸化炭素や廃棄物排出量などを把握し、省エネルギーや廃棄物の削減・リサイクルなどに取り組むことが規定されている。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念。主な内容は、アイドリングストップの実施、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

オゾン層

オゾンは酸素原子 3 個からなる気体である。大気中のオゾンは成層圏(約 10~50km 上空)に約 90%存在しており、これを一般的にオゾン層という。成層圏オゾンは、太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を保護している。また、成層圏オゾンは紫外線を吸収するため成層圏の大気を暖める効果があり、地球の気候の形成に大きく関わる。

温室効果ガス

大気中に微量に含まれる気体が地球から宇宙に向かって放出する熱を吸収した後、再び地表に向けて熱を放出することにより地表付近の大気を暖めることを温室効果といい、この効果をもたらす気体を温室効果ガスという。主なものは二酸化炭素、メタン、フロン、一酸化二窒素などがある。

▶か行

外来種

今まで生息していなかった地域に、自然状態では通常起こり得ない手段によって移動し、そこに定着して自然繁殖するようになった種のこと。

外来生物法

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の略称。外来生物による被害を防止するために、それらを「特定外来生物」等として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入等について規制を行うとともに、必要に応じて国や自治体が野外等の外来生物の防除を行うことを定める法律。

合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などでの生活排水処理の有力な方法となっている。

感覚公害

人の感覚を刺激して、不快感やうるささとして受け止められる公害(環境汚染)を感覚公害と総称する。具体的には、悪臭、騒音、振動などがある。

環境基準

環境基準は、「環境基本法」で「大気の大気汚染、水質の水質汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定められている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための規制基準とは異なる。

環境基本計画

「環境基本法」に基づき、政府全体の環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるもの。分野横断的な6つの重点戦略(経済、国土、地域、暮らし、技術、国際)を設定し、平成30年(2018)4月には第5次環境基本計画が閣議決定された。

環境基本法

平成5年(1993)11月に制定された、環境政策の基本的方向を示す法律。地球環境問題や都市・生活型環境問題に対処していくために、個別に行われていた公害対策、自然環境保全の枠を越え、国・地方公共団体・事業者・国民など全ての主体の参加による取り組みが不可欠との観点から、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備された。

環境保全型農業

農薬、化学肥料などの使用量の削減や、有機物を積極的に利用した土づくりなどの実施により、環境に与える負荷をより少なくし、持続可能な生産を目指した農業をいう。

環境マネジメントシステム

EMS(Environmental Management System)の日本語訳で、事業活動による環境負荷の低減を目指すための環境管理の仕組みを指す。

間伐

森林において、樹木の健全な発育を助けるために成長に伴って混みすぎた林の立木を間引きすること。

カーボンオフセット

地球温暖化の原因といわれる二酸化炭素を減らそうとする取り組みのひとつ。日常生活や経済活動の中でどうしても排出してしまう二酸化炭素(カーボン)を、他の場所で行われるCO₂削減活動に投資することで埋め合わせ(オフセット)するというもの。

京都議定書

平成9年(1997)12月に京都市の国立京都国際会館で開かれた第3回気候変動枠組条約締約国会議(地球温暖化防止京都会議、COP3)で同月11日に採択された、気候変動枠組条約に関する議定書である。

グリーン電力証書

再生可能エネルギーによって得られた電力の環境付加価値を、取引可能な証書に証券化したもの、またはそれをを用いる制度を指す。再生可能エネルギーに対する助成手法の一つである。グリーン電力制度、グリーン証書取引制度などとも呼ばれる。

グリーンバンク

静岡県グリーンバンクでは、ゴルファー緑化協力を始め、県の助成、賛助会員からの寄付や協力を得て、緑あふれる生活環境づくりを進めている。具体的には苗木・種子・球根等の配布や緑化工事への支援などを行っている。

クールビズ

冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。

景観法

都市・農山漁村等における良好な景観は国民共通の資産と認め、その整備と保全を図る法律。地方公共団体は景観計画を定めて建築を規制し、地域の特性を生かした景観を形成する。平成17年(2005)6月に全面施行された。景観法は、景観行政団体が景観に関する計画や条例を作る際に基準とする法律で、この法律自体が都市景観を規制するものではない。

光化学オキシダント

自動車や工場などから排出された窒素酸化物や炭化水素が、強い紫外線によって光化学反応を起こし、オゾンなどの酸化物質が生成される。これらの物質が高い濃度になり、人の粘膜や呼吸器に影響を及ぼすほか、植物にも影響を与えるものを光化学オキシダントという。強力な酸化作用を持ち、健康被害を引き起こす大気汚染物質であり、光化学スモッグの原因となる。

コージェネレーションシステム

ガスを使って電気と熱を取りだし、利用するシステムのこと。ガスで発電すると同時に、廃熱を給湯や空調、蒸気などの形で有効に活用する。ガスエンジン方式、ガスタービン方式、燃料電池方式の3つの方式がある。

こどもエコクラブ

幼児(3歳)から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブ。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることが目的としている。

コンパクトシティ

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のこと。

▶さ行

再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

雑がみ

家庭から排出される古紙類のうち、新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パックのいずれの区分にも入らない紙製品全般のこと。

里地里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。

ジクロロメタン

有機溶媒の一種。慣用名は塩化メチレンという。難燃性の有機化合物であることから、広範囲で溶媒や溶剤として利用されている。特に金属機械の油脂を洗浄する用途で多用されているが、環境負荷と人への毒性の懸念から PRTR 法により利用と廃棄が監視される物質でもある。

静岡県環境基本計画

「静岡県環境基本条例」の基本理念である「健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と将来世代への継承」を図るため、平成 9 年(1997)に策定された計画。その後、計画の見直しが行われ、最新では、平成 28 年(2016)3月に「<改定版>第 3 次静岡県環境基本計画」が策定され、令和 2 年(2020)3月に一部改定した。

次世代自動車

日本政府は、運輸部門からの二酸化炭素削減のため、ハイブリット自動車、電気自動車、プラグインハイブリット自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等を「次世代自動車」と定め、2030 年までに新車乗用車の 5-7 割を次世代自動車とする目標を掲げている。

自然共生社会

人間と地球に生きるすべての生物がともに暮らすことができ、自然からの恵みを受け続けることができる社会のこと。

循環型社会

有限である資源を効率的に利用するとともに、発生したごみは再使用・再資源化して、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

準用河川

一級河川にも二級河川にも指定されなかった河川で、市町村長が公共性の見地から重要と考え指定した河川。

小水力発電

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)」の対象では、出力 1,000kw 以下の比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」と呼ぶ。用水路、小河川、道路脇の側溝の水流、水道など、さまざまな水流を利用して発電を行うこと。

水質汚濁

公共用水域(河川・湖沼・港湾・沿岸海域など)の水の状態が、主に人為的な活動(工場や事業場などにおける産業活動や、日常生活ほか人間の活動すべて)によって損なわれる事や、損なわれた状態を指す。

水質階級

水質など環境の状態を示す指標。生物の生息状況を調べることにより、水の汚れの程度をきれいな水(I:貧腐水性)から、大変きたない水(IV:強腐水性)までの 4 階級に分けたもの。

水素ステーション

燃料電池自動車の動力源である水素を製造・供給するための施設。水素を輸送して貯蔵するオフサイト型と、都市ガスを改質するなどして水素をその場で製造するオンサイト型がある。

水田の中干し期間延長

イネの生育向上のために行われている中干しは、強力な温暖化ガスであるメタンの発生抑制にも効果があります。中干しの期間を通常より平均約 6 日延長することで、コメ収量への影響を抑えながら、水田からのメタン発生を平均 30% 程度削減できるという実験結果がある。水田の中干し延長は、実施コストの低い温室効果ガス排出抑制対策として普及が期待されている。

スマートシティ

再生可能エネルギーやコージェネレーションなどの分散型エネルギーを使いながら、IT や蓄電池などの技術を活用したエネルギーマネジメントシステムを通じて、エネルギー需給を総合的に管理するまちづくりのこと。

スマートハウス

太陽光発電や蓄電池などのエネルギー機器や電化製品、住宅機器などをコントロールし、エネルギーマネジメントを行うことで、二酸化炭素排出の削減を実現する省エネ住宅のことを指す。

生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物などの地球上の豊かな生物種の多様性と、その遺伝子の多様性、地域ごとの生態系の多様性を包括する概念。

生物多様性基本法

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的、計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としている。平成 20 年(2008)5 月に成立、同年 6 月に施行。国だけでなく、地方公共団体、事業者、国民・民間団体の責務、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務などが規定されている。

先進環境対応車

次世代自動車及び将来において、その時点の技術水準に照らして環境性能に特に優れた従来車を含めた自動車のことであり、「次世代自動車戦略 2010」(平成 22 年 4 月)で定義された。

騒音

騒がしくて不快と感じる音のこと。

振動

振動が発生する原因としては、自動車や工事などの機械による振動や、地震などの自然原因による振動などがある。

▶た行

ダイオキシン類

有機塩素系化合物の一つ。ポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの3物質がダイオキシン類として定義されている。

大気汚染

大気中の微粒子や気体成分が増加して、人の健康や環境に悪影響をもたらすこと。主に人間の経済的・社会的な活動が主な原因である。

脱炭素社会

温室効果ガスの排出自体を抑制するだけでなく、排出された二酸化炭素を回収するなどして、二酸化炭素排出実質ゼロを実現する社会。排出実質ゼロとは、CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することを指す。気候変動対策の国際的な枠組みである「パリ協定」が発行して以降、脱炭素社会を目指そうとする動きが活性化した。

単独浄化槽

トイレの汚水だけを処理する浄化槽で、生活雑排水は未処理のまま放流される。定期的な保守点検、清掃、法定検査等が必要である。

地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支えあうことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に基づき、区域から排出される温室効果ガス削減のための「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」であり、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市に策定義務がある。

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村が作成する温室効果ガス削減のための「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」であり、都道府県及び市町村の事務事業から排出される温室効果ガスが対象となる。

地産地消

「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された農林水産物等をその地域で消費することを意味する概念。

鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」により、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として定められる区域。同区域内での狩猟は禁止されている。

低炭素社会

二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。低炭素型社会ともいう。

テトラクロロエチレン

ドライクリーニング用の洗浄剤や金属洗浄用の溶剤、フロン113の原料等に使用されている。無色透明で不燃性であり、洗浄剤として優れた揮発性有機塩素化合物。ドライクリーニング工場や電子工場などの廃水が河川や地下水に混入し、水道水を汚染している。

デマンド監視装置

電気料金の基本料金を決定するデマンド値を管理することにより、電気料金の削減に役立つ機器のこと。

デマンドタクシー

自宅や指定の場所から目的地まで、利用者の希望時間帯、乗車場所などの要望（デマンド）に、バス並みの安価な料金で応える市民限定の公共交通サービスのこと。

特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、「外来生物法」によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。植物ではアレチウリ、オオキンケイギク、オオハongoウソウなど、動物ではアライグマ、タイワンリス、ウシガエル、カミツキガメ、ソウシチョウ、オオクチバス、ブルーギル、セアカゴケグモなどがある。

特定植物群落

環境省が行っている自然環境保全基礎調査のうち、特定植物群落調査において、特定植物群落選定基準に該当する植物群落を指す。

トップランナー機器

エネルギーを消費する機械器具のうち国内で大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費する機械器具であって、当該性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもので、変圧器乗用車のほか、エアコンディショナー、電気冷蔵庫、電気冷凍庫などが指定されている。

トリクロロエチレン

脱脂力が大きいため、半導体産業での洗浄用やクリーニング剤として1980年代頃までは広く用いられていた。しかし発癌性が指摘され、代替物質への移行が行われている。土壌汚染や地下水汚染を引き起こす原因ともなるため、各国で水質汚濁並びに土壌汚染に係る環境基準が定められている。

▶な行

二酸化硫黄（SO₂）

石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくの原因となったことで知られる。また、酸性雨のもとになるなど公害の原因物質となる。

二酸化窒素（NO₂）

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。都市地域の固定発生源（工場などからの排ガス）や移動発生源（自動車などの排ガス）などによる

高密度の発生が知られており、これが大気汚染の原因のひとつとなっている。呼吸器系に悪影響を与える。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のことである。担い手農業者とも呼ばれ、認定を受けると、金融措置や税制措置などの支援を受けることができる。エコファーマーとも呼ばれる。

燃料電池

水素と酸素を化学反応させて、直接、電気を発電する装置。燃料となる水素は、天然ガスやメタノールを改質して作るのが一般的である。酸素は大気中から取り入れる。また、発電と同時に発生する熱も生かすことができる。

ノーカーデー

慢性交通渋滞緩和、排出ガス減少を目指し、期日を決めて通勤用車の使用を控える日のこと。

▶は行

ばい煙

石炭など物の燃焼に伴って発生する煙と煤(すす)のこと。特に不完全燃焼によって発生する大気汚染物質のことを指す。

バイオマス

動植物等の生物から作り出される有機性のエネルギー資源で、一般に化石燃料を除くものの総称。

バイオマス熱利用

バイオマス燃料から得られる熱エネルギーを、主に暖房や給湯の熱源として利用すること。

バイオマス発電

バイオマスを燃焼したり、あるいは一度ガス化して燃焼したりして発電するしくみをバイオマス発電といい、バイオマス燃料を燃焼することでタービンを回し、発電機を動かすことで発電を行う。

ばいじん

燃料その他の物の燃焼または熱源として電気の使用に伴い発生するすすや固体粒子のこと。

ハイドロフルオロカーボン (HFCs)

オゾン層破壊効果はないものの、強力な温室効果ガスであり、京都議定書において削減の対象となっている気体。代替フロン的一种で、CFC(クロロフルオロカーボン)、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)などの代替物質として使用される。

パリ協定

平成 27 年(2015)、フランスのパリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)で採択された気候変動に関する国際条約。

ビオトープ

生物を表す「バイオ」と場所を表す「トープ」を組み合わせ

せたドイツ語の造語。「生物生息・生育空間」と訳される。

パークアンドライド

都市部や観光地などの交通渋滞の緩和のため、末端交通機関である自動車・原付・軽車両を郊外の公共交通機関乗降所(鉄道駅やバス停留所など)に設けた駐車場に停車させ、そこから鉄道や路線バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地に行く方法である。

パーフルオロカーボン (PFC)

強力な温室効果ガスであり、京都議定書において削減の対象となっている気体。半導体・液晶製造時に使用される。

微小粒子状物質 (PM2.5)

浮遊粒子状物質より小さい粒子で、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。通常の浮遊粒子状物質よりも肺の奥まで入り込むため、ぜん息や気管支炎を起こす確率が高いといわれている。

普通河川

一級河川、二級河川、準用河川のいずれでもない河川(法定外河川)のことで、河川法の適用・準用を受けていない。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が 0.01mm 以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場の事業活動や自動車の走行などに伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。

ポーラスコンクリートブロック

石炭灰をリサイクルした環境に優しいブロックのこと。コンクリートでありながら、内部にすきま(多孔)を持たせることで植物の根や水、空気を通すことができ、生物の育成が可能。重量も軽く輸送や設置時のコストも削減できる。

ポケットパーク

道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに、ベンチを置くなどして作った小さな公園。

▶ま行

緑の少年団

少年少女が主体となって緑化に係る広範な活動を展開する団体。緑化を通じて次代を担う青少年の育成を図るため、林野庁が主導し、都道府県、市町村等が活動を援助している。

メタン

最も簡単な飽和炭化水素で天然ガスの主成分。沼や湿地土中で有機物の腐敗・発酵によっても発生する。

▶ら行

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本。静岡県では平成16年(2004)に初版を作成。動物編を2019年に、植物・菌類編を2020年に改訂し公表した。

六フッ化硫黄 (SF₆)

強力な温室効果ガスであり、京都議定書において削減の対象となっている気体。熱的、化学的に安定し耐熱性、不燃性、非腐食性に優れているため、変圧器などに封入される電気絶縁ガスとして使用されるほか、半導体や液晶の製造工程でも使われている。

▶英数

BEMS (ベムス)

Building Energy Management System(ビルディング・エネルギー・マネジメント・システム)の略称。ビル等の建物内で使用する電力消費量等を計測蓄積し、導入拠点や遠隔での「見える化」を図り、空調・照明設備等の接続機器の制御や電力使用ピークを抑制・制御する機能等を有するエネルギー管理システムのこと。

BOD (ビーオーディー)

生物化学的酸素要求量、または生物化学的酸素消費量とも呼ばれる最も一般的な水質指標のひとつであり、河川水や排水の汚濁の程度を示す。水中の微生物により有機物が分解されるときに消費される酸素の量で、数値が高いほど有機物による汚染が進んでいることになる。

COP10

2010年に名古屋市にて行われた第10回締約国会議。特に、生物多様性条約第10回締約国会議(国連地球生きもの会議)のこと。

COP19

2013年にポーランドの首都ワルシャワにて行われた気候変動枠組条約第19回締約国会議のこと。

COP21

2015年にフランスの首都パリで行われた気候変動枠組条約第21回締約国会議のこと。温室効果ガス排出量削減のための新しい枠組みである「パリ協定」が採択された。

ESCO 事業

ビルや工場の省エネ化に必要な、「技術」・「設備」・「人材」・「資金」などのすべてを包括的に提供するサービス。省エネ効果を保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・経費などが、すべて省エネルギーによる経費削減分で賄われるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分はすべて顧客の利益となる。

EV (イービー)

Electric Vehicle(エレクトリック・ヴィークル)の略称で、電気自動車のこと。近年、資源制約や環境問題への関

心の高まりを背景に、電気自動車が注目を集めている。

FCV (エフシービー)

Fuel Cell Vehicle(フューエル・セル・ヴィークル)の略称で、発電装置として燃料電池を搭載した自動車のこと。燃料電池では、水素と酸素を化学反応させて電気を発生させる。エネルギーの利用効率が高く、排出ガスがクリーン(燃料として水素を使う場合は、排出されるのは水のみ)である。災害時における蓄電池としての利用も可能。

FEMS (フェムス)

Factory Energy Management System(ファクトリー・エネルギー・マネジメント・システム)の略称。工場のエネルギーを管理するシステムのこと。工場内の配電設備、空調設備、照明設備、製造ラインといった設備の電力使用量のモニターや制御を行います。コスト低減とCO₂排出抑制を目的として工場単位でエネルギーを最適化するシステムのこと。

HEMS (へムス)

Home Energy Management System(ホーム・エネルギー・マネジメント・システム)の略称。住宅のエアコンや給湯器、照明等のエネルギー消費機器、太陽光発電システムやガスコージェネレーションシステム(燃料電池等)などのエネルギー生産機器と、発電した電気等を備える蓄電池や電気自動車(EV)などの蓄エネ機器をネットワーク化し、居住者の快適やエネルギー使用量の削減を目的に、エネルギーを管理するシステムのこと。

HV (エイチビー)

Hybrid Vehicle(ハイブリッド・ヴィークル)の略称。ハイブリッド自動車ともいう。エンジンとモーターの二つの動力源を持ち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車。

ISO14001

環境マネジメントシステム(環境管理のためのしくみ)に関する国際標準規格。

NPO (エヌピーオー)

Non-Profit Organization(ノン・プロフィット・オーガニゼーション)の略称で、営利を目的としない自主的なまちづくり、高齢者支援、自然環境保全、ごみのリサイクルなどの活動を行う団体のこと。

PDCA サイクル

業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→点検・評価(check)→見直し(action)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

PHV (ピーエイチビー)

Plug-in Hybrid Vehicle(プラグ・イン・ハイブリッド・ヴィークル)の略称で、外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車のこと。プラグインハイブリッド自動車ともいう。走行時にCO₂や排気ガスを出さない電気自動車のメリットと、ガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド自動車の長所を併せ持

つ自動車のこと。災害時における蓄電池としての利用も可能。

PRTR（化学物質排出移動量届出）法

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の略称で、平成11年7月に制定された。有害性のある化学物質の環境への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を登録して公表する仕組み。国が事業者の報告や推計に基づき、対象化学物質の大気、水、土壌への排出量や、廃棄物に含まれる形での移動量を集計し、公表する。PRTR(化学物質排出移動量届出)制度ともいう。

SDGs（エスディー・ジーズ）

Sustainable Development Goals(サステイナブル・ディベロップメント・ゴールズ)の略称で、持続可能な開発目標のこと。2001年(平成13年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年(平成27年)9月の国連サミットにて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際社会共通の目標。

VPP（ヴァイピーピー）

Virtual Power Plant(バーチャル・パワー・プラント)の略称。分散型エネルギーリソースの保有者もしくは第三者が、分散型エネルギーリソースを制御することで、発電所と同等の機能を提供すること。

6R（ロクアール）

海洋プラスチックごみを減らすため、静岡県が独自に定め推進し、県民総参加で取り組んでいる「6R 県民運動」の6つのRのこと。Refuse(リフューズ)＝レジ袋などの使い捨て、プラスチックを断る／Return(リターン)＝ごみの持ち帰り、店頭回収の利用／Recover(リカバー)＝清掃活動への参加／Reduce(リデュース)＝ごみを増やさない工夫、マイボトル・マイバッグ／Reuse(リユース)＝資源の再利用、フリーマーケット、容器等を繰り返し使う／Recycle(リサイクル)＝資源回収に出す。

～富士山のすその 水・緑・人を共に育てるまち～

第2次裾野市環境基本計画

裾野市地球温暖化対策地方公共団体実行計画 | 区域施策編

【後期計画】

発行 令和3年3月

編集 裾野市環境市民部生活環境課

〒410-1192 裾野市佐野 1059 番地

TEL 055-995-1816 FAX 055-992-4447

<http://www.city.susono.shizuoka.jp/>



第2次裾野市環境基本計画 【後期計画】

令和3年度～令和7年度
令和3年3月

裾野市環境市民部生活環境課

410-1192 裾野市佐野 1059 番地

TEL: 055-995-1816 FAX: 055-992-4447

<http://www.city.susono.shizuoka.jp/>